

平成27年6月定例会（6月11日開会  
6月22日閉会）

## 池田町議会会議録

## 平成27年6月池田町議会定例会会議録目次

招集告示.....	29
応招・不応招議員.....	30

### 第1号（6月11日）

議事日程.....	31
本日の会議に付した事件.....	32
出席議員.....	32
欠席議員.....	32
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	32
事務局職員出席者.....	33
開会及び開議の宣告.....	34
諸般の報告.....	34
会議録署名議員の指名.....	39
会期の決定.....	39
町長あいさつ.....	40
承認第1号、承認第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決.....	40
承認第3号より承認第8号まで、一括上程、説明、質疑、討論、採決.....	45
議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	71
議案第25号の上程、説明、質疑.....	74
議案第26号の上程、説明、質疑.....	75
議案第25号、議案第26号を委員会に付託.....	81
請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託.....	81
散会の宣告.....	82

### 第2号（6月17日）

議事日程.....	83
本日の会議に付した事件.....	83
出席議員.....	83

欠席議員.....	8 3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	8 3
事務局職員出席者.....	8 3
6 月定例議会一般質問一覧表.....	8 4
開議の宣告.....	8 5
一般質問.....	8 5
甕    聖    章    君.....	8 5
横    澤    は    ま    君.....	9 5
矢    口    稔    君.....	1 0 5
矢    口    新    平    君.....	1 2 6
倉    科    栄    司    君.....	1 4 2
櫻    井    康    人    君.....	1 4 5
散会の宣告.....	1 5 8

### 第 3 号 ( 6 月 1 8 日 )

議事日程.....	1 5 9
本日の会議に付した事件.....	1 5 9
出席議員.....	1 5 9
欠席議員.....	1 5 9
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1 5 9
事務局職員出席者.....	1 5 9
開議の宣告.....	1 6 0
一般質問.....	1 6 0
大    出    美    晴    君.....	1 6 0
薄    井    孝    彦    君.....	1 7 8
服    部    久    子    君.....	1 9 6
散会の宣告.....	2 1 6

### 第 4 号 ( 6 月 2 2 日 )

議事日程.....	2 1 7
-----------	-------

本日の会議に付した事件.....	2 1 7
出席議員.....	2 1 7
欠席議員.....	2 1 7
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2 1 7
事務局職員出席者.....	2 1 8
開議の宣告.....	2 1 9
各常任委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑.....	2 1 9
議案第 2 5 号について、討論、採決.....	2 2 8
議案第 2 6 号について、討論、採決.....	2 2 8
請願・陳情書について、討論、採決.....	2 2 9
日程の追加.....	2 3 0
同意第 3 号の上程、説明、採決.....	2 3 0
同意第 4 号の上程、説明、採決.....	2 3 1
諮問第 1 号の上程、説明、採決.....	2 3 2
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 3 3
閉会中の継続調査の件.....	2 3 6
日程の追加.....	2 3 7
議員派遣の件.....	2 3 7
町長あいさつ.....	2 3 8
閉議の宣告.....	2 3 9
議長あいさつ.....	2 3 9
閉会の宣告.....	2 3 9
署名議員.....	2 4 1

池田町告示第41号

平成27年6月池田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年6月1日

池田町長 勝 山 隆 之

1.期 日 平成27年6月11日(木) 午前10時

2.場 所 池田町議会議場

## 応招・不応招議員

### 応招議員（12名）

1番	倉科栄司君	2番	横澤はま君
3番	矢口稔君	4番	矢口新平君
5番	大出美晴君	6番	和澤忠志君
7番	薄井孝彦君	8番	服部久子君
9番	櫻井康人君	10番	甕聖章君
11番	立野泰君	12番	那須博天君

### 不応招議員（なし）

平成 27 年 6 月 定例 町 議 会

( 第 1 号 )

## 平成27年6月池田町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成27年6月11日(木曜日)午前10時開会

#### 諸般の報告

報告第6号 平成26年度池田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第7号 池田町土地開発公社の経営状況の報告について

報告第8号 例月出納検査結果報告(3・4・5月)

報告第9号 議長が決定した議員派遣報告について

報告第10号 議員派遣結果報告について

報告第11号 寄附採納報告について

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

会期 - 6月11日(木)から22日(月)までの12日間

日程第3 町長あいさつ

日程第4 承認第1号 池田町税条例の一部を改正する条例の制定について

承認第2号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
一括上程、説明、質疑、討論、採決

日程第5 承認第3号 平成26年度池田町一般会計補正予算(第9号)について

承認第4号 平成26年度池田町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

承認第5号 平成26年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について

承認第6号 平成26年度池田町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

承認第7号 平成26年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

承認第8号 平成26年度池田町水道事業会計補正予算(第2号)について



一括上程、説明、質疑、討論、採決

日程第 6 議案第 24 号 介護保険に関する事務の事務受託の一部変更について

上程、説明、質疑、討論、採決

日程第 7 議案第 25 号 池田町町営バス設置条例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明、質疑

日程第 8 議案第 26 号 平成 27 年度池田町一般会計補正予算（第 1 号）について

上程、説明、質疑

日程第 9 議案第 25 号、第 26 号を委員会に付託

日程第 10 請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	倉科 栄司 君	2 番	横澤 はま 君
3 番	矢口 稔 君	4 番	矢口 新平 君
5 番	大出 美晴 君	6 番	和澤 忠志 君
7 番	薄井 孝彦 君	8 番	服部 久子 君
9 番	櫻井 康人 君	10 番	甕 聖章 君
11 番	立野 泰 君	12 番	那須 博天 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	勝山 隆之 君	教 育 長	平林 康男 君
総務課長	中山 彰博 君	住 民 課 長	倉科 昭二 君
会計管理者兼 会計課長	矢口 衛 君	保 育 課 長	勝家 健充 君
福 祉 課 長	小田切 隆 君	教 育 課 長	藤澤 宜治 君
振 興 課 長	宮崎 鉄雄 君	建設水道課長	丸山 善久 君
総務課長 総務係長	丸山 光一 君	監 査 委 員	山田 賢一 君

教育委員長 中山俊夫君

事務局職員出席者

事務局長 師岡栄子君 事務局書記 綱島尚美君

開会 午前10時00分

#### 開会及び開議の宣告

議長（那須博天君） おはようございます。

平成27年6月池田町議会定例会が招集されました。御多忙の折、御参集願ひ、大変御苦労さまでございます。各位の御協力をいただき、順調な議会運営ができますようよろしくお願ひを申し上げます。

なお、池田町議会では5月18日から10月31日までクールビズ対応を行っておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年6月池田町議会定例会を開会いたします。

会議に入る前にお諮りします。

本会議の発言で不適切な用語等があれば、その部分については、言い間違えとして議長において会議録を修正させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

これから本日の会議を開きます。

#### 諸般の報告

議長（那須博天君） 諸般の報告を行います。

報告第6号 平成26年度池田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第7号 池田町土地開発公社の経営状況の報告について、以上報告第6号、報告第7号を一括して報告願ひます。

勝山町長。

〔町長 勝山隆之君 登壇〕

町長（勝山隆之君） おはようございます。

報告第 6 号及び報告第 7 号を一括して報告を申し上げます。

まず、報告第 6 号 平成26年度池田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

これは、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により議会へ報告するものであります。

今回、平成27年度に繰り越す事業は15事業であります。繰越総額は 1 億8,666万3,000円、財源といたしまして既収入特定財源4,824万5,000円、未収入特定財源で6,924万9,000円、一般財源では6,916万9,000円であります。

内容につきましては、総務費では、庁舎空調整備に伴う庁舎管理経費、マイナンバー法に関する情報処理経費、また、人口ビジョンなどの委託料に関する総合戦略策定事業。民生費では、旧小島館における地域交流拠点として小さな拠点整備事業。農林水産業費では、大雪被害救済における農業振興事業、「花とハーブの里」リブランディング事業、ハーブセンター足湯整備に伴う県産材供給体制整備事業。商工費では、消費喚起プレミアム商品券発行事業、人材育成事業、街路灯整備に伴う商工振興事業、情報提供拡充による観光振興事業。土木費では、広津除雪機格納庫整備に伴う道路維持経費及び社総交による道路改良事業。消防費では、町内 3 カ所の消防団詰所設計監理、軽積載者 2 台等の費用であります。教育費では、池田小学校改修工事費の、以上15事業であります。

次に、報告第 7 号 池田町土地開発公社の経営状況の報告について、地方自治法第243条の 3 第 2 項の規定により報告いたします。

平成26年度事業報告及び決算につきましては、5 月19日の理事会において承認を受け、財産目録、貸借対照表及び損益計算書とともに、会計監事の意見を付して町長に提出されました。

平成26年度当期純利益はマイナス754万3,876円で、年度末繰越準備金は9,973万9,807円となりました。

平成27年度事業計画及び予算につきましては、3 月20日の理事会において承認されたものであります。事業計画では、現在公社で所有しております住宅用地などの早期分譲と、あゆみ野住宅南用地の造成、また、町からの要請に応えるべき委託事業が受けられるよう計画をしております。

当初予算では、収益的収入、支出で当期純損失を1,383万3,000円と見込んでおります。

以上、報告第 6 号及び報告第 7 号を一括して報告いたしましたが、補足説明は報告第 6 号を除き担当課長にいたさせます。よろしくご報告申し上げます。

議長（那須博天君） 補足説明を求めます。

報告第7号について、丸山建設水道課長。

建設水道課長（丸山善久君） それでは、池田町土地開発公社の経営状況の報告について、補足の説明をさせていただきます。

1 ページをごらんください。

平成26年度の池田町土地開発公社の事業報告でございます。

1 の業務運営報告につきましては、あゆみ野住宅地の用地2,339平米を1,340万円で取得し、961万2,000円で5区画の造成工事を行った内容でございます。

2 の理事会等につきましては、会計監査3回の理事会を開催しております。

2 ページを開いていただきますと、役職員に関する事項でございます。役職員に関する異動等につきましては、記載してあります名簿のとおりでございます。

3 ページからは、平成26年度土地開発公社の決算でございます。

1 の収益的収入及び支出のうち、まず、収入でございますが、事業収益につきましては、千本木台の2区画が未売却となっているため収入がございませんでした。

事業外収益につきましては、預金利息7万8,265円、雑収入として安曇養護学校北の公社保有地を養護学校職員の駐車場として貸し付けたことにより36万円の収入がございまして、収入総額は43万8,265円でございます。

支出につきましては、公社職員の給与、公社運営に必要な経費を合わせまして、支出総額は798万2,141円でございます。

2 の資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、借り入れが必要な事業がありませんでしたので、収入はゼロ円となっております。

支出につきましては、あゆみ野分譲地の造成に係る土地の取得費と造成工事費が主な内容となっております。支出総額は2,318万6,620円でございます。

なお、収入、支出の明細につきましては、10ページ、11ページを御参照いただきたいと思います。

続きまして、4ページにつきましては、損益計算書でございます。

4 の事業外収益43万8,265円に対しまして、3 の販売費及び一般管理費798万2,141円を差し引きますと、平成26年度の純利益は754万3,876円の減収となっております。

5 ページにつきましては、貸借対照表でございます。

左側の資産の部でございますが、流動資産の現金及び預金につきましては5,316万498円で

ございます。8ページに一覧表を載せておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

未収金400万円につきましては、花見分譲地1区画につきまして、分譲代金を分割納入していただいている残額でございます。

また、保有土地につきましては5,366万1,209円でありまして、9ページにこの土地の明細を載せさせていただきます。

以上を含めまして、資産の合計が1億1,082万1,707円でございます。

続きまして、右側の負債の部でございますが、固定負債の退職給付引当金758万1,900円、これは、これから下段の資本の部でございますが、資本金350万円、準備金としまして昨年度からの繰越準備金1億728万3,683円がございまして、先ほど申し上げました平成26年度の当期純利益マイナスの754万3,876円を差し引きますと9,973万9,807円となり、資本合計は1億323万9,807円でございます。

負債と資本を足した合計金額が1億1,082万1,707円となりまして、借方、貸方、バランスがとれている状況でございます。

6ページにつきましては、キャッシュ・フロー計算書でございます。

事業活動によるキャッシュ・フローでは、あゆみ野分譲地5区画の分譲が平成27年度となるため、土地造成事業の支出が大きく、マイナス3,129万9,496円となりまして、期末残高は5,316万498円でございます。

なお、平成26年度の決算につきましては、5月19日に開催されました理事会におきまして承認をいただいております。

次に、14ページをお開きください。

平成27年度の公社の事業計画でございます。

平成27年度は、前年度に5区画造成を行いましたあゆみ野分譲地、あづみ野住宅地の分譲を柱とし、あわせて保有分譲地の販売促進に力を入れる計画でございます。

また、住宅用地の開発適地の調査、研究も行っていく予定でございます。

15ページからは、平成27年度の公社予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、まず、収入でございますが、事業収益といたしまして、前年度造成を行いましたあゆみ野住宅地の5区画の分譲と、千本木台2区画の早期完売、事業外収益といたしまして、預金利息、安曇養護学校の駐車場に貸し付けた土地の収入を見込みまして、収入合計4,443万9,000円を計上いたしました。

支出といたしましては、事業原価といたしまして、収入に計上しました事業収益の原価

4,306万5,000円を計上し、販売費及び一般管理費1,520万7,000円を見込みまして、支出合計5,827万2,000円を予定しております。

第3条の資本的収入及び支出の予定額につきまして、この中で支出の土地造成事業費に250万9,000円を計上してございますが、あゆみ野住宅地分譲に係る定住促進のための助成金が主なものでございます。

なお、収入額が支出額に対して不足する額251万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填してまいります。

16ページの第4条につきましては、借入金の限度額を5,000万円と定めたものでございます。

なお、収入、支出の明細につきましては、21ページ、22ページを御参照いただきたいと思います。

17ページは、予定損益計算書でございます。

平成27年度の当期純利益は1,383万3,000円の減収の予定でございます。

また、18ページでございますが、予定貸借対照表の資産及び負債双方の合計額を9,342万8,000円としてございます。

19ページは、キャッシュ・フロー計算書でございます。

事業活動によるキャッシュ・フローでは、あゆみ野住宅地5区画の分譲が始まりますので、千本木台住宅地2区画と合わせますと2,672万円の収入となりまして、期末残高は7,973万1,000円の予定でございます。

なお、平成27年度の事業計画と予算につきましては、3月20日の理事会におきまして承認をいただいております。

以上で詳細の説明とさせていただきます。

議長（那須博天君） 報告第8号 例月出納検査結果報告（3月・4月・5月）について。

この報告については、監査委員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第9号 議長が決定した議員派遣報告について。

この報告については、急を要する場合として、会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定しましたので、お手元に配付した資料のとおり報告します。

報告第10号 議員派遣結果報告について。

この報告については、派遣議員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりで

す。

報告第11号 寄附採納報告について。

この報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

以上、諸般の報告を終了します。

#### 会議録署名議員の指名

議長（那須博天君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、2番、横澤はま議員、11番、立野泰議員を指名します。

#### 会期の決定

議長（那須博天君） 日程2、会期、日程の決定を議題にします。

会期、日程については、議会運営委員会を開催し、あらかじめ審議を願ってあります。

議会運営委員長から報告を求めます。

矢口稔議会運営委員長。

〔議会運営委員長 矢口 稔君 登壇〕

議会運営委員長（矢口 稔君） おはようございます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る6月5日に開催されました議会運営委員会において、池田町6月議会定例会の会期、日程等について協議いたしました。

本6月議会定例会の会期は、本日6月11日から22日までの12日間とし、議事日程についてはお手元に配付のとおりといたしましたので、よろしく願いいたします。

以上、報告申し上げます。

議長（那須博天君） ただいまの委員長報告に質疑がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。



本定例会の会期、日程については、委員長の報告のとおりとしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙、会期日程案のとおり決定しました。

町長あいさつ

議長（那須博天君） 日程3、町長あいさつ。

勝山町長。

〔町長 勝山隆之君 登壇〕

町長（勝山隆之君） 6月定例会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、季節柄何かとお忙しいところ御出席をいただき、ここに6月定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

本定例会に提案します案件は、報告、承認案14件、議案3件であります。また、最終日に追加案件を予定しております。よろしく御審議、御決定をいただきますようお願い申し上げます。

さて、平成26年度の予算執行につきましては、5月31日で平成26年度も出納閉鎖となり、全ての予算執行は終了いたしました。

決算につきましては9月定例議会において審査をいただく予定ですが、一般会計では、歳出の削減等により基金として7,600万円余りを積み立てすることができました。詳しくは承認第3号で説明させていただきます。

今定例会では梅雨どきでもありますので、議員の皆様には健康に十分御留意いただき、提案いたします案件の御審議、御決定をお願い申し上げ、開会に当たってのごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

承認第1号、承認第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

議長（那須博天君） 日程４、承認第１号 池田町税条例の一部を改正する条例の制定について、承認第２号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

勝山町長。

〔町長 勝山隆之君 登壇〕

町長（勝山隆之君） 承認第１号及び承認第２号について、一括提案理由の説明を申し上げます。

まず、承認第１号 池田町税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、それぞれ公布され、平成27年４月１日から施行に伴い、池田町税条例の一部を改正するもので、地方自治法の規定により３月31日付で専決処分をしたので承認を求めるものであります。

主な改正点は、マイナンバー法に伴う町税納付書、各種申請書等への個人番号を明記、住民税における住宅ローン減税等の適用期限の変更及び固定資産税等特例措置の延長、ふるさと納税の拡充、軽自動車税のグリーン化特例等に伴う改正。

附則では、施行期日、町民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、入湯税の各税目の経過措置を改正するものであります。

次に、承認第２号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

承認第１号でも申し上げましたが、地方税法の一部を改正する法律等に合わせまして本年４月１日から施行されることに伴い、３月31日付で専決処分をしたので承認を求めるものであります。

主な改正点は、第２条の課税額において基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の各限度額の引き上げ改正、第23条の国民健康保険税の減額において第２条と同様の額の引き上げ改正がされております。

また、附則では、施行期日、租税特別措置法の施行に伴い改正年月日の規定が追加されております。

以上、承認第１号及び承認第２号について、提案理由の説明を申し上げます。御審議の

上、御承認お願いいたします。

なお、補足説明は担当課長にいたさせますので、よろしく申し上げます。

議長（那須博天君） 補足の説明を求めます。

承認第1号、第2号について、中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） おはようございます。

それでは、承認第1号 池田町税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をいたします。

税目ごとの主な改正点を申し上げたいと思います。

まず、個人住民税関係でございます。

第33条におきまして、国外転出時の課税の適用除外として1億円以上の有価証券等を所持する方の申告が不要になっております。

続いて、附則第7条の3の2では、住宅ローン減税の対象期限が1年6カ月延長されております。

それから、附則第9条、同条の2ですけれども、ふるさと納税の申告特例の改正をしております。確定申告不要の給与所得者等がふるさと納税をした場合、申請することによりまして、納税先の市町村から寄附者の住所地の市町村に申告特例通知書が送付されまして、翌年度の個人住民税から寄附金控除がされる改正となっております。

続きまして、法人住民税関係でございます。

第31条では、均等割の税率適用区分が見直しをされておりました、資本金等の額に無償増減等の金額を加算すること及び資本金等の額が資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合につきましては、資本金に資本準備金を加えた額とするものでございます。

それから、第48条及び第50条におきましては、法人税改正に伴いまして、連結法人の所要の措置が追加されております。

次に、固定資産税関係でございます。

第57条及び第59条では、固定資産にかかわる非課税措置の追加でございます。ここでは、固定資産税の非課税の対象に児童福祉法の認可を受けた事業所内、保育事業用の固定資産が新たに追加となっております。

それから、附則第10条の2でございますが、地域決定型地方税制特例措置の割合の整備でございます。現在、下水道除害施設に廃液処理施設など6つの施設を対象とするものでございます。

附則第11条、第11条の2、第12条、第12条の2、第13条、第15条の各条におきましては、固定資産税の特例措置を延長してございます。改正におきましては、平成28年度と平成29年度の固定資産税の課税標準の土地価格特例が規定されたことに伴いまして、宅地等農地特例特別土地保有税の特例が3年間延長される形となっております。

次に、軽自動車税関係でございます。

附則第16条につきましては、四輪車等のグリーン化特例の追加でございます。平成27年4月1日から翌年3月31日までに新規で取得した四輪以上及び三輪の軽自動車税で、環境負荷の小さい車両につきましては、取得した翌年度から税率を軽減する改正がされております。

附則第10条につきましては、二輪車等の税率引き上げ時期の延期をうたっております。原付、二輪車等の新税率の適用を1年間延長したものでございます。

次に、本条例の改正の全般にかけての改正でございます。

今回の改正におきましては、本年10月より付番が始まりますマイナンバー法に基づきまして、納付書、納入書、各種申請時の番号記載が規定されております。これらに伴いまして、改正条文では第2条、第36条の2、第51条、第63条の2、同条の3、第71条、第74条、第74条の2、第89条、第90条、第139条の3、第149条、附則第10条の3の各条でございます。

続きまして、承認第2号の関係でございます。池田町国民健康保険税条例の一部改正でございます。

まず、第2条の関係でございますが、課税限度額の改正をしてございます。国保税の医療給付費課税額を52万円に、後期高齢者支援金額を17万円に、介護納付金課税額を16万円に、それぞれ限度額を改める内容でございます。

第23条関係です。第23条関係につきましては、保険税の軽減範囲の改正でございます。国民健康保険税におきまして5割、2割軽減所得が引き上げられまして、改正では5割軽減で1万5,000円、2割軽減で2万円の増額となっております。

附則第14条の関係でございますが、条約適用配当等にかかわる国民健康保険税の課税の特例施行日を改正したものでございます。国税の租税条約等実施特例法に基づきまして、条約適用配当にかかわる所得に利子所得、雑所得を含める改正の施行日を平成28年1月1日からとする内容でございます。

以上、承認第1号、承認第2号の補足説明を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） これをもって提案説明を終了します。

各承認案ごとに質疑、討論、採決を行います。

承認第1号 池田町税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

この議案に対し反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） この議案に対し賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

承認第1号を挙手により採決します。

この議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり承認されました。

承認第2号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

この議案に対し反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対し賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

承認第2号を挙手により採決します。

この議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり承認されました。

承認第3号より承認第8号まで、一括上程、説明、質疑、討論、採決  
議長（那須博天君） 日程5、承認第3号 平成26年度池田町一般会計補正予算（第9号）  
について、承認第4号 平成26年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につい  
て、承認第5号 平成26年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につい  
て、承認第6号 平成26年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につい  
て、承認第7号 平成26年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につい  
て、承認第8号 平成26年度池田町水道事業会計補正予算（第2号）についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

勝山町長。

〔町長 勝山隆之君 登壇〕

町長（勝山隆之君） 承認第3号から承認第8号まで、一括提案理由の説明を申し上げます。

この承認案件は、平成26年度の各会計において、事務事業の完了に伴い、最終補正予算を  
地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付の専決処分により編成したので、議会に  
報告し、承認を願うものであります。

初めに、承認第3号 平成26年度池田町一般会計補正予算（第9号）について説明を申し  
上げます。

歳入歳出それぞれ7,129万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ45億53万円といたしま  
した。これは、当初予算と比較いたしますと5億3,853万円の増で、率で13.59%の増となり  
ました。

また、平成27年度へ繰り越して事業を行うための繰越明許費は15事業、1億8,666万3,000  
円であります。

歳入の主なものは、町民税、固定資産税など町税で1,576万円の追加、配当割交付金では  
434万9,000円の追加、使用料及び手数料で568万4,000円の減額、国庫支出金で3,751万1,000  
円を減額、県支出金で1,248万8,000円の減額、繰入金では4,135万3,000円を減額、町債では

220万円を減額いたしました。

歳出では、総務費で3,900万3,000円を増額いたしました。主なものでは減債基金及び公共施設等整備基金積立金7,636万8,000円などによるものであります。

民生費では、社会福祉費、児童福祉費等で総額4,063万6,000円の減額で、主なものでは後期高齢者医療療養給付費負担金など高齢者対策費1,222万9,000円の減額、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費186万4,000円の減額などによるものであります。

衛生費では1,373万9,000円の減額、農林水産業費では2,795万3,000円の減額で、商工費では129万6,000円の減額、土木費では704万5,000円の減額で、主なものは住宅・建築物安全ストック形成事業費244万8,000円の減額などによるものであります。

消防費では151万9,000円の減額、教育費では999万6,000円の減額、公債費では805万円の減額であります。

次に、承認第4号 平成26年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ1,296万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を11億6,485万8,000円といたしました。

歳入では、国民健康保険税604万9,000円の減額、国庫支出金2,536万5,000円の追加、療養給付費交付金129万8,000円の減額、県支出金55万7,000円の追加、共同事業交付金419万1,000円の減額、繰入金124万6,000円の減額などであります。

歳出では、基金積立金が2万円の増額、諸支出金として43万8,000円を減額、予備費は1,338万2,000円を増額いたしました。

次に、承認第5号 平成26年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ702万円を減額し、歳入歳出総額を1億1,847万2,000円といたしました。

歳入では、後期高齢者医療保険料607万円の減額、繰入金として、一般会計からの繰入金を86万2,000円減額いたしました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金683万3,000円を減額いたしました。

次に、承認第6号 平成26年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ286万7,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ5億3,901万円といたしました。

歳入では、分担金及び負担金を267万7,000円減額、使用料及び手数料を144万2,000円の増額、繰入金では一般会計から繰入金を107万9,000円減額し、町債では100万円を減額といたしました。

歳出では、公共下水道事業費及び公債費、合わせて286万7,000円を減額いたしました。

次に、承認第7号 平成26年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ332万3,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ1,216万9,000円といたしました。

歳入では、使用料及び手数料で26万8,000円の増額、県支出金では135万2,000円の追加、繰入金を494万3,000円減額、歳出では、簡水総務費で、工事費などで332万3,000円を減額いたしました。

次に、承認第8号 平成26年度池田町水道事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、まず、予算第2条中に定めた業務の予定量の中、主な建設改良事業費を3万9,000円減額し、316万1,000円といたしました。

第3条収益的収入及び支出では、収入の部で水道事業収益を628万7,000円減額し、2億5,933万2,000円に、支出の部では水道事業費を506万4,000円減額し、2億191万円といたしました。

第4条資本的収入及び支出では、収入では23万1,000円減額し、総額を236万1,000円とし、支出で538万5,000円減額し、総額を9,454万2,000円といたしました。

不足分は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額の変更を行いました。

なお、平成26年度純利益は5,832万円を予定しております。

以上、承認第3号から第8号まで一括提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御承認をお願い申し上げます。

なお、補足の説明は担当課長にいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。  
議長（那須博天君） 補足の説明を求めます。

承認第3号中、歳入関係と総務課関係の歳出について、中山総務課長。  
総務課長（中山彰博君） それでは、承認第3号 平成26年度池田町一般会計補正予算（第9号）につきましての補足説明を申し上げます。



歳入と総務課関係、それから会計部分もお願いしたいと思いますので、あわせて説明を申し上げたいと思います。

今回につきましては、歳入歳出それぞれ7,129万円を減額しまして、歳入歳出総額を45億53万円とする3月31日付の専決でございます。

6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。

今回15事業、総額では1億8,666万3,000円を平成27年度へ繰り越すものでございます。

このうち主なものでございますけれども、地方創生先行型、地域消費喚起型の各地方創生事業の総額につきましては、総額で5,623万7,000円となっております。総務費におきましては人口ビジョン推計、それから総合戦略策定支援などの委託費としまして総合戦略事業500万円、それから、民生費では、地域交流拠点整備等、旧小島館の改修など小さな拠点整備事業として425万円を計上してございます。

それから、農林水産業の関係では、花とハーブの里づくりのコンセプトを再構築するための「花とハーブの里」リブランディング事業費を2,290万円、商工費におきましては、プレミアム商品券の発行に伴います国からの補助金の補助残相当額2,258万7,000円及び人材育成支援事業費並びに観光パンフを作製いたしましてサービスエリアに設置をするというものでございます。それから、情報提供拡充による観光振興事業費100万円でございますが、こういったものをそれぞれ計上した形になってございます。

それから、7ページをお願いいたします。

第3表です。地方債の補正でございますが、今回補正をお願いしてございますのは2事業、220万円を減額し、補正後の限度額を4億4,780万円とするものでございます。

道路整備事業債では、登波離橋線の改良工事90万円の減額、それから、緊急防災・減災事業債では消防詰所車両整備等130万円の減額であります。これらにつきましては、事業進捗によります減額補正となっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、歳入関係、10ページをお願いいたします。

まず、款1町税でございますが、町民税、個人法人合わせまして579万8,000円の増でございます。固定資産税では、現年、滞繰分を合わせまして1,075万4,000円の増。

次に、11ページの款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税でございますけれども、248万円の増額をしてございます。

その下、項の2自動車重量譲与税の関係ですけれども、これにつきましては税率改正によ

りまして410万2,000円を減額してございます。

次に、12ページをお願いいたします。

上段、款4配当割交付金でございますけれども、434万9,000円の増でございます。

その下、款の5株式等譲渡所得割交付金では420万円の増をしてございます。

その下、款7自動車取得税交付金につきましては、税法改正に伴いまして251万6,000円の減額をしてございます。

次に、13ページをお願いいたします。

下段、款11分担金及び負担金でございますけれども、保育料負担金及び保育料負担金滞納繰越分が伸びまして、民生費負担金が298万5,000円の増となっております。

それから、14ページをお願いいたします。

下段の款12使用料及び手数料のうち目2民生使用料では、デイサービスセンター使用料で147万2,000円の減額となっております。

飛びまして、18ページをお願いいたします。

款13国庫支出金の項2国庫補助金でございます。ここでは、総務費国庫補助金として、社会保障・税番号制度システム整備費補助金2,442万9,000円が減額となりまして、国庫補助金の全体といたしましては3,456万3,000円の減額となっております。

飛びまして、20ページから21ページにかけてをお願いいたします。

款14県支出金、項2県補助金では、目4の農林水産業費県補助金で、経営体育成基盤整備事業補助金720万9,000円などの減額によりまして、県補助金全体では897万3,000円の減額となっております。

続いて、23ページの下段をお願いいたします。

款15財産収入の関係であります。項2財産売払収入では、赤線の払い下げ11件の不動産売払収入307万3,000円を増額してございます。総額では332万2,000円を増額となっております。

続きまして、24ページをお願いいたします。

款17繰入金では、財政調整基金、福祉基金などの繰入不用に伴いまして、総額では4,135万3,000円を減額してございます。

飛びまして、26ページをお願いいたします。

款19諸収入、雑入関係でございますが、説明欄の下段、043という数字がありますけれども、高齢者支えあい拠点施設自治会協力金、東町、花見からの協力金ということで124万

2,000円を増額してございます。

次に、27ページの下段でありますけれども、款20の町債でございます。

ここでは、さきに第3表で御説明を申し上げたとおり2本の起債事業、総額220万円を減額しております。

それでは、続きまして、総務課関係の歳出につきまして御説明を申し上げます。

28ページからとなります。

最初に、今回の専決につきましては、平成26年度の最終補正予算ということで、全般にわたって職員の給与等に係る補正を全般でしてございます。よろしく願いをいたします。

それでは、28ページ、下段の款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では723万9,000円の減額でございます。主なものにつきましては、印刷購入に伴う500万6,000円の備品購入費を減額してございます。

下段、2目の文書広報費につきましては148万7,000円の減額をしてございます。これにつきましては、広報印刷に伴う不用額ということでございます。

次に、29ページをお願いいたします。

中段でありますけれども、目4会計管理費の関係であります。会計一般管理費におきます不用額、ここでは2万円を減額してございます。

その下、目5財産管理費でございますけれども、今回、財政調整基金積立金の利子分165万円、減債基金積立金2,000万円、さらに公共施設等整備基金積立金としまして5,471万8,000円の合計では7,636万8,000円を基金として積み立てております。

次に、30ページをお願いいたします。

目6です。企画費でございますけれども、2,376万2,000円の減額でございます。主な減額内容でございますが、本年10月より付番が始まります社会保障・税番号制度システム改修費用を当初計上しておりましたけれども、当該年度分のみシステム改修となったために委託料2,118万7,000円を減額したものでございます。そのほかは事業確定による減額となっております。

それから、31ページをお願いいたします。

目7の自治振興費でございます。元気なまちづくり事業補助金を中心といたしまして、事業確定によります130万3,000円の減額をしてございます。

目11防災対策費の関係でございますけれども、不用額の整理に伴いまして13万2,000円を減額してございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。

項2 徴税費、目1 税務総務費の関係でございますけれども、ここでは徴収員、嘱託徴収員の実績等によりまして36万3,000円の減額をしてございます。

目2 賦課徴収費の関係でございますけれども、賦課徴収に伴います経費84万2,000円を不用額として整理した内容でございます。

続きまして、33ページをお願い申し上げます。

項4 選挙費、目2 選挙啓発費、目3 長野県知事選挙費、目4 県議会議員選挙費、その下、目5 衆議院議員総選挙費につきましては、各選挙費用の確定によります減額でございます。総額では105万2,000円を減額してございます。

飛びまして、54ページをお願いいたします。

款9 消防費、目2 非常備消防費の関係でございますけれども、ここでは団員などの報酬等124万円の減額をしてございます。

3目 消防施設費では27万9,000円の減額でございます。これにつきましては、消火栓改修工事の工事不用額を計上したものでございます。

飛びまして、59ページ、下段をお願いいたします。

款11 公債費、目2 利子でございますけれども、805万円の減額をしてございます。これにつきましては、長期債等の利子の繰上償還を行ったことによります減額でございます。

あと、61ページ以降でありますけれども、これにつきましては給与費明細書を添付させていただいておりますので、ごらんいただければと思います。

総務課関係、会計関係、補足説明は以上でございます。

議長（那須博天君） 会議の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時12分

議長（那須博天君） 休憩を閉じ再開いたします。

承認第3号中、住民課関係の歳出について、倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） お疲れさまです。

それでは、住民課関係の補足説明を申し上げます。

32ページからとなります。

下段、款 2 総務費、項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費であります。18万5,000円の減額であります。これは電算委託料の確定による減額が主なものであります。

次に、35ページになります。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費のうち説明欄の 2 つ目の二重丸、出産祝金経費であります。80万円の減額であります。これは届け出が 4 月以降になったもの、または出産自体が 4 月以降になったために減額するものであります。

その下の国民健康保険特別会計繰出金経費であります。これは確定による減額であります。

次に、目 2 高齢者福祉費のうち、説明欄下段の高齢者対策経費であります。1,222万9,000円の減額であります。これは後期高齢者医療給付費負担金並びに後期高齢者医療特別会計繰出金の確定によるものであります。

次に、38ページ、目 7 医療給付事業費であります。7万4,000円の減額であります。福祉医療給付事業事務委託料並びに福祉医療審査集計事務委託料は確定による減額であります。福祉医療給付費は確定による増額をするものであります。

次に、41ページ、目 3 児童福祉費は103万円の減額であります。児童手当支給額の確定によるものであります。

次に、42ページの目 6 子育て世帯臨時特例給付金給付事業であります。186万4,000円の減額であります。需用費、役務費、委託料並びに負担金、補助及び交付金、それぞれ確定によるものであります。

次に、44ページの款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 3 環境衛生費であります。113万9,000円の減額であります。賃金、需用費、委託料並びに負担金、補助及び交付金、それぞれ確定によるものであります。

次に、46ページ、目 1 清掃費であります。202万4,000円の減額であります。汚泥運搬処理委託料、一般廃棄物収集委託料及び一般廃棄物処理管理委託料並びに自動車借上料等は、それぞれ確定によるものであります。

住民課関係は以上であります。

議長（那須博天君） 承認第 3 号中、福祉課関係の歳出について、小田切福祉課長。

福祉課長（小田切 隆君） 御苦労さまでございます。

それでは、福祉課の関係をお願いしたいと思います。

ページにつきましては、34ページまでお戻りいただきたいと思います。

34ページの最下段でございますけれども、3款民生費、1目の社会福祉総務費であります。今回622万2,000円の減額補正を行っております。このうち福祉課の関係につきましては、まず、説明欄二重丸でありますけれども、社会福祉一般経費中、福祉関係では社協の職員の人件費、これが減額に伴っております。補助金319万3,000円の減、また、次のページ、35ページになりますけれども、この一番上段の説明欄でございますが、地域介護福祉空間整備事業の工事に伴います減額51万9,000円が主な点でございます。

次に、2目でございますけれども、高齢者福祉費の1,477万6,000円の減額のうち、福祉課の担当では、同じく二重丸でございますけれども、高齢者福祉事業の254万7,000円の減額が該当してまいります。内容といたしましては、各種福祉補助事業の減による措置となっております。

次に、36ページにまいりまして、3目でございますが、障害者福祉費で41万5,000円の減額を行っております。内容としましては、各種給付費の減ということになっております。

次に、37ページをおめくりいただきたいと思います。

5目でございますけれども、地域包括支援センター運営費では、206万円の減額を行っております。主な内容といたしましては、社協からの出向職員の人件費の減によるところであります。

38ページでございますが、6目の介護予防費では40万円の減額となっておりますが、これにつきましては臨時職員の賃金の減額といったところが主な点であります。

39ページをめくっていただきたいと思います。

9目でございますが、総合福祉センター管理費では508万9,000円の減額を行っております。内容としましては、やすらぎの郷の光熱水費を中心といたしました実績に基づいた管理経費を減額としております。

また、同じページの最下段であります。11目の福祉企業センター費においては50万2,000円の減額を行っておりますが、こちらも光熱水費や燃料代の減額措置となっております。

次に、40ページになります。

12目の臨時福祉給付金給付事業であります。510万4,000円の減額を行っております。内容としましては、給付の確定によります減額措置となっております。

次、ページをめくっていただきまして、42ページになります。

5 目子育て支援費では75万8,000円の減額措置を行っております。内容としましては、各種委託料の減による補正となっております。

次に、4 款衛生費に移りまして、ページは43ページになります。

そのうちの2目であります。予防費507万4,000円の減額補正を行っておりますけれども、中身としましては各種検診委託料の減額となっております。

福祉課は以上であります。

議長（那須博天君） 承認第3号中、保育課関係の歳出について、勝家保育課長。

保育課長（勝家健充君） お疲れさまです。

保育課の関係をお願いいたします。

40ページをお願いいたします。

40ページの下段、民生費の児童福祉費のうち1目児童福祉総務費でございますが、119万2,000円の減額でございます。保育園運営事業費でございますけれども、光熱水費の30万円の減額等を主なものといたしまして43万円の減額、これはいずれも確定によるものでございます。

次に、保育園改修事業でございます。11万6,000円の減額でございます。会染保育園建設検討委員会の委員の報酬並びに費用弁償について、不用額を減額させていただいております。

次に、41ページ、2目の特別保育費をお願いいたします。48万2,000円の減額でございます。延長保育事業におけます給食材料費、障害児保育事業及び一時保育事業におけます臨時職員の賃金を、それぞれ確定に伴いまして整理をさせていただいたものでございます。

保育課につきましては以上でございます。

議長（那須博天君） 承認第3号中、振興課関係の歳出について、宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 御苦労さまでございます。

それでは、振興課関係の主なものについて御説明をさせていただきます。

恐れ入ります、47ページをお開きいただきたいと思います。

6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目の農業振興費の関係でございますけれども、総額で156万1,000円の減額補正でございます。内容としましては、農業振興事業関係、各種補助金の確定に伴うところの減額となっております。

また、農業用公共施設改修事業の工事請負費の減額につきましては、入札差金等による減額となっております。

続きまして、48ページ、下段になりますけれども、7目の土地改良費の関係でございます。

こちらにつきましては1,537万2,000円の減額でございます。こちらの主なものにつきましては49ページをごらんいただきたいと思っております。説明欄にあります土地改良管理費の関係でございます。圃場整備の計画書類等の作成の委託料でございますが、内鎌の圃場整備地区、こちらが事業延期ということになっておりまして、その関係での減額となっております。

続きまして、2項林業費の関係でございます。1目林業振興費、総額で1,082万2,000円の減額となっております。こちらにつきましては、林業振興事業の森林造成事業の補助金でございますけれども、これは間伐等の国庫補助事業に伴うところの町費のかさ上げ分ということになっておりますが、大北森林組合の関係で平成26年度についてはこの補助事業が導入されておられませんので、989万1,000円を減額させていただいております。

また、有害鳥獣対策事業、町単林道の整備事業につきましては、それぞれ事業費確定に伴うところの不用額の整理という形になっております。

続いて、50ページをお願いいたします。

7款の商工費、1項の商工費、1目商工振興費の関係でございますけれども、90万6,000円の減額となっております。こちらにつきましては、商工振興事業から地域おこし協力隊活動事業、商業等活用エリア検討事業、ものづくり産業クラスター形成事業、こちらのほうのそれぞれの事業費の確定による減額とさせていただいております。

最下段になります。2目の観光費の関係です。39万円の減額でございます。こちらにつきましては、説明欄に書いてありますように、池田町におきましても農家民泊を推進するという事で、簡易宿泊施設の申請手数料の一部を町が補助するという事で、各地域を回らせていただいて御説明をさせていただいたわけでございますけれども、本年3月まででの届け出の方がいなかったということで減額をさせていただいております。

振興課関係につきましては以上でございます。

議長（那須博天君） 承認第3号中、建設水道課関係の歳出について、丸山建設水道課長。建設水道課長（丸山善久君） それでは、建設水道課関係についてお願いいたします。

45ページをお願いいたします。

4款衛生費、3目の環境衛生費の中の浄化槽対策経費でございますが、41万4,000円の減額でございます。これにつきましては、当初5人槽と7人槽それぞれ1基を予定しておりましたが、7人槽の補助金の申請がありませんでしたので、1基分の減額でございます。

7目の給水施設費につきましては532万6,000円の減額でございます。法道、坂森、三郷地区に関する飲料水供給事業及び簡水事業繰出金ともに、各事業の精算による減額ござい



す。

続きまして、51ページをお願いいたします。

8款土木費の1目土木総務費につきましては42万4,000円の減額でございます。主なものといたしましては、道路台帳整備委託料の減額でございます。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費につきましては364万8,000円の増額でございます。内容につきましては、除雪委託料に206万円、降雪に伴う倒木処理重機借り上げ料に38万8,000円の増額となっております。

また、広津地区除雪のために除雪機械を購入、貸与しているところでございますが、この機械格納庫の建設に伴う県道側溝の補強、格納庫周りの舗装の外構工事費用として120万円の増額でございます。

2目の道路改良費で79万3,000円の減額、3目の道路舗装費で35万3,000円の減額、都市計画費、2目の公園事業費の説明欄にあります公園管理等一般経費が建設水道課に関する部分でございますが、48万2,000円の減額でございます。それぞれ事業費確定による減額でございます。

53ページ、3目の公共下水道事業費の下水道事業への繰出金107万9,000円の減額につきましても、事業費確定による減額でございます。

5項住宅費、1目の住宅管理費につきましては401万円の減額でございます。主なものとしましては、3丁目東町営住宅A棟の外壁改修を県住宅供給公社の買い取り方式により工事を行いまして、事業費確定による減額、また、住宅・建築物安全ストック形成事業の耐震診断、耐震補強工事、住宅リフォームの申請件数が確定したことに伴う減額でございます。

なお、下水道事業の内容につきましては、別途特別会計にて御説明申し上げます。

以上が建設水道課関係でございます。

議長（那須博天君） 承認第3号中、教育委員会関係の歳出について、藤澤教育課長。

教育課長（藤澤宜治君） お疲れさまでございます。

それでは、教育委員会関係、歳出の関係について説明をさせていただきたいと思います。

それでは、予算書41ページをごらんいただきたいと思います。

41ページ、最下段でございますが、民生費、項の2児童福祉費、目の4児童センター費でございます。今回66万円の減額をお願いするものでございます。内容でございますが、説明欄でございますが、臨時職員の賃金ということで28万円の減額でございます。児童厚生員ということで臨時職員をお願いをしておりますが、その賃金の減でございます。

それから、ページ変わりました42ページになりますが、一番上でございますけれども、食糧費38万円の減でございますが、これは児童のおやつ代の材料代の減額でございます。

それでは、ページめくっていただきまして、52ページをごらんいただきたいと思います。

8款土木費、4項都市計画費、目の2でございますが、公園事業費でございます。今回308万円の減額をお願いするものでございます。主な内容でございますけれども、説明欄下のほうになりますけれども、クラフトパークの管理経費の電気料106万3,000円、それから、めくっていただきまして、シルバー人材センターをお願いをしております公園の管理経費104万2,000円を、それぞれ減額する内容でございます。

それから、また、恐れ入りますがページをめくっていただきまして、55ページをごらんいただきたいと思います。

中段になりますが、10款の教育費、1項教育総務費、目の2事務局費でございますが、今回23万6,000円の減額をお願いするものでございます。主な内容でございますが、スクールバスの運行委託料の減額、10万9,000円の減額でございます。

それでは、次のページ、56ページ中段をごらんいただきたいと思いますが、10款教育費、4項の社会教育費、目の2公民館費でございますが、今回71万3,000円の減額をお願いするものでございます。その主な内容でございますが、説明欄でございますが、生涯学習講座の講師の謝礼の減額43万9,000円が主な内容となっております。

めくっていただきまして57ページ、やはり下段でございますが、目の6美術館費をごらんいただきたいと思いますが、445万4,000円の減額をお願いするものでございます。その主な内容でございますが、企画展の委託料の経費200万9,000円の減額をお願いするのが主な内容となっております。

それから、ページ変わりました58ページをごらんいただきたいと思いますが、目の7創造館費でございます。今回98万6,000円の減額をお願いするものでございます。主な内容でございますが、創造館の電気料80万円の減額、それから、ピアノコンサートの委託料、これは公募型に変更したことによりまして18万6,000円の減額でございます。

それから、そのページの下段になります。目の2総合体育館費でございますが、229万8,000円の減額をお願いするものでございます。主な内容でございますけれども、説明欄、上から2つ目になりますが、総合型地域スポーツクラブ、大かえで倶楽部でございますが、設立補助金、これが実績に伴いまして156万6,000円の減額でございます。

それから、その下でございますが、地域おこし協力隊活動事業、この関係でございますが、

通年予算をとっていたわけでございますけれども、8月からの採用ということに伴いまして、合計66万円の減額をお願いするものでございます。

教育委員会の関係は以上でございます。

議長（那須博天君） 承認第4号、第5号について、倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） それでは、承認第4号 平成26年度池田町国民健康保険特別会計の第3号補正の補足説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,296万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれを11億6,485万8,000円にするものでございます。

詳細につきましては6ページからになります。

まずは、歳入であります。款1国民健康保険税でございますが、目1一般被保険者分で70万7,000円の減額、目2退職者被保険者等分で534万2,000円の減額により、国民健康保険税全体では604万9,000円の減額補正であります。

次に、7ページの款3国庫支出金、項1国庫負担金でございますが、目1療養給付費等負担金及び目3特定健康診査等負担金ともに増額で、977万2,000円の追加補正となっております。項2国庫補助金の財政調整交付金は1,559万3,000円の追加補正でございます。

次に、款4療養給付費交付金は129万8,000円の減額補正であります。

次に、款6県支出金でございますが、項1県負担金及び項2県補助金ともに追加補正により、合わせて55万7,000円の追加補正であります。

次に、9ページの款8共同事業交付金でございますが、419万1,000円の減額補正であります。

次に、10ページの款10繰入金でございますが、一般会計からの繰入金は124万6,000円の減額補正であります。

これに対します歳出でございますが、12ページからとなります。

款1総務費、款2保険給付費、款3後期高齢者支援金等、款6介護給付費、款7共同事業拠出金並びに款8保健事業費は、財源振替によるものでございます。

17ページの款11予備費につきましては1,338万2,000円の追加補正でございます。

続きまして、承認第5号 平成26年度池田町後期高齢者医療特別会計の第3号補正の補足説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ702万円を減額し、歳入歳出それぞれ1億1,847万2,000円にするものでございます。

詳細につきましては3ページからとなります。

まずは、歳入でございます。

款1 後期高齢者医療保険料であります、目1 特別徴収保険料及び目2 普通徴収保険料ともに減額し、合わせて607万円の減額補正であります。

次に、款3 繰入金でございますが、一般会計からの事務費繰入金を86万2,000円減額補正いたしました。

これに対します歳出でございますが、5ページからとなります。

主なものといたしまして、6ページの款2 後期高齢者医療広域連合納付金を683万3,000円減額補正を行っております。

説明は以上でございます。

議長（那須博天君） 承認第6号、第8号について、丸山建設水道課長。

建設水道課長（丸山善久君） それでは、承認第6号 池田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

歳入歳出それぞれ286万7,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億3,901万円と定めるものでございます。

初めに、3ページ、4ページをお開きください。

歳入の内訳でございます。

今回、分担金で105万2,000円の減額、負担金で162万5,000円の減額となっておりますが、これにつきましては、新規加入の減少に伴うものが主な内容でございます。

使用料につきましては106万5,000円の増額となっておりますが、使用料滞納繰越分によるものが主なものでございます。

手数料の37万7,000円の増額は、排水設備工事の申請増が主なものでございます。

歳入歳出の差し引きによりまして、一般会計繰入金が107万9,000円の減額となっております。

雑入につきましては、1丁目県道歩道工事に伴います公共ます移転補償費が収入となっております。

次の、5ページ上段の下水道事業債につきましては、資本費平準化債100万円の減額でございます。

続きまして、歳出の関係でございます。

公共下水道事業費につきましては70万2,000円の減額でございます。消費税、人件費等に

よりも減額でございます。

続いて、汚水処理事業費45万円の減額でございます。維持管理委託料の確定、脱水経費の処理量の減量により減額、原材料費の減額が内容となっております。

7ページの公債費におきましては、償還元金50万5,000円の増額、借入利率の確定により222万円の減額となっております。

以上で下水道事業特別会計の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、承認第8号 平成26年度池田町水道事業会計補正予算(第2号)についてお願いいたします。

1ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、第2条中に定めました業務の予定量の主な建設改良事業費を320万円から316万1,000円に改めるものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の関係でございますが、これは通常の事業費に係るものでございます。

2ページの第4条の関係でございますが、資本的収入及び支出を表にしたものでございます。

第5条につきましては、職員の給与に関する減額でございますので、よろしくお願いいたします。

では、第3条の収益的収入及び支出につきまして、5ページ、6ページとなりますのでごらんください。

収入におきましては、全体で628万7,000円の減収となっております。主なものとしましては、水道使用料が732万1,000円の減収となっております。節水意識、昼間の使用水量の減少等が要因と考えられます。

支出につきましては、全体で506万4,000円の減額となっております。これは大きな修繕が発生しなかったことに加えまして、各項目の費用の削減が図られた結果と判断しております。資産減耗費203万円の減額につきましては、平成26年度中に除却する固定資産が発生しなかったことによるものでございます。消費税の301万3,000円の増額につきましては、消費税確定額によるものでございます。

第4条の資本的収入及び支出に関しましては、7ページでございますので、ごらんいただきたいと思います。

収入につきましては、加入負担金の減額、支出につきましては、改修工事等の確定による

減額が主なものでございます。建設改良事業費の確定によりまして、2ページ上段の収入額が支出額に対して不足する額の補填する金額を変更いたしました。

以上の補正によりまして、8ページのキャッシュ・フロー計算書の上段にございます当年度純利益は、当初見込みに対しまして、水道使用料の減少等によりまして108万5,000円の減収の5,832万円となります。最下段に記載してあります現金の期末残高は7億2,846万円となっております。

以上で水道事業の説明を終わりといたします。

議長（那須博天君） これをもって提案説明を終了します。

各承認案ごとに質疑、討論、採決を行います。

承認第3号 平成26年度池田町一般会計補正予算（第9号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、立野議員。

11番（立野 泰君） ちょっと質問させていただきますが、49ページ。

49ページの6款ですが、林業費の今説明いただきました19073森林資源造成事業補助金989万1,000円、これちょっと今説明いただきました、大北森林組合がどうかというようなお話がございました。非常に、町としても県下でも非常に大きな、大北森林組合、大きな問題があるわけなんです、989万1,000円、大北森林組合がいけなかったからこれを、補助金をなくしたというような説明なんです、それだけでもってあれは解決するのかどうか、何か別の方法でもってやるべきことがあったんじゃないかと思うんですが、その辺はどうですか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） この森林造成事業の補助金につきましては、国の補助決定額の10%以内の中で、町の予算の範囲内で支出するというところでやっております。

昨年の事業の様子をしてみると、国への補助金の申請できる事業体が、今のところ森林組合に限られていたというようなこともありまして、森林組合としては事業をやりたいんだけど、県のほうでの申請の受け付けができなかったというようなこともお聞きしているところでございます。

この平成27年度につきましては、そのようなことのないような形で、現在、松くい処理も含めまして他の事業体のほうに申請を求めて森林整備を進めていくということで進めさせていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（那須博天君） 立野議員。

11番(立野 泰君) 結局、松くい対策等についても非常に池田町、一般質問でもそんなような話が出るようですけれども、非常に美しい村としては環境問題、非常に厳しいんですよね。だから、大北森林組合しか国の補助を受けて県の補助金をもらってできないという、それはそれでいいんですけれども、やっぱり町民から見ると、あのぶざまな姿は何だと。やはり何か、何らかの方法でもってやっていかなければ、このままでは、山全体が本当にみすばらしい山になってしまうということなんですよ。

ですから、森林組合ができないのは、それは仕方がないんですけれども、そんなことをやっている、じゃ山はどうするんだと、美しい村連合としても景観が非常に悪いということで、これは真剣に考えてもらわなければいけない。やむを得ないとしても、じゃ、何かほかの代案を考えていかなければいけないなと思っているんですよ。

だから980万円を、簡単に使わなかったから引っ込めるという、補助金も、国の補助があるんですが、そうじゃなくて別の方法をやっぱり考えるべきだと、そういう積極性を持ってもらわなければ、私はいけないなと思っているんですが、もう一度お答えをお願いします。

議長(那須博天君) 宮崎振興課長。

振興課長(宮崎鉄雄君) 確かに現状を見ても、非常に松くいもふえてきております。このためにも、町としましても地域に協議会を設立いたしまして、山主さんの御了解をいただき、また自治会の御了解をいただいて進めていくということでスタートをしたやさきのごとでございまして、これから平成27年度においてはそのようなことのないような形で、ぜひ国の事業を入れながら、事業体としてやっていただける業者さんとも今打ち合わせをさせていただいているところですので、本年はできる限り早急に、森林整備のほうをまた進めていきたいというふうに考えております。

議長(那須博天君) 立野議員。

11番(立野 泰君) 各地区で自治会でもって進めているんですよね。そうすると、その自治会ごとに、やっぱり懇切丁寧な説明をもっていかなければいけないと、なぜこうなったんだという。そういうのを現実にはやっているんですか、どうなんですか、その辺。

議長(那須博天君) 宮崎振興課長。

振興課長(宮崎鉄雄君) 池田町の場合は、この協議会組織を、それぞれの地区において進めさせていただいております。その中では年に1回の総会等もございまして、そちらのほうで、昨年の森林組合の関係も含めましてお話をさせていただいておりますし、また、今後も連携をとって進めていければというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたしま

す。

議長（那須博天君） ほかに質問ございますか。

服部議員。

8番（服部久子君） 50ページの商業エリアについてお尋ねします。

この前、交流センターの策定委員会で一応案ができて、予定どおりに進んでいるかと思うんですけども、そのときの交流センターの委員会の中でも、この商業エリアの総合関係、やはり同じように栄えていかなければいけないことで、商業エリアがなかなか見えてこないというところがあるんですが、実際この平成26年度、検討委員会、それが何回開催されたか。それから、一番近い開催年月といたしますか、それはいつなんでしょうか。お願いします。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 商業等活用エリアにつきましては、全部で6回、今まで開催がされているかというふうに聞き及んでおります。また、昨年11月ぐらいが最後だったように、ちょっとはっきりしたことが.....

〔「12月」の声あり〕

振興課長（宮崎鉄雄君） 12月ですか、12月が最後だったように聞いております。

それで、その中の今、中間報告と申しますかという中では、あそこにあります大角屋さんの蔵を残してテナントとしてやっていったらどうかというところの提案がなされておるといふふうに聞いております。今までの開催経過とその中間報告等については、そのような形で進んでおるといふことでございますので、よろしく願いをいたします。

議長（那須博天君） 8番、服部議員。

8番（服部久子君） これは特に自動車、車を運転できない方の強い要望があると思います。それから、あそこに町のにぎわいをつくるという点でも、非常に大事かと思うんです。

昨年12月に最終の会が開かれたということで、非常に何か取り組みが遅いといたしますが、そのような感じがするんですけども、この見通しとか、私一番感じるのは、商工会の応援とかそういうのをぜひ取りつけていただいて、ぜひ、これは商売に関係しますので、そういうことを、素人さんばかりの集まりじゃなくて、専門家も呼んでしっかりした見通しをつけるということが大事じゃないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 一応ことしも継続ということで、検討委員会、考えてまいります。先ほど御指摘にありましたように、地域交流センターの基本設計の業務が発注となりまして、



これからはそちらのほうとの連携もとっていかなければいけない。また、御指摘の住民、また商工会関係者との連携というのも必要になってこようかと思いますので、そちらのほうを十分また検討させていただきまして、今後検討会の開催にこぎつけていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（那須博天君） ほかに質問。

和澤議員。

6番（和澤忠志君） 先ほどの50ページなんですけれども、植種転換の松くい虫の問題ですけれども、最近、去年より一段と東山を眺めていますと、松くい虫が非常に多くなっていて、茶色の色が非常に目立つようになってまいりました。それで、各地域でこれは組合をつくってやっているんですが、おおよそ何年計画で東山一帯を樹種転換できるのか。このままでいくと二、三年か5年ぐらいの計画だと思うんですが、これは真っ赤っ赤になっちゃって、非常に景観が、美しい村としても問題になると。

それから、もう一つは、建物の近くにある松の木が、これは松が枯れちゃうと倒木が起こりやすいということで、非常に建物に危険が増すと。あるいは道路端、そういうこともあるんで、特に早く、建物とかいろんな影響のある松くい虫にかかった松を早く処理する方法を考えているのか、この2点についてお聞きしたいと思います。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 松くい虫の関係につきましては、かつては枯れた松を1本ずつ切りまして、ビニールでくるんで薫蒸をして処理をしておりました。今の状況からしますと本当に数がふえておりまして、それでは間に合っていないだろう、そういうことで樹種転換、また更新伐というような形で事業を進めさせていただいておるところでございます。

年々ふえている中で、これを何年でということでは、今のところまだ先が見えてこないということですが、着実に少しでも減らしていくということを進めさせていただければと思っております。

また、先ほど御指摘ありました住宅のそば、要は庭木の松等のことだと思うんですが、山林の松ということでしょうか。

議長（那須博天君） 和澤議員。

6番（和澤忠志君） 山林の松でも建物の、例えばお宮とかそういう公共の施設のところに松の木がたくさんありまして、倒れるとその建物が傷ついたり、多分道とか道沿いも、道のそばにも松があると思うんで、そういう危険木みたいな形になってくると思うんですよ。そ

の危険木についての早く処理をする方法を考えているのかということをお尋ねしたいと思います。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 山林の松は町が切ることができます。予防等の対策、樹幹注入、また松くい空中防除といいますか地上防除等については町のほうで、一般の皆さん、自治会さんのほうで行ってもらうものには補助をしておりますが、伐採ということになりますと、山林のものはできるんですけども、そちらのほうには伐採が今のところできないという状況でございますので、御理解をいただければというふうに思います。

議長（那須博天君） 和澤議員。

6番（和澤忠志君） 松の木は、この間、広津のお宮に行ったんですが、そのそういう神社の周りに松の木があって、今もう枯れているわけです。倒れるとこれ危ないなど、建物に直撃するというようなことが事実あります。本当は、個人の土地はみんな個人でやるようになっているんですが、既にもう枯れていると、これから枯れるんじゃなくて枯れていて危なくなっているものがありますんで、そういうところを早目に処理する方法を、樹種転換を待ってれば時間がかかっちゃうということもあると思うんですが、そんなことで、危険木となっても既に枯れているものについては、各種の要請を聞いた中で早目に対応できないかということでございます。

議長（那須博天君） その問題は、お宮とかそういう問題につきましては、その地権者とか、例えばお宮なんかは神社庁のいろいろもございまして、その地区で考えなければ、行政でこれを切るとかということは、多分不可能だと思います。指導というか、いろいろの危険ですよという指示はできると思いますが、行政で切るという形は多分とれないと思いますんで、お願いをしておきますが。

宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 今お話にありますけれども、先ほども申し上げましたように、広津等の問題につきましては恐らく神社地ではありますが、森林という形になってきております。また、そちらにつきましても、パトロール等も行いながら点検をしながらやっていけるところはやっていく。また、地主との話もあります。お宮の神社地ということになれば、そちらのほうも調整をさせていただかなければいけないというようなこともございます。

山林以外のものについては、先ほどお話をさせていただきましたように、個人地についてはそちらのほうでお願いするしか今のところできない状況でありますので、よろしくお願

をいたします。

議長（那須博天君） 和澤議員。

6番（和澤忠志君） 26ページなのですが、一番下段の043というのがありまして、これは高齢者支えあい拠点施設自治会協力金というのを先ほど何か説明していただいたんですが、ちょっと内容的にもうちょっと詳しく説明をお願いしたいと。

議長（那須博天君） 小田切福祉課長。

福祉課長（小田切 隆君） これにつきましては、介護福祉空間事業で行いました花見自治会と東町自治会の地元負担金がここにのってきたという内容になっております。建設費の負担金ということであります。よろしくお願いたします。

議長（那須博天君） ほかにありますか。

3番、矢口稔議員。

3番（矢口 稔君） 1点お願いたします。

55ページをお願いいたします。

10款の教育費の中の2目事務局費のところ、スクールバスの運行事業経費が載っておりますけれども、昨年度のスクールバスを運行していた業者と今年度、今年度と異なりますか昨年度から、昨年度の途中で変わったんですかね、何かバスの運行会社、かわったということでホームページには載っておりましたけれども、かわった経緯、また、どの会社にかわったのか、そして、それで委託をした結果このような差額が出たのか、その点について。

あと、もう1点。同様に保育課のほうでも同じようなケースが見られて、予算上はのっていないものですから、その点についてはどのような対応をなさったのか。また、そちらのほうも、運行事業を行っている会社はどの会社で、どのような経緯でその会社になったのかお尋ねいたします。

議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

教育課長（藤澤宜治君） ただいまの教育委員会スクールバスの運行委託料に伴います御質問でございます。お答えをさせていただきたいと思いますが、ただいま御質問の中にもございました。実は町内にございます川誠物流さん、事務所は中之郷にあったかと思っておりますけれども、そちらのほうにずっとお願いをしていたところでございました。順調に来ていたわけでございますが、そういう中で、川誠物流さんが倒産をしてしまったということがございまして、実はその倒産の経過が非常に忙しいといえますか、急な倒産というような状況がありました。

そういう中で、会染小学校のスクールバス、それから池田保育園の通園バス、これを両方ともお願いをしていたところでした。急遽の川誠物流さんの倒産ということで、私も非常に慌てたわけですが、とにかく間をあけるわけにいかないということの中で、前任の課長を中心に、やっていただける事業者を探したわけですが、近隣の市町村に聞いたりした中で、現在お願いをしておりますが、シダックス大新東さん、そちらのほうで受けていただけるということで急遽お願いをします。ほかに受けていただける業者さんがたまたまなかったというような状況でございまして、そういう中で、そちらの会社のほうにお願いをしたという経過がございました。

それから、金額の関係でございますが、川誠物流さんに比べて若干でございますけれども、やっぱり高くなってしまったと。そういう中で、たしか補正予算で会染小学校のスクールバスの関係については補正で増額をさせていただいたと。それを契約、新たな金額を見込んで契約をし、また増額補正をさせていただいたところだったと思っておりますけれども、そういう中で、会染小学校のスクールバスの関係につきましては、予定より恐らくは校外指導といえますか、通常の送り迎え、送迎の部分ではない部分でございますけれども、そちらのほうは予定より少なかったかということになるかと思っております。

それから、保育園の関係でございますが、そちらの関係につきましては、当初予定したとおりの大体運行の状況であったということで、今回補正はなかったということになるかと思っております。よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 質疑の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 03分

再開 午後 1時 00分

議長（那須博天君） 休憩を閉じ再開いたします。

休憩前に引き続き、承認第3号について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、服部議員。

8番（服部久子君） 53ページの一番下、住宅リフォーム補助金についてお聞きします。

平成26年度は、1年間で何件あって、補助額が幾らで、それから工事費は幾らだったでし

ようか。お尋ねします。

議長（那須博天君） 丸山建設水道課長。

建設水道課長（丸山善久君） 住宅リフォームの関係でございますが、平成26年度の関係でございますけれども、64件の申請がございます、対象事業費の関係でございますけれども、8,028万6,297円が対象事業費でございます。補助金の関係でございますけれども、1,039万8,000円が補助金となっております。

議長（那須博天君） ほかにございますか。

3番、矢口稔議員。

3番（矢口 稔君） 午前中に引き続きまして、先ほどのスクールバスの関係ですけれども、シダックス大新東、ホームページ上は大新東株式会社と契約という形になっていたと思いますが、その中で、契約の期間はどのくらいの程度で更新していくのか、お聞かせいただければと思います。

議長（那須博天君） 勝家保育課長。

保育課長（勝家健充君） まず、期間についてですが、基本的に1年で行うという契約を行っております。

それから、午前中の質問の中で保育園の経費についてのお答えがされておりましたが、前藤澤課長のほうからは予算の範囲内ということでしたけれども、予算の中で流用によって対応させていただいたという状況でございますので、加えて御報告いたします。

以上でございます。

議長（那須博天君） ほか、何か質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を行います。

まず、この議案に対し反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対し賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

承認第3号を挙手により採決します。

この議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり承認されました。

承認第4号 平成26年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

この議案に対し反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対し賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

承認第4号を挙手により採決します。

この議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり承認されました。

承認第5号 平成26年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対し反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対し賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

承認第5号を挙手により採決します。

この議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり承認されました。

承認第6号 平成26年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対し反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対し賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

承認第6号を挙手により採決します。

この議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり承認されました。

承認第7号 平成26年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対し賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

承認第7号を挙手により採決します。

この議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり承認されました。

承認第8号 平成26年度池田町水道事業会計補正予算（第2号）について質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対し反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対し賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

承認第8号を挙手により採決します。

この議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり承認されました。

議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（那須博天君） 日程6、議案第24号 介護保険に関する事務の事務受託の一部変更についてを議題といたします。



提出者から提案理由の説明を求めます。

勝山町長。

〔町長 勝山隆之君 登壇〕

町長（勝山隆之君） 議案第24号 介護保健に関する事務の事務受託の一部変更について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、北アルプス広域連合から介護保険に関する事務の事務受託の一部変更について、地方自治法第252条の2第3の規定により議会の議決を求めるものであります。

平成18年4月に創設された「地域支援事業」は、要支援になる前の段階での状態悪化を予防し、高齢者が地域で自立した日常生活を送ることを目的に介護保険制度の中に位置づけられたことを受け、広域連合及び市町村議会の議決を経て、事務の全部を市町村に委託して事業実施をしております。

平成27年4月1日付施行の改正介護保険法では、地域のニーズに対応した柔軟な事業への取り組みが求められるため、今回、市町村への委託事務を新たに追加し、関係市町村が個別事務を行うことより統一的に取り組むことが望ましい事務については、広域連合が実施できるように規約の一部を変更するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議、御決定をお願いいたします。

議長（那須博天君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、服部議員。

8番（服部久子君） すみません、お願いします。

説明のところ、要旨これ、いただいたのを読むと、成年後見人ですか、そういう事務は広域で一元化してするというような話だったんですが、そうすると、負担金、町が出す負担金というのは多くなっていくんでしょうか。

それから、要支援1・2が地域自治体に移されるということで、介護の予防給付金というのは、これは町が出すのか広域から出てくるのか、その辺お聞きします。

議長（那須博天君） 小田切福祉課長。

福祉課長（小田切 隆君） それでは御質問に答えますが、まず、成年後見無料相談会の関係ですけれども、これにつきましては、池田町も年1回、割り当てのことがありまして、管内で順番に相談会をやっております。弁護士や福祉士の方をお願いして、その費用につきま

しては、同一の方に関しまして各市町村で単価契約をしてお支払いをしていたというのが現実でありましたが、これを広域で一本化することによって、そうした契約は全て一本化できるという効率化を図るということでございます。

したがって、回数につきましても減りもしなければふえもしないと、現状どおりのことでありまして、契約の支払いにつきましても、案分によって広域のほうから来るわけですが、もともとこの事務につきましても広域から町が委託を受けてお支払いをしていたと。その裏財源としまして、同額のものが広域のほうから実は来ていて充当しておりましたので、実質的には全然町の持ち出しは、この事務委託に関しましては差が生じてこないということになっております。

今度、要支援1・2の場合は介護保険、当然外されてきますので、その分の支援策等につきましては、町のほうで多分支出をするということになってまいりますが、ただ、一般財源で全てやるのかということになりますと、これはほかの地域支援策もそうですが、一旦広域で国等から受けた補助金が町へ来ます。ですから、それで特財で充当してまいりますので、全額一般財源で負担するということにはなっていないかと思えます。

なお、負担割合等につきましては、まだまだ決まってきておりませんので、詳細につきましてはちょっとお答えすることができませんが、イメージとしましては特財で充当されるものというふうなイメージでいただければよろしいかと思えます。

議長（那須博天君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対し反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対し賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第24号を挙手により採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第25号の上程、説明、質疑

議長（那須博天君） 日程7、議案第25号 池田町町営バス設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

勝山町長。

〔町長 勝山隆之君 登壇〕

町長（勝山隆之君） 議案第25号 池田町町営バス設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、町営バス定期券発行対象者に新たに「中学生」及び「障害者手帳を所持する利用者」を加え、75歳から70歳に年齢を引き下げるものであります。

また、あわせて広津線、池坂線、安曇野線の起終点の変更及び各路線の停留所の名称を改めるものであります。

なお、本条例は、平成27年7月1日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議、御決定をお願いいたします。

なお、補足説明は担当課長にいたさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（那須博天君） 補足の説明を求めます。

議案第25号について、倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） それでは、議案第25号につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の大きな改正点は、定期券の対象者を「中学生」、75歳以上を、「70歳以上並びに障害者手帳を所持している方」に拡大し、利用者の負担軽減を図るためのものでございます。特に、中学生を追加するのは、中高一貫教育校に通われる生徒がおられるためでありますので、よろしくお願ひいたします。

また、回数券の発行については、新たに70歳以上及び障害者手帳を所持している方に2割引きで発行するというものでございます。

あわせて、広津線、池坂線、安曇野線の起点、終点名及び各路線の停留所の名称を変更す

るものでございます。

第3条では、広津線の起点を「総合福祉センター」から「やすらぎの郷」に、安曇総合病院が4月から名称変更したことに伴い、池坂線の起点及び終点、安曇野線の起点を「安曇総合病院」から「あづみ病院」へ、第7条では、各路線の停留所の名称を変更するものでございます。

第9条第3号では、定期券の交付対象者を、中学生、70歳以上の利用者、障害者手帳を所持する利用者に拡大し、第10条では、新たに第4号を加え、回数券を70歳以上及び障害者手帳を所持する利用者に拡大し、2割引きで交付するものでございます。

なお、この条例の施行日は、平成27年7月1日からとなります。

補足説明は以上でございます。

議長（那須博天君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

#### 議案第26号の上程、説明、質疑

議長（那須博天君） 日程8、議案第26号 平成27年度池田町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 勝山隆之君 登壇〕

町長（勝山隆之君） 議案第26号 平成27年度池田町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、臨時特例的な子育て世帯臨時特例給付金補助金、臨時福祉給付金補助金の延長に伴う歳入歳出の補正、コミュニティ助成事業の確定による補正、また、4月の人事異動による職員給与などを中心とした補正予算であります。

歳入歳出それぞれ2,729万円を追加し、歳入歳出の総額を44億29万円といたしました。

歳入では、消費税に関連した子育て世帯への臨時特例交付金など国庫支出金を1,902万3,000円の増額、県支出金を3万3,000円減額、諸収入では、雑入で4つのコミュニティ助成事業費830万円を追加いたしました。

歳出では、総務費で619万3,000円を追加、民生費では臨時特例交付金及び臨時福祉給付金給付事業を中心に744万4,000円を追加、衛生費では782万2,000円を追加いたしました。

農林水産業費では116万9,000円を追加し、商工費では202万3,000円を追加、土木費では86万円を減額いたしました。

消防費では、消防詰所の取り壊し費用114万2,000円を計上、教育費では270万6,000円を追加いたしました。

以上、議案第26号の提案説明をいたしました。御審議の上、御決定をお願い申し上げます。

なお、補足説明は担当課長にいたさせますので、よろしくお願いいたします。

議長（那須博天君） 議案第26号中、歳入関係と総務課関係の歳出について、中山総務課長。総務課長（中山彰博君） それでは、議案第26号 平成27年度池田町一般会計補正予算（第1号）につきまして、歳入関係と総務課関係の補足説明をいたします。

今回につきましては、歳入歳出それぞれ2,729万円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ44億29万円とするものでございます。

歳入関係、5ページをお願いいたします。

款13国庫支出金、目2民生費国庫補助金では1,902万3,000円を増額してございます。節8では、消費税改正に伴いまして、国からの特例措置を計上したものでございまして、子育て世帯臨時特例給付金補助金としまして432万5,000円を増額計上してございます。また、節9でございすけれども、臨時福祉給付金補助金1,469万8,000円を追加するものでございます。

次に、款14県支出金、目1総務費委託金では、統計調査に伴う委託金の交付確定に伴います3万3,000円を減額してございます。

その下、款19諸収入、目6コミュニティ助成事業助成金の関係でございす。4団体の交付確定によります830万円を増額計上してございます。各事業内容につきましては、後ほど歳出の説明の中でそれぞれ説明してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、歳出関係でございすけれども、各款共通事項といたしまして、各款にわたります。この4月の人事異動によります職員の給与、それから人件費に係る補正を全般に

行っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、人件費を除きました総務課の歳出関係の説明を申し上げたいと思います。

まず、6ページ、下段、款2総務費、目1一般管理費の関係でございます。199万円を減額してございますが、説明欄、庁舎管理経費としまして111万8,000円を計上してございます。これは庁舎の印刷機の故障に伴います印刷機の借り上げ料でございます、高速カラー印刷機1台、保守料を含みまして5年リースということで計上させていただいたものでございます。

それから、その下、目2文書広報費の関係でございますが、86万4,000円の増額でございます。これにつきましては、国のマイナンバー制度の法律施行に伴いまして、町条例に關しますマイナンバー制度の改正部分を条例に反映させなければいけないということでありまして、法令整備を外部委託するものでございます。

7ページをお願いいたします。

7目の自治振興費の関係ですが、830万円の増額でございます。これにつきましては、自治総合センター及び長野県市町村振興協会コミュニティ助成事業の申請に基づきまして、平成27年度の交付確定がありました4つの団体に交付するものでございます。自治総合センター分につきましては、3丁目自治会の祭りの山車修理修繕、それから和合地区の防災会では防災資機材整備ということで予定しております。それから、長野県の市町村振興協会分といたしましては、4丁目の自治会の祭り山車の修繕と、それから浜田見南部地区の防災会ということで防災資機材の整備を予定してございます。

飛びまして、8ページの下段をお願いいたします。

項5統計調査費、目2指定統計費の関係でございますけれども、3万2,000円の減額でございます。工業統計及び農林業センサスの交付内示に伴いまして計上したものでございます。

飛びまして、15ページの中段をお願いいたします。

款9消防費、目3消防施設費では114万2,000円の増額計上でございます。これにつきましては、3丁目、5丁目の各消防詰所の取り壊し費用でございます。消防施設設置事業補助金要綱に基づきまして、町から3分の2の費用を計上させていただいたものでございます。

それから最後に、18ページですけれども、給与費明細書を添付させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

歳入と総務課関係の歳出につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 議案第26号中、住民課関係の歳出について、倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） 住民課関係の補足説明を申し上げます。

7ページ、中ほどの款2総務費、項1総務管理費、目9バス等運行事業費でございますが、今回45万円の増額補正をお願いするものであります。これは昨年度、中之郷の県道東側のバス停の停留所施設の修繕を行ったところでありますが、4月の強風等によりまして、今回は西側の停留所が損壊をいたしましたので、東側と同等のものを設置する費用でございます。

次に、11ページ、最下段の款3民生費、項2児童福祉費、目6子育て世帯臨時特例給付金給付事業でございますが、432万5,000円の増額補正をお願いするものであります。これにつきましては、昨年度も実施したところでありますが、消費税率引き上げが延長になったことに伴い、本年度も実施されることとなった事業であります。対象児童1人につき3,000円を交付するもので、対象児童1,150人を見込み、給付金345万円とそれに伴う事務費を今回お願いするものでございます。

住民課関係は以上であります。

議長（那須博天君） 議案第26号中、福祉課関係の歳出について、小田切福祉課長。

福祉課長（小田切 隆君） それでは、福祉課の関係をお願いしたいと思います。

ページにつきましては、9ページをお開きいただきたいと思います。

9ページ、3款民生費、5目地域包括支援センター運営費でございますけれども、今回270万3,000円の追加補正をお願いするものであります。内容は、説明欄、二重丸の事業が列記されておりますけれども、3事業とも社協からの出向職員の異動に伴います人件費の増額といった内容となっております。

次に、10ページの9目でございますが、総合福祉センター管理費では81万4,000円の追加補正をお願いするものであります。内容としましては、やすらぎの郷のガス漏れ感知器、お風呂のろ過器ポンプ等の修繕が主なところであります。

続いて、11目福祉企業センター費では7万9,000円の増額となっておりますが、フォークリフトの点検料代に充てるといった内容となっております。

次に、その下の12目でございますが、臨時福祉給付金給付事業でありますけれども、これも昨年に引き続きまして暫定的に行われるものということでございまして、本年度につきましては総額1,469万8,000円の予算立てで、おおむね1,900人に対しまして、1人当たり6,000円を給付するものであります。

11ページに移りまして、5目子育て支援費でありますけれども、今回30万円の増額補正をお願いするものであります。内容としましては、2段構えの補正となっております。まず、

子育て支援のカウンセラーへの報酬でございますが、これを今回、委託料に支出科目を組み替えるというものが第1点。次に、この契約につきましては福祉課で一括契約をいたしますけれども、同一人物からカウンセラーを受けます保育園の予算30万円を、そのまま福祉課のほうへ移行した内容となっております。

福祉課は以上であります。

議長（那須博天君） 議案第26号中、保育課関係の歳出について、勝家保育課長。

保育課長（勝家健充君） 保育課関係をお願いいたします。

11ページになります。先ほどの福祉課の説明のところに引き続き形をお願いいたします。

3款民生費、項2児童福祉費のうちの1目児童福祉総務費になります。総額では819万1,000円の減額をお願いするものでございますが、そのうち、地域子育て創生事業の中の講師謝礼30万円の減額でございます。福祉課長説明の相談支援事業関係に、5目の子育て支援費へ、この経費を30万円、そちらのほうへ統合をすることとしまして減額するものでございますので、お願いいたします。

説明は以上でございます。

議長（那須博天君） 議案第26号中、振興課関係の歳出について、宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） それでは、引き続き振興課関係の補足説明を申し上げます。

予算書13ページをお開きいただきたいと思います。

款6農林水産業費、項1農業費の最下段、3目でございます。農業振興費ということで32万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容的には、花とハーブの里づくり事業ということで、ハーブセンターの駐車場入り口でございますグレーチング、こちらの握わりが悪く、はね上がる危険性があるということで、早急に修繕を行ってまいりたいというものでございます。

また、続きまして、14ページの7目土地改良費の関係でございます。今回38万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容的には、国土調査においての間違いが発見されましたので、こちらについて、相道寺地区、内鎌地区の水路敷関係でございますけれども、税法修正ということで登記のほうをしてまいりたいということで38万2,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、2項の林業費の関係でございます。2目森林の里親事業費、今回14万円の増額補正をお願いしてございます。こちらにつきましては原材料費ということで、森林の里親交流事業時の植樹用の苗木代、山桜190本、それとその他資材費ということで増額補正をお



願いするものでございます。

最後になりますけれども、7款の商工費、項1商工費でございますが、2目の観光費の関係でございます。今回215万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては観光協会への補助金ということでございますが、観光協会のほうで臨時職員1名を雇用するための経費ということで215万6,000円を計上させていただきました。

振興課関係は以上でございます。

議長（那須博天君） 議案第26号中、教育委員会関係の歳出について、藤澤教育課長。

教育課長（藤澤宜治君） それでは、教育委員会関係の歳出についてお願いをしたいと思います。

16ページをごらんいただきたいと思います。

16ページ、中段でございます。10款教育費、項の2小学校費、目の3会染小学校管理費でございます。今回8万3,000円の増額をお願いするものでございます。内容でございますが、説明欄にございますけれども、消耗品費ということで8万3,000円をお願いしてございます。会染小学校のプールでございますけれども、児童センターの北側でございますけれども、家屋等の整理に伴いまして建物がなくなってしまうと、道路のほうからの視覚といいますか、見えてしまうということに伴いまして、プールの西側のフェンスに目隠しのシートを張っていくということで、そのシートに伴います経費でございます。

それから、その下でございますが、目の2教育振興費でございます。今回21万2,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄をごらんをいただきたいと思います。本年度新たな取り組みということで、広島平和記念式典に中学生4名を参加してまいりたいということで当初からお願いをしてございましたが、当初は町のバスにより行くと、往復をするという予定でございましたけれども、やはり生徒の身体的な負担が心配だという形の中で、新幹線等の利用をさせていただきたいということで、中学生が4名、添乗する職員でございますが2名ということで、1泊2日でございますが、21万2,000円の増額の補正をお願いするものでございます。

以上です。

議長（那須博天君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第25号、議案第26号を委員会に付託

議長（那須博天君） 日程9、議案第25号、第26号を各担当委員会に付託したいと思います。

職員をして付託表を朗読させます。

師岡議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（那須博天君） ただいまの付託表により各担当委員会に付託と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、各担当委員会に付託することに決定しました。

請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託

議長（那須博天君） 日程10、請願・陳情についてを議題とします。

職員をして請願・陳情の朗読をさせます。

師岡議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（那須博天君） これについては各常任委員会に付託したいと思います。

職員をして付託表の朗読をさせます。

師岡議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（那須博天君） お諮りします。

本請願・陳情は、付託表により常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会に付託することに決定しました。

#### 散会の宣告

議長（那須博天君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 1時39分

平成 27 年 6 月 定例 町 議 会

( 第 2 号 )

平成27年6月池田町議会定例会

議事日程(第2号)

平成27年6月17日(水曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	倉科栄司君	2番	横澤はま君
3番	矢口稔君	4番	矢口新平君
5番	大出美晴君	6番	和澤忠志君
7番	薄井孝彦君	8番	服部久子君
9番	櫻井康人君	10番	甕聖章君
11番	立野泰君	12番	那須博天君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	勝山隆之君	教育長	平林康男君
総務課長	中山彰博君	住民課長	倉科昭二君
会計管理者兼 会計課長	矢口衛君	保育課長	勝家健充君
福祉課長	小田切隆君	教育課長	藤澤宜治君
振興課長	宮崎鉄雄君	建設水道課長	丸山善久君
総務係 課長	丸山光一君	教育委員長	中山俊夫君

事務局職員出席者

事務局長	師岡栄子君	事務局書記	綱島尚美君
------	-------	-------	-------

## 6月定例議会一般質問一覧表

番号	質 問 者	質 問 要 旨
1	10番 麿 聖章議員	1. 町なか商業施設について 2. 特産品開発について 3. 新設図書館に「3Dプリンター」の導入を
2	2番 横澤はま議員	1. 食を通じた健康づくりについて
3	3番 矢口 稔議員	1. 情報発信の明確化について 2. 町制100周年事業について 3. 東山の里山保全について
4	4番 矢口新平議員	1. 池田町のふるさと納税について 2. 池田ハーブの里づくりプロジェクトについて 3. 社会資本整備総合交付金について
5	1番 倉科栄司議員	1. 屋外広告物（看板）の安全対策について
6	9番 櫻井康人議員	1. 安心・安全な町づくりのため行政・町民の役割は 2. 東山一帯の農林業・観光・住宅開発をどう進めるのか
7	5番 大出美晴議員	1. 町なか再生に向けた対策は 2. 町民目線を大事にした政策を 3. ブドウの試験圃場の取り組みについて
8	7番 薄井孝彦議員	1. 安倍政権の平和安全法制（戦争法案）などへの対応について 2. 旧アップルランド跡地への商業施設設置の進め方について 3. 「花とハーブの里づくり」の進め方について
9	8番 服部久子議員	1. 子ども・子育て支援事業をどう進めるのか 2. 高齢者福祉と自治体の役割 3. 奨学金制度の創設

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（那須博天君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、山田監査委員、所用のため欠席との届け出がありました。

会議に入る前にお願いを申し上げます。

発言される際は、できるだけマイクに向かってお話ししていただくようお願いいたします。

一般質問

議長（那須博天君） 日程1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、質問の順序は通告順とします。

職員をして、一般質問一覧表の朗読をさせます。

師岡議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（那須博天君） これより一般質問を行います。

麩 聖 章 君

議長（那須博天君） 1番に、10番の麩聖章議員。

麩聖章議員。

〔10番 麩 聖章君 登壇〕

10番（麩 聖章君） おはようございます。

10番、麩聖章でございます。

6月定例会トップを切りまして一般質問させていただきます。

今回は3件について御質問をいたします。

1件目でございますけれども、町なかの住民にとりまして最大の課題の1つであります商業施設について御質問させていただきます。

アップランド撤退以来、町なか総合商業施設がなくなり、地域住民にとりましては大変不都合な状況となっております。商工会としましては、何とか住民のニーズに応えようということで、現在、「晴れるや市」として週1回開催しており、安定した売り上げを確保しております。しかしながら、駐車場等の条件を考えると、これ以上拡張できる状況にはありません。現在、2日間の開催も検討しているところでありますけれども、それによりまして当初からの課題が解消されたわけではなく、新たな商業施設を求める住民の要望は大きなものがあります。

アップランド跡地に商業施設をということで検討委員会が立ち上げられましたが、これという具体策がなく、現状膠着状態にあるのではないかとさえ思われます。

そこで、お伺いいたしますが、まず最初に、今後この検討委員会はどのように進めていくのかお伺いをいたします。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

〔振興課長 宮崎鉄雄君 登壇〕

振興課長（宮崎鉄雄君） それでは、1番目の甕聖章議員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

今後の商業等活用エリア検討委員会の進め方についてという御質問でございます。

この商業等活用エリア検討委員会におきましては、平成25年10月より6回の検討を重ねていただきました。町内への大型店の出店計画、また金融機関の移転計画等の話が持ち上がり、その中での会議であったということから、今のところ話し合いが途中となっております。

さらに、道路計画、地域交流センターの基本設計がこのたびスタートしてまいりますので、他計画との情報の共有を図りながら、再度検討を重ねることが重要と考えております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 甕議員。

〔10番 甕 聖章君 登壇〕

10番（甕 聖章君） いろいろ諸条件が決まらない中での検討ということで、検討委員会も非常に進めにくいというところがあるかと思っておりますけれども、ひとつ方向づけはどうして



も必要ではないかと思うんですが、いつまでに結論を出すのか、そして、交流センターの建設がもう具体化してまいります。それと並行する、あるいは足並みをそろえる、そういう体制がどうしても必要ではないかと思えますけれども、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） いつまでに結論を出すのかという御質問でございますけれども、本年度、平成27年度の予算の中で5回程度の開催を予定をしておるところでございます。

いずれにしましても、議員御指摘のように、それぞれ地域交流センター等の計画づけがはっきりしてまいりましたら、お互いに情報を共有する中で、本年度中にはこちらの商業等活用エリアの方向性を決めていければというふうに考えております。

議長（那須博天君） 麿聖章議員。

〔10番 麿 聖章君 登壇〕

10番（麿 聖章君） ぜひしっかりとした日程を組んで進めていただきたいと思います。ちょっとこんなお話がいいかどうかわかりませんが、もし仮に方向が決まらなかった場合、とりあえずの何か活用、例えば駐車場等ですね、そういう活用をせざるを得ないのかなというようなお気持ちもあるのかどうか、あるいはほかの活用も検討するというようなお考えがあるかどうかお尋ねをしたいと思います。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 今回委員会の中でもんでいただきまして、そちらの意見を優先的に進めてまいりたいと考えておりますので、今のところ、今すぐ決まらなかったらどのような結論は申し上げるところではないかと思っております。

以上です。

議長（那須博天君） 麿聖章議員。

〔10番 麿 聖章君 登壇〕

10番（麿 聖章君） 2つ目にいきますけれども、これは検討委員会に任せるというようなイメージが今は強いんですけれども、町としても、この商業施設はどんな形がいいのか、どうすべきなのか、そういうイメージをやっぱり持って、ある程度打ち出していただくというのも、検討委員会の1つの方向の目安になってくるのではないかと思います。どんなイメージがあるのか、全く今は検討委員会にお任せというようなことであるのか、その辺お答えをいただきたいと思います。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 商業施設に対する町のイメージはという御質問でございますけれども、これにつきましては先ほども申し上げたような形で、検討委員会の意見を優先に考えてまいりたいと思っております。

アップルランド池田店の閉店に伴い、町なかの高齢者の買い物が不便になりました。商工会が中心となっていただきまして、先ほど議員のお話にありましたように、毎週金曜日にスペースゼロを中心に、「晴れるや市」を開催していただいております。しかし、週1回ということで、生鮮食品等の買い物に不便を感じているところでございます。

生鮮食品、日用雑貨等の買い物ができる大型商業施設の誘致にも力を入れ、できるだけ早い対応をと考えておるところでございます。

議長（那須博天君） 鴛聖章議員。

〔10番 鴛 聖章君 登壇〕

10番（鴛 聖章君） 町なかを考えますと、本当にアップルランドがなくなり、総合的な商業施設が本当になくなったと。「晴れるや市」ではやっておりますけれども、どうしても商品の範囲には限りがありますので、皆さんの住民のニーズに応えるというところまでいかないのかなと思います。

そこで、以前にもお話ししましたけれども、この商業施設に関しましては商工会でも逐次検討を重ねて、いろんな調査、研究等をしているところでありますけれども、住民との意見交換、あるいはアンケート等によりまして、意向調査なども実施しまして、それなりの情報も集約されております。私はもっと商工会とも連携をとって協議等意見交換を行うべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

また、町なかだけで果たして情報が全部網羅できるのかなという気がいたします。第三者機関を通しましても情報を集める、あるいは意見を伺う、そのようなことも広く発信をしまして、情報をとって方向づけを決めていったらどうかと思いますが、その辺、お考えをお聞かせください。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 商工会との連携をという御意見でございます。

確かに議員御指摘のとおり、商工会の中でも検討をいただいております。町としましては、商工会のほうに空き店舗対策の継続実施と商店街利便性向上対策などの地域商業力再興強化事業として、補助金を交付させていただいており、専門家を交えての町なか再生事業

に向けた調査研究に対しても、助成をしておるところでございます。この中で、商業活性化ということで、第三者からの御意見、提言もいただいております。この内容について、町担当の中で、職員との連携を商工会と密にしまして、意見等を反映できればと思っております。

また、商業等活用エリアの検討委員会の中に商工会代表2名の皆様を入れておまして、検討をしてきております。こちらのほうも十分機能をしていただいて、商工会の検討内容についておつなぎを申し上げ、検討をしていければと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（那須博天君） 麿議員。

〔10番 麿 聖章君 登壇〕

10番（麿 聖章君） 商工会の中でも、常にこの問題は話題になるところでありまして、補助金をいただいているその使い道についても、なかなかこれとって具体案が出てこないというのが現状であります。

その金額にもよりますけれども、この額では中途半端というような意見もありますし、なかなか難しいところだなと思いますが、その辺の意見、代表が出ておりますけれども、どうもそれがしっかりと伝え切れていない。もっと膝を詰めて、商工会の持っている情報を十分町のほうにも酌み取っていただいて、町なかの皆さんの希望がどこにあるのか、そんなところをしっかりと捉えていただけるような、そんな協議会のあり方に持って行っていただけたらと思います。

きょうのお話伺いましたので、商工会としてもしっかりと煮詰めまして、代表を出しておりますので、その場で商工会の意見等をしっかりと伝えるようなことにしていきたいなと思います。ぜひしっかりとした組み立てで進めていただきまして、具体的な商業施設につながればなと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、1点目を終わりにして、2点目の質問にまいります。

特産品の開発についてということで御質問いたします。

特産品の開発につきましては、従前からの課題でありますけれども、ガイドマスター等で案内しておりますと、池田町の特産品は何ですか、お薦めは、との質問を時たまされるときがあります。そんなときには答えについつい窮する場面がありますけれども、またお客様にお土産を渡す、そんなときにも頭を悩ますということがたびたびあるわけであります。

北アルプスブランドなど評価すべきものはあるのですけれども、人気度あるいは売り上げ

など、いま一步ではないかとの感があります。日本酒では小さな町ながらも2軒の造り酒屋があり、評判も上々のようであります。また、ワイン用ブドウが高い評価を受け、先日は「安曇野池田」というブランドで高級ワインが発売され、池田の名称が入ったのはうれしい限りであります。これからの成長が楽しみでもあります。

しかしながら、酒類だけでは偏りがあります。私はさらに特産品の開発を進めるべきと考えます。

そこで、お伺いいたしますが、現在、特産品の開発を地域協力隊に担当してもらうという事で取り組んでおりますけれども、思うように進んでいないというのが現状ではないかと思えます。また、商工会でも取り組んではおりますが、ここでも思うように進んでおりません。現在、ふるさと納税のお返しとしての魅力がある特産品が各地で話題になり、物によってはふるさと納税が大幅にアップしたとの情報もあります。私はもっと積極的にしっかりとした体制で特産品開発に取り組むべきと考えますが、現状の取り組みと今後の体制はどのように考えているのかお伺いをいたします。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） それでは、特産品開発の体制についてということで、現状等についてお答えをさせていただきたいと思えます。

現在、地域おこし協力隊員として1名、観光協会のほうに籍を置いてはございます。精力的に活動をしていただき、地域の皆さんとのネットワークを広げている段階でございます。町としては特産品を、町外の方が池田町を訪れた際、道の駅などで商品に手が伸び、お土産として購入し得るもの、また町民が町外へ出かける際にお土産として持っていけるものと定義して開発に努めております。

現状目に見えた成果には至っておりませんが、この池田町の特産品になり得るものを見きわめ、一過性のブームに乗り、はや廃りに左右されないものをしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

花とハーブの里として効用・用途を明確にしたハーブ類の製品化などには可能性が感じられますので、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 麴議員。

〔10番 麴 聖章君 登壇〕

10番（麴 聖章君） 先日、ふるさと納税返礼品のアイデア募集というような御案内が各

事業所に渡ったようであります。本当に一步ようやく進んだなという感があるわけですが、大勢の皆さんの意見、知恵をおかりして、ぜひとも池田ブランドと言えるような特産品まで育てられる、そんな開発ができればなと思います。

それと、特産品に加えまして、地方の市町村ではやはりまちおこし、地域の活性化ということで、B級グルメの開発が盛んに行われております。当町でも大いに取り組むべきと考えますけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） それでは、B級グルメについてということでお答えを申し上げます。

このB級グルメにつきましては、導入して活性化に成功している事例が全国的には多く存在をしておるところでございます。優良事例を分析してみますと、富士宮やきそばなど元来土壌があって成立している事例が多いようでございます。

実際、現在営業されております飲食店の皆さんと検討をしまいった経過もありますけれども、それぞれのお店で提供しているジャンルが異なることから、当町での取り組みについては、率直に申し上げて非常に難しい状況と思います。

しかし、確かに話題性に富んだ取り組みでもありますので、今後も継続して飲食店等の皆さんと一緒に検討をしまいたいと考えております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 甕議員。

〔10番 甕 聖章君 登壇〕

10番（甕 聖章君） 本当に、連日とは言いませんけれども、新聞報道あるいはテレビ等で紹介をされております。やっぱり真剣に取り組んでいるというのが非常に感じられるんですけども、私はこの特産品あるいはB級グルメなどにつきまして、全町を挙げて、また全町民がやっぱり英知を結集して開発に取り組んでいくべきではないかなと考えているところがあります。

今年度は町制施行100周年、合併60周年の記念の年でもありますので、特産品やB級グルメのコンテスト等を企画をいたしまして、そしてアイデア募集と、先ほど飲食店関係というお話がありましたけれども、それだけではどうもやっぱりまだ範囲が狭いのではないかなと、恐らく全町に呼びかければ思わぬものが出てくるのではないかなというような気がいたしますけれども、そんなイベントを計画してみたらいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） B級グルメコンテストについて、これにつきましては非常にすばらしいお考え方だと。さきにお答えしましたとおり、本年度につきましては、なかなか飲食店さん、実際やっていただく飲食店さんのほうに、まだその考え方が浸透し切っていないというようなこともございまして、本年度については、コンテスト等の開催については難しいというふうに思いますけれども、今後、確かに町民のアイデアをもとに、特産品、またB級グルメといたしますか、御当地グルメ的なものを募集していけたらと考えるところでございます。

議長（那須博天君） 麩議員。

〔10番 麩 聖章君 登壇〕

10番（麩 聖章君） 先日京都府向日市というところが紹介されておりました。これはNHKのテレビでありますけれども、ここで紹介されたのは、やっぱり何とか町おこしと、これはやはり商店関係のグループだと思っておりますけれども、そこでうちのまちには何もないと。それで考えたのは、辛さというのはどうだろうか、これは全く発案ですね。これをテーマとして食品の開発をしようではないかと、それで辛さをテーマとして食品開発をということで、ラーメンなんかは激辛ラーメンということで大変評判になるラーメンもありますけれども、そこで紹介されていたのは、何とアイスクリーム、たこ焼き、大福、ほとんど全ての食材を辛くしてしまおうと、そうして激辛日本一の商店街ということでつくった。これは非常に評判を呼びまして、各地から見えているというような報道がありました。

私は、これを見たときには本当にびっくりしたんですけれども、よくよく調べてみますと、うちのまちには何もないと、だけれども、なかったらつくればいいではないかと、こういう発想。さっき課長からの答弁の中で、池田町はなかなか難しいというようなお話ありましたけれども、私もなかなか池田町独自のものを見出すというのは、これは難しいんだなと、感じておりますけれども、ではつくるという方向はどうなんだということもやっぱり考えられるところではないかなと思います。

そういう点からいくと、こういうアイデアを持っている人は、要は突飛なアイデアでもいいんではないかと思っておりますけれども、そんな仕掛けを町のほうでしていただければ、思わぬアイデアが出てくるのではないかと思います。ぜひそんなところを提案させていただきまして、この質問を終わりたいと思います。

では、次の質問に移ります。

3点目でありますけれども、新設図書館に3Dプリンターの導入をということで御質問をいたします。

以前にも質問いたしましたけれども、池田工業高校に3Dプリンターの導入について質問いたしました。現状では壁が厚く難しい旨の御答弁がありました。今回は新設の図書館に導入してはどうかということでお尋ねをいたします。

町の特長について、再三のお話にはなりますけれども、製造業の製品出荷額は近隣町村の中でも群を抜いておりますし、陶芸、木工芸、ガラス工芸、皮工芸等の作家も多く、ものづくりという町の顔を持っております。言わばものづくりの好きな人が多く集まっているということが言えるのではないかと思います。

先日の新聞報道で、塩尻市で今夏、図書館に3Dプリンターを導入との内容が紹介されました。書き出しの中で、子供向けの体験学習や企業や個人が自由に利用できるようにする。全国でも初めての試み、産業振興や起業につながるとともに、新技術に触れさせて子供の発想力や創造力を伸ばしたい考えとありました。導入する3Dプリンターの価格は60万円程度のもので報道されておりますが、決して高いものではないと思います。

前回の質問の時点から2年近くが過ぎておりますが、時代がどんどん進んでいる感を強くいたしました。恐らく今後、素材の開発、精度の向上、使用技術の簡素化などかなりのスピードで進んでいくものと思われまます。私は製造業、ものづくりに限らず、これらの全ての、これからの全ての産業を開いていく上で、3Dプリンターの活用は絶対条件になるのではないかとさえ感じております。そして、いち早く導入して操作技術を身につけていくことが、町の活性化に大きく貢献できるのではないかと考えます。

社会資本総合整備事業が進められており、図書館の建設が計画されておりますけれども、その施設の最大の要件は、人が集まり、親しみ、活用する施設にするということであると思っております。私は3Dプリンターの導入こそ新設図書館の目玉となり得る設備ではないかと思っておりますが、お考えをお聞かせください。

議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

教育課長（藤澤宜治君） それでは、ただいまの3Dプリンターの導入ということで御質問に関してお答えをさせていただきたいと思っております。

図書館が併設されます地域交流センターの建設につきましては、この23日にプロポーザルを実施いたしましたして、設計業者が決定してまいります。具体的に基本設計に入っておりますところでございます。設備、備品等につきましても、具体的な検討が始まるところであります。

今回の地域交流センターは、議員御指摘のとおり、従来の公民館機能、図書館機能のみではなく、さまざまな機能を持つ施設となります。

そのような中で、地域の産業振興、子供たちの教育面での3Dプリンターの導入の御質問でございますが、機械の導入に伴う経費やその後の維持管理経費、御質問の中にありました塩尻市の図書館における活用状況などをお伺いをしまして、有効な活用方法を十分検討し、設置について検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 齋議員。

〔10番 齋 聖章君 登壇〕

10番（齋 聖章君） ただいま積極的な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

日本はどうもこの3Dプリンターについては、世界的にも立ちおけているというような評価であります。これは英国の話でありますけれども、もう3Dプリンターは幼稚園に導入しまして、そして幼稚園の子供たちがiPadに指で描くと、それが3Dプリンターで具現化するというようなこともやられているようであります。そんなことから考えると、本当にもう恐らく、どんどん社会的にあらゆる分野にこれは浸透していきだろーと思えますし、今既に、これは大学の話でありますけれども、大学の各図書館ではこの導入に向けてどんどん準備が進められているようでありますし、現実導入された大学もふえてきているようであります。

そういうことから考えますと、周りに出回ってからというよりも、ひとつ話題性という意味でもぜひ導入を考えていただきたいなと思えます。

これ、工業関係の話になりますけれども、やっぱり1社でもってこういうものを導入するというのは非常に難しい状況にあるわけですね。技術の問題、あるいは費用の問題、いろいろ工業関係の皆さんとお話ししましても、どうも乗り気というところにはいかないようであります。しかし、実際に使ってみると、ぜんぜんそれは違いが出てくるのではないかと思いますし、こういうものだったら自分の会社でも入れよう、そういうところにも行くと思えますし、また子供たちのアイデア、これが具体化していった場合には、本当に子供たちはおもしろくなって、これを使っていくようになるのではないかなと思えます。

私の知り合いで伊那にある方ですけれども、やっぱりグループでこの開発に取り組んでいるところでもありますけれども、いろんなイメージをぱっと、私はバッグなんかをつくる立場でありますけれども、1つのサンプルをつくるというのは大変なことなんですよね。設計か



ら始まりまして、素材を集め、裁断をして、それで形にするまでには大変な労力が要るわけですが、イメージを具体化するには本当に3Dプリンターはもってこいだなと。それはどういう素材、どういうつくりというのは後からの問題であって、こういう機能であって、こんなふうにすればこれはおもしろいのではないかと、本当にお遊びの気持ちでそれを使っていると。そんな中から非常にヒット商品が生まれたというような話も聞いております。

そんな意味でも、ぜひこれは使えるようなそんな環境づくりをしていただきたいと、これもひとつ要望ということでお願いをいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（那須博天君） 以上で甕議員の質問は終了しました。

横 澤 は ま 君

議長（那須博天君） 一般質問を続けます。

2番に、2番の横澤はま議員。

横澤議員。

〔2番 横澤はま君 登壇〕

2番（横澤はま君） 2番、横澤はままでございます。

私、初めてでありまして、いろいろと御迷惑をおかけするかと思いますが、精いっぱい質問させていただきたいと思っております。

池田町は、福祉の町と言われるほど、ライフステージにおける健康福祉、医療、介護、保健指導、検診など実に行き渡っていることを大変うれしく思っております。しかしながら、老若男女が生きていく上の基礎となる食について、行政の方針が明確に示されていないと感じております。そこで、食を通した健康づくりについて質問いたします。

1点、池田町食育推進について伺います。

平成17年第162回国会で食育基本法が成立し、はや10年が経過いたしました。この法律が制定された目的は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進することが緊要な課題となっていることに鑑みまして、食育を総合的かつ計画的に推進し、健康で活力ある社会の実現に寄与することにあります。

この法律が制定された背景には、1、少子・高齢化社会、2、食を大切にする心の欠如、

3、栄養バランスの偏った不規則な食事の増加、いわゆる不規則、不健全な食生活による人間力の減退と混乱と言えます。4、肥満や生活習慣病（がん、糖尿病など）の増加、5、過度の痩身志向、6、食の海外への依存、いわゆる食料自給率の低下でございます。7、自然・伝統食文化の喪失などが掲げられております。そこで、県の食育推進計画を基本として、市町村では、地域の実態に応じた独自の食育推進計画を策定するよう努めなければならないとされております。

当町では、生活習慣が発症・進行にかかわる脳卒中や心疾患の原因となる高血圧、肥満、糖尿病の予防や健全な食生活習慣の習得など喫緊の課題があることをお聞きしています。一人一人が生涯にわたり尊厳と生きがいを持ち、健やかに暮らせる健康長寿に向けた食育推進の取り組みをぜひお願いいたしますが、池田町の食育推進について、町のお考えをお聞きいたします。

議長（那須博天君） 勝山町長。

〔町長 勝山隆之君 登壇〕

町長（勝山隆之君） 当町での食育推進策の取り組み経過を御説明させていただきます。

議員御説明のとおり、食育基本法が平成17年度に施行され、その後、平成23年度から平成27年度までの第2次食育基本計画が出てまいりましたが、旧計画との違いは、生活習慣病予防に重点が置かれた点であります。これを受け当町では、目的や基本方針等が同じである健康増進法にシフトした政策を展開してきております。また、特に平成22年度の国保加入者1人当たりの医療費が、それまでの県下の20位前後から一挙に8位まではね上がったことに、かつてない危機感が生まれ、池田町健康づくりプロジェクトを組織し、予防策を展開してきております。

具体的な内容につきましては、福祉課長より答弁をさせますので、よろしくお聞きいたします。

議長（那須博天君） 小田切福祉課長。

福祉課長（小田切 隆君） 大変御苦労さまでございます。

それでは、私のほうから、池田町健康プロジェクトの取り組み状況を御説明申し上げたいと思います。まず最初に、当町の住民の健康状態がどうであるか、これをしっかり御理解をしていただいて、次にその予防としてどのようなことが考えられるか、正しくその点を認識していただくということを目的にいたしまして、平成24年度にこの啓発チラシを作成してございます。それは保存版という形で各戸配布をいたしまして、さらに各健康教室等でこのチ

ラシを使いまして周知徹底を図ってきたという状況であります。

本日、そのチラシを持参いたしましたので、その概略をちょっと御説明申し上げますけれども、まず最初のページでございますが、このページでは住民1人当たりの医療費の状況が書かれております。見開きをごらんいただきますと、端から、食、運動、生活リズム、健康診断、この4つの柱を核といたしまして、それぞれ具体的な取り組み事例を紹介してございます。最後に、その裏面には、生活習慣病の予防のために食品の目安量ということでのチラシをつくっております、食生活におきます注意喚起を行ってきたということで行っております。

現在は、さらにここから発展いたしまして、健康診断の結果に応じまして、その結果で個々の適切な食事量の目安がわかるというシステムになっておりますので、それに基づきましてバランス食の相談教室を設けまして、個々の状態に合ったきめ細かな指導へとシフトをしてきております。ですから、私どもの職員も議員御指摘のとおり、食育あつての健康づくりという認識のもとで事業を進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（那須博天君） 横澤議員。

〔2番 横澤はま君 登壇〕

2番（横澤はま君） ただいま大変詳細にわたった説明、ありがとうございます。

そもそも私がこの食育についてということで提案をいたしましたのは、実はこの食育基本法というものは、子供に対する食育を重視しております。実は私もこの食育で長年学校で子供たちの食育指導をしてまいりました。その中で、子供たちがこの食について生活力をつける、そして生きていく力をつける、人の痛みがわかる、9カ年間でどうしてもこの義務教育の中で人格形成をつけていかなければ、なかなか家庭の状況を見ますと難しいところがある、そういったところで学校給食を通して今現在、食育指導をやっていることと思います。

そういう意味でも、食育指導というのは、食育推進というのは固定の一般的なものでなく、子供も含めて、子供から、また大人までのライフステージをどうこの食育の中で育てていくかという、その根本がきちんとされない限りは上滑りだけの食育となってしまう、みんな住民一人一人が健康で生きるという、その育てのところをやはりしっかりとお考えいただいた行政の推進を求めたわけでございます。

これから、2番目にも入りますが、そんな中で次の質問にさせていただきたいと思います。

2点、池田町食育推進計画の策定についてお伺いします。

長野県は健康長寿世界一を目指して、一人一人が食に関する正しい情報を選択し「信州の

食で育む人づくり～健康長寿と豊かな人間形成～」を実現するため、長野県食育推進計画第2次、平成25年から平成29年が策定されております。県民の平均寿命、高齢者の就業率、医療費等においては全国的にトップレベルにあり、特に池田町男性は全国7位で平均寿命81.9歳でございます。その健康長寿長野県が非常に注目されております。

しかし、食生活の乱れ、生活習慣病の増加や食文化の喪失などさまざまな問題が明らかになっており、現在県が把握している市町村の食育推進計画に沿った取り組みは60%ほどのこととあります。それゆえに、町民一人一人が食に関する正しい情報を選択し、健康長寿と豊かな人間形成を実現するための実践力を培うため、食育を推進していく必要性を強く感じております。

池田町としての食育推進計画の策定を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 小田切福祉課長。

福祉課長（小田切 隆君） それでは、ただいまの御質問につきまして、私のほうから答弁させていただきたいと思っておりますけれども、まず、先ほど町長の答弁の中にもあったとおり、私どもの現在の活動のもととなっておりますのは、健康増進法にシフトいたしまして、それに基づく政策を展開しているということでございます。

それを受けまして、平成25年度になりますけれども、このように「健康いけだ21」と、ちょっと厚手の計画書でございますが、これを策定してございます。この背景でございますけれども、21世紀におけます第2次国民健康づくり運動に基づいての策定となっております、この計画の期間でございますけれども、平成25年から平成34年までの10年計画といった内容で策定をしてございます。

特にこの中の第2章でございますけれども、各課題の現状と対応策ということの中の項目でございますが、「栄養・食生活」という項目もうたい込んでございます。

ここでは、妊娠期から成人に至るまでの食品目安量を記載してございまして、適正な栄養素の摂取が実現できますよう指標を示しているところであります。特にこの中で力点を置いている項目としまして、1番目が妊婦時の痩せの減少、次に2点目といたしまして低出生体重児の減、3点目が、肥満対策等が列記してございまして、これを実現するための指標といたしまして、各ライフステージに対応しました管理栄養士からの栄養指導会の開催が掲載されているということになっております。

したがって、町の食育計画は全てこの計画で網羅をしているという位置づけでございますので、今後新たな計画は策定せずに、全てこの中での計画で事業推進をしていくとい

う位置づけでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（那須博天君） 横澤議員。

〔2番 横澤はま君 登壇〕

2番（横澤はま君） 今お話をいただきました。少し私の感覚と今答弁いただきました町の感覚とは全く違うかなというふうに思っております。

私がこんなに大きく声を上げて食育、食育と申し上げますのは、今説明の中では、健康づくりという中での枠の中の1点にこの食育が入っているというふうな解釈をしておりますが、私はそういう考えではございません。

これだけに全国で、しかも法制化されておきながら10年間、それぞれの市町村で考え方がございますけれども、食としての捉え方をどうするかということの理念の中で、やはり池田町の住民の皆さん、子供も育てていくという中での教育をこの中でやっていかなければ、少子高齢化対策も1つのかなめとなるわけでありまして、ますますそういった意識、そして食文化の継承も、平成23年度にはユネスコの無形文化指定になりました和食、世界に発信するこの和食の意味という、それが食育の中に含まれているわけです。そういった面ではひ町のほうにもお考えをいただきたいなというふうに申し上げて、次のところにまいりたいと思います。

3点目です。

（仮称）池田町食育推進計画基本方針策定会議の設置についてでございます。繰り返しにはなりますが、質問させていただきます。

食を巡るさまざまな問題を解決するため、食育基本法では、健全な食生活の実現として、食に関する消費者と生産者の信頼関係の構築、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、地産地消、あるいは地産地食と申し上げますが、この推進が求められております。

そして、これらの課題を根底に、池田町子ども・子育て支援計画や池田町健康増進計画、老人福祉などの関連計画との調和を図り、家庭・学校・地域等それぞれの役割に応じた食育の推進。環境と調和のとれた農産物と食文化に根差した食育の推進。町民運動としての食育の推進。ライフステージに応じた食育の推進などを踏まえた基本理念と重点目標を掲げ、町民との協働により見通しを持った策定を早急に取り組むべきと考えます。

そのために、家庭、学校、保育所、地域など多様な関係者が連携し合い、横断的、縦断的な論議の場、仮称としまして基本方針策定会議の設置が必要と思っておりますが、町のお考えを改めてお聞きいたします。

議長（那須博天君） 小田切福祉課長。

福祉課長（小田切 隆君） それでは、本題に入る前に一言申し上げたいと思いますけれども、今回の確かに食育とは非常に幅の広い問題でございます。その中で、私どものセクションとしましては、食育あつての健康づくりという観点で答弁をさせていただいておりますし、また非常に地産地消という問題につきましても大事な点、これについては振興課でやっておりますし、また実際の教育現場での食育ということになりますと、学校給食でありますとか教育委員会の管轄と、非常に幅の広いところでございます。

本日は特にその中で、福祉課という答弁の中での意見集約というような答弁ということでの御理解をまずいただいて、お聞きいただきたいと思っておりますけれども、まず、福祉課サイドとしましては、各種福祉計画の策定に当たりましては、保健、福祉、医療の各関係者、そして町の議会議員、各種団体の代表者から成ります池田町総合福祉センター運営委員会というものがございまして、ここで各それぞれの計画書を検討してまいりまして、パブリックコメント等を通じまして各種計画を策定したという実態でございます。

また、実践現場の連携ということでございますと、子育て支援プロジェクトの中の1つの委員会でございますが、健康・食育委員会というものがございまして、こちらの構成メンバーとしましては、保健福祉事務所の保健師でありますとか、各種学校の教員、教育委員会、保育所、それと私どもの課が入っているところで、そこでそれぞれの課題等を出し合っていたきまして、課題を1つずつ潰していくというような状況で事業推進をしているという状況になっております。

少し話の趣旨はちょっと変わっていくかもしれませんが、本年度は地域福祉計画というものを策定するわけでございますので、特にその中で求められていますのは、住民の皆さんとのかかわりという点が求められております。ですから、今議員がおっしゃられました点も、今後その辺りの推進方策を参考にしながら、また方策等を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（那須博天君） 横澤議員。

〔2番 横澤はま君 登壇〕

2番（横澤はま君） さらなる詳細にお話をいただきました。少し明かりが見えてきたかなというふうに私は解釈をいたします。

いわゆるどこで、どこの箇所での食を捉えるかという、そういう問題ですので、その辺の今後の見える食育というものがどう位置づけられ、そして住民の皆さんがどういうふう

かかわっていくのかなという、その辺と健康をどう結びつけるかということが具体的にまた出てくればいいかなというところで、また次回にもお話しさせていただいて、歩み寄って、やはりこの食というものをもっと大事に考え、あるいは町民運動としてもなっていければ、この輝かしい池田町がより元気で骨太な生活ができるのかなと、そんなふうに思います。

次に入りたいと思います。学校における食育への取り組みをお聞きいたします。

人は健康で生きることが最大の幸福です。その大切な健康は、栄養・食事、そして運動、休養・睡眠の健康三原則が産み出すものですが、あえて1つ選ぶとしたら、それは栄養・食事しかありません。なぜならば、食が生命を生み、育む土台だからです。今、全国的にも、特に若者世代の食生活の乱れが進んでいると言われ、健康な心身の成長が憂慮されています。また、日本の食料自給率はカロリー換算で40%と極めて低く、食糧の大切さや命のとうとさを今こそ食を通し教育していくことが重要であると考えます。

食教育の基本は家庭にあることはもちろんでございますが、その家庭の教育力が低下していると言われている現在、食から生きる力を育み、生活力や自立をつけ、次代を担う人材育成を目標とした義務教育での食育は一層重要であります。また、このことは、町の基幹産業である農業の将来にとっても重要な問題であると考えます。

そこで、教育現場における食教育の取り組みはどのようなことが行われているのかお伺いいたします。

議長（那須博天君） 平林教育長。

教育長（平林康男君） 大変御苦労さまです。

それでは、私のほうからお答えをしていきたいと思ひます。

議員がおっしゃるとおり、食は人間として生きていくための一番大切な行為であります。1日3食、基本はそのうち2食を食べる家庭が基本だと思ひますが、学校としても学校給食を通して食育を育むことが大切なことあります。

食育はそれぞれの学校で、食の指導に関する全体計画や給食指導、年間計画などに基づいて進められております。その中で各学年の発達段階に応じた食に関する指導の到達目標を決めたり、教科との関連では科目ごと、学年ごとに課題が作成されております。

また、給食センターの栄養士が年1回、全学級に入って、専門的な立場から地域食材、栄養バランス、食事マナー、食べ方などについて指導を行っております。また、地元生産者の皆さんに学校においでいただき、一緒に給食を食べながら児童との交流会も行っております。

本年度PTAと子ども支援センター、教育委員会で作成をし、3校の全児童・生徒に配布

しました「いけだっこすこやかリーフレット」の中にも「おはようとみんなでいっしょ 朝ご飯」を標語に掲げ、家族が顔を突き合わせて一緒に朝御飯を食べることを奨励をしております。

また、高瀬中学校におきましては、全国学力テストの際に行われました生活の調査におきまして、「毎日朝ご飯を食べているか」という質問に対して、97.3%が食べており、これは県や全国平均を上回っております。家庭できちんと朝食を食べさせ、リズムを整えるとともに、食に関する興味が高いことがうかがえると思います。

また、やしょうまやきなこあめ、梅漬け等伝統食や地域の食べ物の体験もしております。昨年、中学校の総合学習メープルタイムでは郷土料理講座が開かれ、その中におきまして、生徒は内鎌のかんぴょうの素晴らしさを体験をしました。本年度も継続して開催されます。

以上です。よろしくお願いいいたします。

議長（那須博天君） 横澤議員。

〔2番 横澤はま君 登壇〕

2番（横澤はま君） 今、大変具体的な御説明をいただきまして、わかりました。

やはり学校給食における食育というのは、先ほど申し上げました子供の健康をどうするのか、子供たちが力強く、どういうふう生きていったらいいのかという、その底上げがこの食教育だというふうに思っております。

特に、私ずっと思っていたささいなことなんです、この食育力といいますか、地域にどういうふう伝えていくかということも、1つ大事なことかなと思います。かつて私、30年まではいきませんけれども、ちょうど今の無線放送で、その当時は有線放送でした、学校給食の献立を流しまして、今もずっと続いているというこのすばらしい放送に頭が下がります。ありがたいことだと思います。

ただ1点、今の状況から見ますと、きょうのメニューは、こうすることで取り上げましたよ、これがやはり食育だというふうに思います。ささやかながらの気持ちでありますけれども、地域の人に、例えばきょうはこういう行事食、そして先ほどのかんぴょうですね、かんぴょうの料理を取り入れました、こうすることで取り入れたんですよというのが、これが食育の力だというふうに思います。

そういうことで、わずかな時間ではありますが、その説明があると、もっとこの教育力といいますか、食育力が皆さんがわかっただいて、みんなでやはり子供たちを支えよう、生産も頑張ろう、私たちが元気で生きようという、こういう活力が出てくるのではないかなと



いうことで添えさせていただきます。

続きまして最後になりますが、5点目、学校給食の地元食材を通した文化継承について伺いいたします。

地域食材は、池田町の郷土食、行事食など食文化の伝承、食品の安全性、感謝の心、食料自給率、地域の活力など食を営むための生きた教材として、学校給食にとっても大変重要な役割を果たしております。

そこで、学校給食における地産地消への取り組みと地場産物の利用状況についてお聞きいたします。

議長（那須博天君） 平林教育長。

教育長（平林康男君） それでは、お答えをします。

小・中学生が1年間で食べる200回以上の給食は、その一食一食が児童・生徒の皆さんの心と体をつくっております。子供たちの成長を食の面から支えるために、次のようなことを考慮して、献立作成や調理、食に関する指導を行っております。

まず、生産や流通が見える地元産の旬の食材を積極的に使用する。第2に、食事にふさわしい組み合わせで食文化が学べるものを取り入れる。第3に、素材がわかる安全なものを使用し、味覚が育つよう薄味でおいしく食べられる献立。第4に、給食を通して自分の体や食べ物の働きを知り、感謝の気持ちや命を大切に作る心を育てる。以上4つの観点から学校給食の献立が立てられております。

半月ごとに配布されます献立予定表を見ますと、例えば6月10日に出されました塩丸いかの酢の物、このメニューについての一口メモには、こんな言葉が添えられています。「いかは、かみかみ食材としてよく登場します。中でも塩丸いかは、海のない長野県で昔から食べられてきた食材です。北陸でとりたいかを長野県まで運ぶとき、いかが傷んでしまわないように、おなかに塩をぱんぱんに詰めて運んだそうです。」そのほかにも、郷土食に関するメニューを取り入れ、解説も加えて理解できるよう配慮がされております。

池田松川の農産物につきましては、J A大北南部営農センターで取りまとめをいただいております。本年度は今月2日に生産者と懇談会を開催し、入荷規格や出荷品目、量についての協議をしました。平成26年度の地域産使用量は25.9%であります。お米は大北J A、みそは池田松川のみそ組合から全て入荷をしております。7月から12月までは地場産が5割近くを占めておりますけれども、冬から春先にかけては地場産の野菜が不足するので、県内産を中心に納入をしております。

栄養士が2名体制になり、非常に学校との連携が深まっております。また、ホームページも、給食センターのホームページは非常に充実しており、楽しみながら食育を学ぶメニューとなっておりますので、ぜひ皆様もごらんいただきたいと思います。

以上であります。

議長（那須博天君） 横澤議員。

〔2番 横澤はま君 登壇〕

2番（横澤はま君） 大変ありがとうございます。

私もかつて学校のほうで地域食材、いろいろ地域の方とも連絡をとりながら、いかにどのくらい地域食材が導入できるか、そんな苦慮をした記憶がございます。今お話しいただきまして、大変よく入っているのかなと思いますけれども、これは県のどこまでが地域食材と言われるのか、その辺が問題になりますけれども、長野県産が農産物利用率が42.6%というふうになっております。この辺の尺度がどうであるのかはちょっとわかりませんが、もう少しできれば努力されることが大事なかと。

しかし、その受け入れ側としての、食材を調達してくださる方の問題もありますので、今後もさらに安全で安心な、そしておいしい生産物を学校給食に提供してくださるような、そんな働きもぜひお願いをしたいなと思っております。

特に、食はプロフェッショナルの家庭の食歴をつくってきたおばあちゃんや、あるいはおふくろの味でございます。池田町は自然に恵まれた他市町村に劣らぬ米と、そして野菜と果物、ワイン、大豆、大豆製品、先ほどのおみそを使われているということで大変ありがたいと思います。そして、かんぴょうや山菜、郷土料理、行事食等が本当に豊富でございます。食育推進運動の展開では、都市と農山漁村の共生、あるいは対流を進めて生産者と消費者との交流の信頼関係を構築するとともに、環境と調和のとれた農林産物の活性化を図る重要な役割がこの地域食材にもあります。

ぜひ、さらなる地産地消への対策を強化していただくようお願いしまして、最後になりますが、今回の食育推進について、これからもぜひ地域と町の連携をし合って、そして、輝かしいこの学問所という、そういうすばらしい池田町の里でございます。その中で育てる、食から育てるということにどういう意義があるのかを今回提案させていただきましたけれども、今後とも歩み寄った、先ほどの福祉の関係、それから学校との関係、地域との関係、産業との関係、そんなことを網羅した食育推進が形成されていくことを願って、そして食事は健康の基本であると同時に、高齢社会の生きがいをなしております。行政としてやる気を持

って、食べる、育てることから人材育成に当たっていただきたいということをお願いし、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（那須博天君） 以上で横澤議員の質問は終了いたしました。

一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 25 分

議長（那須博天君） 休憩を閉じ再開いたします。

矢 口 稔 君

議長（那須博天君） 一般質問を続けます。

3 番に、3 番の矢口稔議員。

矢口議員。

〔 3 番 矢口 稔君 登壇 〕

3 番（矢口 稔君） 3 番の矢口稔であります。

平成27年6月の定例会の一般質問をさせていただきます。

今回も3点についてお尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

まず1点目、情報発信の明確化についてであります。

ことし3月までに防災行政無線の戸別受信機が各家庭へ整備され、運用を開始いたしました。おおむね町民の皆さんへの情報発信手段の整備が整いつつあるのは評価できる点です。しかし、現在町では情報発信ツールとして、「広報いけだ」、ホームページ、防災行政無線、こちらは屋外スピーカーと戸別受信機、そして全戸配布物、回覧物などがありますが、平成25年6月定例会での一般質問において、「慣例内規として明文化されていない」という答弁がございました。

情報を受ける町民側は、それぞれの媒体がどんな役割を持って発信されているのかよくわかりません。情報発信ツールのそれぞれの役割の明確化をフローチャート等で町民の皆さん

に示すべきと思いますけれども、まず町の見解をお伺いいたします。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

〔総務課長 中山彰博君 登壇〕

総務課長（中山彰博君） それでは、ただいまの御質問でございますけれども、情報ツールの役割の明確化をフローチャート等で示してほしいということで御質問いただきました。

まず、町からの行政情報の発信につきましては、広報紙、それから町のホームページ、防災行政無線、全戸チラシ等といったさまざまなアイテムを用いまして、簡潔でわかりやすい情報発信に努めているところでございます。

近年、個人、それから団体を含めまして、さまざまなところから「町の情報網を通じて発信をしてほしい」というような御要望が参るようになりまして、特に防災行政無線の放送におきましては、防災というカテゴリーの中で、電波法の制限に基づく放送をどこまでとするか、このところを整理をいたしまして、昨年度このマニュアルを作成いたしました。現在、この作成をしたマニュアルに基づきまして放送を行っているような状況でございます。

防災行政無線の放送基準につきましては、条例で定めておりますが、上部法律の制限のみの掲載でございます。実質の運用に際しましては、その都度ケースごとに判断をさせていただいていたところでございます。

さて、防災無線のお話を申し上げましたけれども、情報ツールのそれぞれがどんな役割で発信をしているか不明という御指摘でございます。

町からの情報発信につきましては、緊急性があり即時対応のものは防災行政無線で、それから定期的な刊行物として紙媒体での情報発信につきましては広報紙で、それから広報紙で間に合わないイベント、募集の御案内につきましては、回覧用と戸別チラシを作成しながら、それぞれで対応に努めているところでございます。

ツールの役割をフローチャート等で示すべきとの御指摘でございますが、この点につきましては、広報紙の掲載方法等全体見直しを現在進めておりまして、この中で検討させていただき、掲載できたらというふうに考えてございますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） さまざまなツールが最近になって、特に情報が国からも来たり、さまざまな町民の皆さんも発信してほしいというニーズが生まれてきて、苦慮していることは

思いますけれども、町民の皆さんが実際何かお願いしたいと言っても、町へお願いしたらただ断られたとか、その基準がどういう基準で断るのかもわからないしというところがちょっと不安だということもありますので、今全体を通してそういったものの発信方法等を見直しているということですので、ぜひ「広報いけだ」等を通じて、防災行政無線というのはこういう意味で、こういう放送はできるけれども、こういう放送はできないということをちょっとぜひ明文化していただきたいと思います。

特に言われているのは、おおむね3回が限度で放送されているかと思えますけれども、もう明らかに3回以上やっているものもありますし、また、不特定多数向けの放送だと私は認識しているんですけれども、確実にある団体の放送であって、何時何分に会員の皆さんはいつどこに集まってくださいみたいな放送も見られる。そういったものは各団体でお願いしたり、ほかのそういった個々のものを使っていただきたいと思いますと思うんですけれども、そういったものはどんな判断で、そういうマニュアルというものが存在するんですけれども、判断基準が本当に明確になっているのか、もう1回ちょっとお尋ねいたします。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） ただいまの御質問でございますけれども、防災行政無線の放送についてということで、これは昨年5月1日に作成したものでございますけれども、放送基準の中には、主催、後援等による放送回数というのが定められております。町内の行事、イベント、それから周知事項につきまして、例えば町、それから教育委員会等が主催、共催、後援のものにつきましては、最高3日間で延べ6回というふうに決まっております。それから全戸配布し周知した行事につきましては、できるだけ放送は流さないというような基準を設けてございます。

なお、今、回数のこと言いましたけれども、最高2日間で4回程度ということで、行政情報につきましてはそんなような形をとっております。

それから、各種団体でいろいろなお願い事が来ますけれども、この関係につきましては、放送できないもの、できるものということで、これも明確化させていただいております。特に宗教団体とか政治団体、労働組合、その他放送にふさわしくない団体につきましては、御遠慮いただくというような形をとっておりますし、また町等が後援した場合についてはこの限りではないというような規定も盛り込んでございます。

あと、いろいろそのガイドラインの中に盛り込んでおりますので、これにつきましては広報等を通じまして、それぞれしっかり周知をさせていただいて徹底をしていきたいと思いま

すので、よろしく願いをいたします。

議長（那須博天君） 矢口議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） ぜひお願いします。

確かに防災行政無線もそうなんですけれども、非常に重要な放送もありまして、聞いておかなければならないなというものも多々あるんですけれども、やはり間延びしてしまって本来の機能が果たせないようではちょっと困りますので、ぜひそういったところを町民の皆さんに周知徹底していただいて、理解を求めていただきたいと思います。

続きましては、「広報いけだ」を対話型のコミュニケーションツールへということでございます。

平成25年度の「おおさか市町村職員研修研究センター主催の自治体広報のあり方研究会報告書」、ちょっと手元にありますけれども、こういう広報のあり方を問うというものによると、自治体広報は「お知らせ型」から、「住民ニーズを意識した対話型」へと変革が求められているとしています。広報紙は単なる一方通行のツールではありません。もっと町民の皆さんが参加でき、まちづくりに参画できる補助的な役割もあるのではないかと思います。

研究会では「住民とともにつくる広報、そして全職員が広報広聴の役割を理解する、積極的に住民ニーズを把握する、収集した情報の共有を行う、戦略的な広報を行うことが重要」と報告されています。

まず、当町の現状と課題についてお尋ねいたします。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） それでは、ただいまの町の広報紙の現状と課題につきましてお答えいたします。

「広報いけだ」の現状でございますけれども、広報紙につきましては年12回の発行でございます。発行部数につきましては3,650部でございます。また、予算につきましては、印刷製本費といたしまして、平成27年度当初では227万2,000円を計上させていただいているところでございます。

広報内容につきましては、行政情報の定期刊行物として町が進めております事業施策の内容の周知、あるいは事業を行うことでこんなことが変わるよといったようなお知らせ、イベント参加の呼びかけ、各種行事の御案内、それから生涯学習、「学校だより」、そのほかにもすぐに役立つ情報発信といたしまして、休日の医療機関や上水道の当番店等を載せさせて

いただいているということで、とりわけ情報ステーションとしての町の情報を発信している現状でございます。

次に、課題でございますけれども、現在、地方分権によりまして大変多くの地域課題の解決のための情報が非常に必要となっております。紙面には、限られた予算の中でより多くの情報を入れ込まなければならないという、そんな状況でもございます。

また、自治体広報の課題では、議員御指摘の部分でございますけれども、住民参加の機会が非常に少ないという現状でございます。町民の皆様が参加できる広報紙に求めるニーズをいかに的確に捉えるかが課題と考えるところでございます。

現在、広報発行に関しましては担当職員1人で行っておりまして、ニーズの把握までは行っていないのが現状でございます。本年度でありますけれども、各課から選抜しました広報編集委員会の再構築と、それから住民の皆様の声を聞くということで、広報モニターの活用を検討しているところでございます

読者となります町民の皆様が関心を持って町づくりに参加できる、そんな広報を目指しまして、今後も担当者等に研修をさせるなど作成してまいりたいと思いますので、御理解を賜ればと思います。よろしくお願いいたします。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） 実際、担当者が1名ということで、限られた中での広報活動と思えますけれども、前回の質問にもありましたとおり、やはり各課を挙げて池田町の場合は取り組まなければ到底追いつかないのではないかなと思っておりますので、そういった中で広報編集委員会、また広報モニター等の活用は非常に的確ではないかなと思います。

また、町内にはそういったライターや編集者の方もいますので、そういった人たちに外部的にこういうサポーターみたいな形で入っていただいて、よりよい広報のあり方を探るのも1つの手ではないかなと思います。

いわゆる、今までの広報というのは、行政の発信する情報が住民の求める情報となっていないということで、この大阪の研究会でも言うておりますけれども、お知らせ広報、アライバイ広報、やりっ放し広報と、3つの典型的な、要するにこれが広報を出したからもう住民に周知されているだろうと、それは行政側の勘違いでありまして、やはり伝え方を工夫しないと、今は情報過多の時代ですので、なかなか周知徹底ができないという問題もありますので、住民の関心を得られていない、住民ニーズの把握ができていないと、そこがどんどん乖離し

ていってしまいます。

ぜひそういった面で、戦略的な広報を制作する中でチームとなってお願いしたいと思えますけれども、1つ提案ですけれども、人的な不足というのがありますけれども、隣の松川村はPRのために1名、地域おこし協力隊を配属ということで、合計4名で発足というニュースがありましたとおり、そういった面においても広報にたけた若い青年を迎えて、そういったところを、町民ニーズのところをどんどんと探っていくということも考えられると思えますけれども、町長、地域おこし協力隊、もう1名、特産品開発とか今2名、3名今後就任予定と、もう1名来る予定になっておりますけれども、もう1名導入をして、行政と町民との広報の面でのかわり、そこから特産品開発やそういったものに広がっていければいいと思うんですけれども、今は広報の担当者は本当に厳しい状況で、前回の担当者も今回の担当者も非常に優秀な方だとは思っておりますけれども、本当に苦労しているところを多々見かけるものですから、そういった面でフォローをお願いしたいと思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） ただいまの御質問であります。

地域おこし協力隊につきましては、外からの見識を池田町の中で生かしていただくという意味において、非常に有意義であると思っておりますので、またそれぞれの部署においての状況を把握する中で、増員が必要でしたら前向きに取り組んでいきたいと思っております。それぞれまた課長と相談して前向きに取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） 町長から前向きに取り組んでいくという言葉がありました。やはりマンパワーが必要な場面も多々あると思えます。また若い力なのでITにたけた方を選抜して、要するに要点を絞って、このためにお願いしたいと来れば、ぜひそういったところで力になってくれる青年はいっぱいいると思えますので、ぜひ協力してこの池田町の広報をもう一度見直して、よりよいものをお願いしたいと思います。

続いて、ポスター等掲示物、掲示基準、期限についてです。

現在、さまざまな場所でポスター等の掲示物が張られています。美しい村連合に加盟している当町にとって、屋外、屋内問わず掲示物は景観の一部をなしている場合があります。



そこで、掲示基準及び掲示期限等について、どのような基準で掲示されているのかお尋ねいたします。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） それでは、ただいまの御質問ですけれども、ポスター等掲示物の掲示基準と期限についてということでお答えさせていただきたいと思います。

町におきましては、景観等を含めまして違法性のある屋外広告物につきましては、町屋外広告物等の整備に関する要綱、また町屋外広告物違反処理要領を設けまして、これらに基づきまして広告物に関しての指導を行っております。

これらの要綱につきましては、上部法律であります屋外広告物法と、それから県で定めております屋外広告物条例に基づきまして、町の良好な環境の保全、それからその確保をするためにも、その手続等を定めたものでございました。

違法広告物にありましては、張り紙、それから張り札及び立て看板を発見した場合につきましては、管理者に対しまして、町から口頭や文書によりまして、自主的に撤去するように通告をすることになっております。また違反の程度によりましては、所轄の警察署長に告発することができるという規定にもなっております。

さて、設置に対しての基準でございますけれども、屋外広告物の設置に関しましては、町土地利用及び開発指導に関する条例に基づきまして、10平米を超えるものを設置する場合には、開発行為に該当し、事前に協議が必要となってまいります。

また、これ以外の広告物等でありますけれども、これにつきましては、池田町屋外広告物等の整備に関する事務処理要綱というのがありますけれども、これに基づきまして、美観または清潔を汚す行為、あるいは公衆に危険を及ぼすおそれのある屋外広告物等を定義しまして、これらに該当するものを撤去するという基準を設けてございます。

また、掲示の期間でございますけれども、町の屋外広告物等事務処理要領におきまして、選挙ポスターなどは公職選挙法の規定する表示、または掲出できる期間となっております。それから開催日等の期間が明示してあるものにつきましては、期日まで。また道路工事など法令に基づきまして許可を受けたものにつきましては、その期間となっております。

以上の期間によりまして、期間が過ぎれば除去義務が発生するということとなりますので、そういった内容で基準を持っておるところでございます。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） 特に屋外広告物について等は、今のところ見る限り、非常に池田町はそんなにも大きなもの等のトラブル等は少ないかとは思いますが、私の言っているのは屋内ものが主でございます、屋内ですね、要するにずっと張りっ放しのものがあって、これはいつまで張っておくつもりなのかな、勝手に外すのもどうなのかなということで、隣の安曇総合病院とかであれば、期限を判こでぼんと押して、もうそれが来たら剥がすというような施策を打って行って、要するにそれで変えていくというものもありますし、あと建築人間工学的には、健常者及び障害者では平均してポスター等の掲示物の高さの中心が約135センチが一番見やすいと言われている。高さがこれはあるんですね。

そのかわり、高いところもあれば低いところもあって、掲示するところも限られている等ありますけれども、そういった基準をある程度ルール等をつくって、美化にもつながりますので、そういったところなんですけれども、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） すみません、私ちょっと勘違いしておりまして、屋外と思っておりました。すみません。

屋内の関係につきましては、一切基準等はありません。

それから、一般的に言えますことは、期限が来ればすぐ外すというのが大前提だというふうに思っておりますので、そういったところはやはり配慮する必要があると思っておりますけれども、ただ個々の屋内で張る内容につきましては、行政の施設以外の部分について締めつけをしてしまうということは問題かなというふうに思っておりますので、そのところはちょっと慎重に扱いたいと思います。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） 役場庁舎とか公共の建物が中心だと思うんですけれども、要するに屋外広告物の掲示責任者的なものはそういう課の課長になるのでしょうか。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） 庁内の掲出につきましては、総務課が所管になっておりますので、総務課のほうへ来ていただいて、張るという許可を取るということで各課それぞれやっております。

期限が切れたものについては、当然張った係のほうで取っていただくというようなガイド

ンスになろうかなと思いますけれども、その点につきましてはまた庁議等で十分周知をしてまいりたいというふうに思います。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） 最後にいたしますけれども、要するにそのずっと期限が切れる、イベントがあってここに何かがあるというイベントのものは、的確にそれは削除されているんですけども、何というんですかイメージポスターといいますか、手を洗いましょうとか、そういったものがずっとこういうふうにくいていて、これはいつになったらどうなるんだろうというのがありますので、ある程度こういう掲示期限というものをスタンプ等で作るなり、何かシールなりでするなりしておいたほうが、剥がすほうもそれで剥がせるし、やるほうもそんなに煩雑にならないというのがあるので、その点についてだけお尋ねいたします。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） 庁内にありますポスター、特に景観を重視しまして大カエデとかそういうものが長期にわたって張られている状況でございますけれども、意味があって長期にわたって掲示をさせていただいております。庁内に訪れていただいた町外の方も含めまして、多くの方にそういったポスターをごらんいただくというような趣旨もございます。

先ほど提案がございました期限を区切ってスタンプ等について期限を区切ったらということでございますけれども、これにつきましてはもどんなものが対象になるかという内容につきましては、庁内でまた検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） ぜひ、大カエデのポスターもいいんですけども、本当に大カエデの青いポスターが赤くなってしまっているポスターもありますので、そういった点についてぜひ配慮をいただきたいと思いますので、美しい景観を守るためにもお願いしたいと思います。

続いて、町民カレンダーの早期作成をということでお願いしたいと思いますが、これは平成25年6月の定例会で、一般質問において町民カレンダーの作成を提案いたしました。その中で総務課長は、もう少し中で精査してみたいと答弁しております。

その後、広報に織り込む形での小さな年間スケジュールも改善されるのかなと思っておりますが、待ってございましたけれども、改善されることなくきょうに至っています。庁内の

検討はどうなっているのかお聞きいたします。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） 町民カレンダーの早期作成をということでお答えをさせていただきたいと思います。

町民カレンダーにつきましては、一昨年、矢口議員さんから御提案を頂戴したところでございますけれども、課内検討の結果、現在の広報紙に折り込んでいます年間行事計画とさせていただきます。

この理由でございますけれども、さまざまな行政情報を盛り込んだ情報が新たにカレンダーという形で町民の皆様に御提案することは、きめ細かな行政サービスの一環で大変よいアイデアと思われるわけでございますが、現在、行政情報といたしまして、休日の当番医表を初めとしまして下水道当番表、納税期限、それから各種相談窓口の連絡先等々、さまざまな行政情報を得ることが現在できております、また、年間の行事計画も毎年4月に発行する中で、行政行事、学校行事、それから税納期などをこの中で集約をさせていただいております。

現在、この広報スタイルで町民の皆様が大変困っているというような御相談も伺っておりませんので、現時点では新たなカレンダーを策定することは考えてございませんので、御理解を賜ればと思います。よろしく申し上げます。

議長（那須博天君） 矢口議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） 町のほうには届いていないようですが、複数の議員に厳しくつくってくれと言われてきております。それは、やはり見えないんですよ、行事のカレンダーが。あれをどう見ればいいんですかと、私は本当に言われてしまいました。行事のカレンダーは虫眼鏡がなければ見えないぐらいフォントの文字が小さいんです。あれは嫌がらせとしか思えないというぐらいの人もいます。

だから、せめてあれを大きくするなり、何らかのこういう前進がないと、町は要するにやりっ放し広報の典型的な例です、いわゆる。もうやったから見てください、町民は見ていると思っている。

しかしながら、町民は見たくても文字が小さ過ぎて見られないんです。やはりバスの運行表も非常にきめ細かくつくっていただいているんですけれども、やはり紙のベースが小さいのでなかなか見づらいと。利用するのは、みんなお年寄りだとか体の不自由な方とか、そう

いった方が中心となって見て、あと広報等はやはり幅広い方に見えてはいるんですけれども、そういった面において、前回もそうですけれども、予算が非常に限られているという中だったんですけれども、それ以外に各課でさまざまな情報が乱発されておりまして、それをつくる各課の職員の費用をまとめると、どう考えてもおおむね100万円くらいかかるという松川村の例でしたけれども、それを超える額の、要するに人件費等も含めれば多額の、そっちのほうが必要なお金がかかっているという状況なんですね。

やはりそのところは、各課がどのくらいのモチベーションを持ってやっているかにもかかってくるんですけれども、町民のカレンダーは1つの例だと思いますけれども、一体になって何か取り組んでいただかないと、町民もいろんな情報がいっぱいあって、もう対応し切れない、見切れないというのが現状ですので、町民カレンダーをぜひもう一度庁議等、またほかの皆さん等で検討していただいて、つくっているところは非常にありがたいと、池田町もまだ松川村にもらいに行っている人が多いというんですよね。

そういった中で、やはり何で池田町はつくってくれないのか、生坂村と松川村はつくっていて、非常に好評を得ているのにという声もありますので、ぜひもう一度検討をいただきたいと思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 過去にカレンダーを見せていただきまして、よくできているなという感じを受けましたので、庁議等でこの問題につきましても、どうあるべきかを検討させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（那須博天君） 矢口稔議員、この問題でまだ質問ございますか。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） この問題ではございません。

議長（那須博天君） よろしいですか。

すみません、では、一般質問の途中ですが、この際暫時休憩にいたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

議長（那須博天君） 休憩を閉じ再開いたします。

矢口稔議員の一般質問を続けます。

矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） 午前に引き続き、次の質問をお願いしたいと思います。

町制施行100周年記念事業についてであります。

平成27年度も上四半期が過ぎようとしております。町内で100周年をイメージさせるのは、町営バスの表示、役場庁舎とハーブセンターでの懸垂幕、町からの封筒などに限られております。その中で、町民の皆さんから懸垂幕が見にくい、100周年ロゴがわかりづらいなどの意見を複数の方からいただきました。

確かに役場の懸垂幕は文字が認識しづらく、何を書いているのか遠くからは認識できません。ロゴについても説明が必要であり、町営バスのステッカーは、動いているので、意識して見ようとすれば事故につながる可能性があります。この点について、どういう過程でこのような仕様になったのか、視認性や可読性などの検証はどのように行われたのか、まずお尋ねいたします。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） それでは、ただいまの御指摘にお答えを申し上げたいと思います。

初めに、懸垂幕につきましてでございますけれども、100周年の表記に加えまして記念のキャッチフレーズ、それからロゴマークも入れながら、多くの方々に広く認識していただきたいという願いを込めて作成したものでございます。

また、ロゴマークでございますけれども、「100」の数字を平仮名の「いけだ」に模して100が目立つように中央に大きく配置し、さらに未来に希望を持てるようにと制作したところでございます。

また、視認性の検証につきましては、100周年プロジェクトによりまして、パソコンによるシミュレートを行いました。庁舎建物に設置したイメージでそれぞれ審査をしたわけですが、このときは非常にイメージどおりでよかったわけですが、そういったところで最終決定をさせていただいたところでございます。

なお、記念ロゴバッジの関係でございますけれども、現在、小・中学校を中心に配布をさせていただきまして、帽子あるいはランドセル等につけていただいている生徒が非常に多く見られ、広報に一役買っている、そんなような状況でございます。

それから、バスや懸垂幕のロゴマークにつきましては、今年度池田町が100周年を迎えた

年なんだなというふうにインパクトをつけるものでございまして、特にバスにつきましては、動く広告塔とも言われまして、非常に宣伝効果があるというものでございます。そうした媒体を利用しまして、これは動いているときではなくて、停車時に確認できるようにということでしたものでございます。

なお、役場庁舎に掲げてあります懸垂幕の視認性につきましては、議員御指摘のとおり、非常に見づらいという幾つかの御意見を頂戴しておりますので、現在、文字が見やすいタイプに変更するということで発注をかけてございます。近々張りかえを予定してございますので、よろしくお願いいいたします。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） 懸垂幕等については、本当にこれは見にくいというのは理解していただいたということで、ぜひそういった面ではいい方向に変更をお願いしたいと思います。

また、ロゴについても庁舎内で検討と言ったんですけれども、ぜひ、できれば、もう終わってしまったんですけれども、キャッチフレーズとともにロゴも募集したほうがより視認性のあるものができたのではないかなと思います。そこらの辺のところはちょっと残念かなと思っております。

確かに役場内で今パソコンの普及、ソフトの普及もあってデザインできるわけですが、やはりデザイナーの観点というのが、どうしてもそここのところがないと、パソコン上では見ても実際映えなかったり、意味がわかりにくかったりということは多々あるという、デザイナーの方からの意見でございましたので、ぜひ今後、もしそういったことがあるようでしたら、そういったプロの方の意見を参考にさせていただいて、草率的には庁舎内で作っていただいても構わないんですけれども、実際プロの人の目で確認をしていただくということをお願いしたいと思います。

続いて、地域の皆さんの100周年の認知度と関心度は余り高いようには思えません。6月9日現在、町のホームページのトップページには、100周年であるという表示はどこにも見当たりません。単にさまざまな事業に100周年の冠をつけるのみなら、余り効果は得られないと思います。今後どのように発信し、町内外に関心を高めていくのかお聞きいたします。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） 100周年の今後ということで、町内外に関心を高めていくという

御質問でございますけれども、お答え申し上げます。

町制施行100周年事業におきましての町の皆様からの御提案事業の申請につきましては、6月現在、5件の事業が申請されておまして、一部条件を付した形になっておりますけれども、全ての事業が実施されるということになりました。

それから、このほかにも申請をしたいという団体が見られておまして、非常に私ども効果が出ているかなというふうに思います。身近であります町内の各種団体が100周年補助金事業を実施することで、今後さらなる町民の皆様に対して認知度が向上するというふうに解釈しているところでございます。

それから、今後の取り組みでございますけれども、現在、記念テレビ番組の取材を進めております。9月に30分番組として、町の100周年に関しますテレビ放送を予定しております。また、町の歴史を振り返る記念誌の作成を行いまして、全戸配布しながら町の皆様にPRをしてまいる計画でございます。

このほか、本年度におきましては、さまざまな事業に冠をつけることで、100周年の節目をみんなで認識してまいりたいと考えてございます。単に冠ではなく、冠をつけることで歴史の重みと節目をアピールする、これは十分宣伝効果が上がるのではないかというふうに思っております。大変重要なポイントでもあると私どもも考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、冒頭にホームページに100周年に表記がないということで御指摘がありましたけれども、一昨日ですが、ホームページのほうにバナーを張らせていただきまして、この100周年の意義と、それから100周年ロゴマークのいわれ等々もこの中に盛り込んで、トップページから飛べるようにいたしましたので、御参考までにとお願いをいたします。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） これからもそういった努力は引き続きお願いしたいと思いますけれども、バナー等でようやくホームページにも見られるようになったということで、缶バッジ云々のそういうものには町民は示していなくて、例えば100周年の事業がどんな事業があるのかとか、それに対してどういう参加方法があるのかという方法のPRも、ぜひそういった100周年の記念のバナーなり何なりの中で取り組んでいただければと思います。

1点、そのお話の中にありましたけれども、テレビが今制作されておりますということな



んですけれども、テレビ番組の場合は、非常に今問題になっているのが著作権の問題であります。お尋ねしたいのは、もし放送された場合、著作権はどこが持つのか。要するに今後二次利用が池田町でできるのかどうなのか、その点についてお尋ねいたします。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） テレビ番組の著作権の関係でございますけれども、これにつきましてはテレビ会社と今折衝中でございます。基本的には私どもにあるというふうに思っておりますけれども、そのところにつきましては、まだ詰めていないというような状況でありますので、今後詰めたいと思います。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） それは毎回どこのところでも議論になるところであります。どうしても放送されてしまうと、放送に関しては著作者は放送局だということで、二次利用の際には費用を払えという場合も多々あります。なので、なるべく放送される前に著作権者はどこであるのか、また二次利用に関してはどのような制限があるのかということを書面をもって交わしておくことが大事かと思えます。

何十周年のたびに、30周年、40周年ですか、2回にわたり記録映画、記録映像は残っていますけれども、今回テレビ番組ということなので、その点について注意をしていただいて、テレビ局と交渉をお願いしたいと思います。また、わかり次第お知らせをいただければと思います。

100周年の文字は、文字のとおり100年に1回限りの記念すべき年であります。単なる100年目の過去を祝うのではなく、これからの100年をどのような100年にするのか、将来に目を向けた新しいビジョンを示す絶好のときだと思えます。10月に行われる記念式典がゴールではありません。100年後の池田町のあるべき姿、ビジョンを子供たちからお年寄りまで町民の皆さんに広く募集し発信していくことが、後世に伝える意義のある事業と言えるのではないのでしょうか。

100周年のビジョンの作成についてお尋ねするとともに、関連しておりますので続いて申し上げます。町民参加の記念事業の内容拡充なんですけれども、先日の議会協議会において、先ほど総務課長からも説明ありましたとおり、町民の皆さんから5月31日現在で採択2件、審査中3件とのことで6月に入ってから5件、条件つきながらも認定したということでございます。町民提案型事業については高く評価するものですが、内容によっては備品を

購入しなければ事業の遂行ができない、イベントの事務局が設置できないために事業を見送るなどのケースも見られております。事業採択の拡充やイベント事務局を町民サポートセンターへお願いすることができないのかお尋ねをいたします。

議長（那須博天君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） まず最初に、100年後のビジョンの作成ということについてお答えしたいと思います。

町制施行100周年を歴史の大きな節目としまして、池田町のあるべき方向性に対しまして、過去を検証し、今後進むべき方向に誤りのないように、時の変化や時代の変化に適正に対応し、主役である町民の皆さんとともに協働して、次なる世代に自信を持って継承できるような確認をするという意味で、この節目を大事にしていきたいと思っております。

このすばらしい北アルプスを眼前に見る眺望と田園風景、また池田学問所の精神を継承する文化性、町民性、自然の美しさとともに支え合う人間性の温かさ、美しさを大切にする中で、心身共に健康な町、癒やされる町という気持ちを強く持って発信していきたいと思っておりますし、そういうビジョンに向かって前進したいと思っております。

100年後という意味においては、なかなか100年後を想定することにつきましては、非常に難しい問題がありますので、一応そういう気持ちで取り組んでいかせていただきたいと思います。

また、記念事業でのサポートセンターということにつきましては、今言ったような歴史的な大きな節目であるからこそ、町民の皆様や自治会、各団体、町民有志が一念発起していただき、実行へ向けての行動を町民みずから起こしていただくことに意義があるのではないかと思います。それについてのバックアップと応援はさせていただき、そういう中で町民の皆さんの主体的、能動的な意思でそれぞれの記念事業の実現の輪を広げていただけたらと思っておりますので、そういう体制づくりで御努力を町としてもサポートしていけたらと思っておりますので、現状では町民サポートセンターがそこまで付加をされることにつきましては、まだまだ組織としては十分ではない面もありますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） 100周年の関係のそのビジョンについては、子供たち中心でもいいと思うんですね。やはり池田町の100年後の姿というのはどんなことを夢として描いているのかということは、この年だからこそできる事業で、ぜひ取り組んでほしいとは思っています。こ

それは後から教育長を中心に教育課のほうからコメントをいただきたいと思います。

それと、またサポートセンターではなくて、これを言っているのは、町民が事業をやりたいと言っても、イベントなんかの事業をやって募集をかけたりにするのは、一般個人の住宅では誰もいないわけですよ。それでグループがあっても、なかなかそのグループでは事務局が持てない。仕事に携帯電話が鳴っても困りますし、そこで要するに受け付けとか、例えばランニングの教室を開きたいと言っても、受け付けの事務を本当にやってもらえるところがあれば、やってみたいという団体もあったんですけども、今のところ今の話ではなかなか事務までは追い切れないという話なので、今後の検討の中にも町民のニーズの中には、そういう主体的には、細かいことの企画や何なりはこの予算とかそういうのをいただいてやるんだけれども、そういった事務、例えば応募を受け付けるところとか、電話を受け付ける、平日のときでいいから受け付ける場所をぜひそういったところにつくってほしいということです、その点について答弁をお願いしたいと思います。

議長（那須博天君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 今の点につきましては、公民館が町民のとりででありますので、それぞれの主体性を持った団体の皆さんが公民館で相談いただければ、それは可能だと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） それと同時に先ほど、教育長で結構ですので、子供たちに100周年のビジョンを書いていただくというか発表していただく、それが10月のときに発表できれば最高なんですけれども、100年後の夢みたいなものを子供たちに訴えていただくのは非常に有効なことではないかなと思うので、その点について手短かにお願いします。

議長（那須博天君） 平林教育長。

教育長（平林康男君） なかなか即答は難しいと思うんですが、確かに、これから100年が新しい未来に向かってのスタートということは、私たちも理解していますので、何とか子供たちに明るい未来をということを願っています。

今回の総合学習の中でも特別枠ということで、子供たちに何とかこれからの未来に向けての予算づけをしてありますので、その辺も含めて何らかの形で、また子供たちが未来に対して語れるということができる機会があればということを考えています。校長会がありますので、きょうの議員さんのお話をぜひ伝えていきたいと思いますので、そんなことでよろしく

お願いをしたいと思います。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） ぜひお願いしたいと思います。また負担にならないように、お願いしたいと思います。

それと、あと1点なんですけれども、やはり認知度と関心度なんですけれども、やはり町営バスも1時間に1本あるかないかなので、そのロゴとかキャッチフレーズを見る機会をどうふやすかということなんです、今後。

やはり言われているのは、町内にある、今お祭りなんかのときにある街路灯が今更新されますけれども、その更新がうまくタイミングが合えば、そういう街路灯にバナーをつけるとか、そうすれば半年間は、これから予算つけていただいても半年くらいはバナーで常に100周年だということを、池田を通っている人は24時間見られるわけですから、そういったPRをするとか、前回、同僚議員からも質問があったんですけれども、100周年のときに全戸にタオルを配るといったのもちょっと工夫をして、せっかく今山雅に出資をする、しないという話になっておりますので、松本山雅と協力をして山雅の池田町100周年タオルをつくって全戸配布するとか、ちょっとそういった付加価値をつけることによって、町民の認知度やサポート体制もぐっと高まると思いますけれども、手短にその点についてお願いいたします。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） ただいまPRを含めていろいろなことを御指摘いただきました。確かに宣伝というのは大事なこともありますし、そういったいろいろで何ができるかというのは、また内部で検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） せっかく100年に1回の機会なので、このチャンスを逃さないようにいい事業をお願いしたいと思います。

続いて、最後の東山の里山保全についてお願いします。

松くい虫の被害の早急な対応をとということでございます。

東山一帯に広がるアカマツの松くい虫被害がおさまりません。特に池田町南部中鷄地区の被害はますます広がっております。昨年度の成果説明書及び本年度の「わかりやすい町の仕事」によると、平成16年度より6,700万円強の費用をかけたものの、被害地区が拡大してお

り、被害量に見合う補助が得られず十分な対策がとれなかった。本年度775万円の予算をかけ、今後は予防への取り組みを進めることが一層重要となっています。

県の資料によると、県内で最も被害の大きい地域、激害化ということを言うそうですけれども、それは安曇野市の押野地区となっております。押野地区は既に伐倒駆除、樹種転換が急ピッチで行われました。しかし、被害木は越境した当町中鵜地区に急拡大しております。とても予防等では防げないレベルです。

県は被害先進地区に対して補助金を出しておりますけれども、先進地ではない当町は補助金の交付額が低くなっています。緊急的な対応として県知事が指定する高度公益森林、被害拡大防止森林に指定していただくことが必要だと考えます。ここは町も声を大にして実情を県・国へ訴えていくべきだと思いますが、対応をまず伺います。手短にお願いいたします。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） それでは、松くい虫被害の対策についてということで答弁をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、現在では全町において被害が拡大しております。当町におきましては、平成24年に被害先端地域から除外となりまして、先端地域につきましては大町市、松川村に北上しております。以後、国・県からの補助をいただきながら被害木処理を実施をしておるところでございます。

今までは伐倒薫蒸という処理の方法がメインでございましたけれども、こちらになりますとマツノマダラカミキリの飛び立つ時期までにとということで、6月中旬ないしは下旬までに全量処理するという形で実施しておったわけでございます。被害木の量が大幅ふえてまいりまして、現在、生坂村、旧明科町の対策が遅れたこと等の理由によって、非常に被害量がふえております。これを受けまして、区域指定については既に北上をしておりますので、区域変更ということはできませんが、防除の一環としまして、更新伐、また樹種転換という造林の事業を導入することによって被害量を減らし、また新たな森林につくりかえるということで、国・県に対して手厚い助成を要望をしまいたいところでございます。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） 現状はそのとおりであります。しかしながら、景観の、大きな松は美しい景観を守る森林でありまして、これをなくしたら本当に池田町のよさは半減してしまう

のは実情です。美しい村連合に入っている、今度はそういったところを指摘されるのではないかなと危惧されております。

その中で、町長、やはり地元県議もいらっしゃいますし、地元国会議員もいます。これは議会も行政も同時にやはり県に行って、直接訴えていかなければ、何というんですか、ちょっと文書でやったり課長にお願いしたりというレベルではないと思います。町長、私たち議会も多分行くべきだと私は思いますけれども、やはりここは行動を起こして、直接まずは県・国へ陳情に行くべきだと思いますけれども、その点についてはいかがですか。

議長（那須博天君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 担当課の中での情報等を加味しまして、必要なら県まで行くことはやぶさかではありませんし、それにつきましては、議会の皆さんにもそういうときには御協力いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） ぜひ、議会側もそれなりにやはり対応していかなければいけないと思いますので、これは行政、議会一丸となって何とか食いとめないで、今、中鵜地区がもう真っ赤っかなのが、会染、また池田地区になれば本当に森林が真っ赤っか、どうしようもない、また山崩れの危険性が本当にふえてくるということもありますので、そういった点についてぜひ力を合わせて取り組んでいただければと思います。

それにつけてもやはり、もう1個、最後の質問になってしまうかもしれませんが、大北森林組合の委託事業の今後についてです。

各種マスコミ等で大北森林組合の補助金不正受給問題がクローズアップされています。町も以前から森林整備や松くい虫対策などで事業をお願いしております。また、保育園児への木育事業など里山への親しみを持てるような事業にも協力をしていただいております。

しかし、不正問題が解決しない限り、森林整備等を委託しづらい状況にあるかと思っております。現在の町の考え方と本年度への事業の影響をお尋ねするとともに、この森林問題等、早急に対応しなければいけないと思いますので、その点についてお尋ねをいたします。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） それでは、大北森林組合の問題、こちらにつきましては現在県で調査をしておるところでございますので、またそちらがわかってまいりましたら御報告を申し上げたいと思いますけれども、昨年度まで議員御指摘のとおり松くい虫被害対策、そして

緩衝帯整備、保育園の木育事業、森林の里親事業等々、森林組合さんにはいろいろと事業を担っていただいております。

本年度につきましては、今回の問題等を受けまして、他町村に先駆けまして、当町におきましては大北木材協同組合という組織がございまして、製材業、また山仕事を行っている業者さんの組合でございますけれども、こちらのほうに松くい虫の被害対策、それと森林の里親事業のほうをお願いをしております。

また、今後、造林事業、間伐等の事業につきましても、この組合さんのほうにお願いできればということで、今、県を通じて協議をさせていただいております。確かに昨年に比べましての事業につきましては、多少の後退はあろうかと思っておりますけれども、できるだけ速やかに事業実施できるように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（那須博天君） 矢口稔議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） 新しい事業体が見つかったということで、一安心しているところではありますけれども、それにしてもやはり松くい虫の被害を何とか食い止めるためには、大きな団体をお願いをしたり、人手がかかることですのでお願いしていただかなければならないと思っております。

その今度の組合がどのような形態で行っていただくのか不明なところもありますけれども、実際は他町村というか大町市等においてもその組合を利用したりしているのか、どのくらいの規模でお願いをできて、大北森林組合に比べればどのくらいの規模でお願いができるのか、大体で結構ですのでお願いしたいと思います。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 今回の事業体につきましては、森林組合の下請けで行っていた業者さんもこの組合に入っておりますので、事業的には今までと余り変わらないスピード感等を持ってやっていただけるというふうに思っております。

県としましても、今、池田町を参考に大北の中で市町村とも連携をとりながら進めてまいりたいという話をいただいておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（那須博天君） 矢口稔議員の質問は1分です。

矢口議員。

〔3番 矢口 稔君 登壇〕

3番（矢口 稔君） とにかく今は池田町の場合は森林整備の場合、松くい虫が本当に急務です。どの会社に頼んでも結構ですし、町独自で行うのは構わないんですけども、やはり予算が伴います。大きな予算が伴ってきて、その松くい虫の被害が今後民家とかさまざまなこういう土地の建物の近くの木がどんどん倒れてきている状況でありますので、そういったところも鑑みながら、そういったときにはどのような対応が実際できるのか、その点についてもまた庁議等で検討していただいて、町民に危険が及ばない範囲でぜひ検討をしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終了いたします。

議長（那須博天君） 以上で矢口稔議員の質問は終了しました。

矢 口 新 平 君

議長（那須博天君） 一般質問を続けます。

4番に、4番の矢口新平議員。

矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） お願いします。4番、矢口新平でございます。

6月定例会に一般質問をさせていただきます。

3点お願いいたします。

1点目、前回、ことしの3月の私の一般質問のときに、ふるさと納税の質問を町長にしました。町長からは50%の特産品の返礼を考えていると言われました。また、最近ふるさと納税も簡素化が進んできて、インターネットなどで簡単に手続ができ、ヤフーなどのサイトではもうカード決済ができるということを聞き、池田町もヤフーとの1つの契約を今継続中ということを知っております。

ふるさと納税について町長はどのように考えているか、再度お伺いしたいと思います。お願いします。

議長（那須博天君） 勝山町長。

〔町長 勝山隆之君 登壇〕

町長（勝山隆之君） ふるさと納税につきましては、厳しい財政状況からしまして、ふるさ



と納税の普及による税収アップにつきましては、財源確保という意味からして大きく貢献できる、財政的にメリットのある制度だと思っております。さらには、池田町のアピールにつきましても対外的に大きく貢献できますし、町民でない方の池田町応援団として確保するという意味においても、一石三鳥の効果のある制度だと思っております。

基本的にはそういう考え方でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） 町長が言われたとおり、これは税収アップ、あるいはそのほかに池田町の生産物が、要するにこの納税をした方に送ることによってお米がお金に変わるとか、いろんなメリットがあると思ひます。

それと、町長も言われたとおり池田町のアピール、一石三鳥と言われましたが、本当にこれは真剣にやれば、本当に真剣に第3の産業が育つような気が私は前回からしてあります。

長野県でも阿南町は受け付け開始で回線がパンクをしたくらい、電話が殺到して、一時中止をして、また最近、今度はネットの回線をふやしてやっていると聞きました。阿南町は本当に、町長、池田と全く一緒です。お米なんですよ、特産品は米なんですよ。

ただ、返す部分が阿南町は1万円で20キロのお米、2万円で30キロ、3万円で40キロ、10キロ単位で配送ということで、米だけでこれだけあるということは、返すものを多くすれば、池田町も50%というふうに町長は言われていますが、一番大事な部分はそれをお金に変える、要するに納税をしてもらって、そのうちの半分を池田町の特産品で返していくと、それは町長の決断でもうちょっと阿南町に対抗しろというわけではないんですが、もうちょっとグレードアップというか、意識を変えていくと、本当に池田町の米もコシヒカリおいしいですから、当然阿南町に負けにくいくらいのお米だと思うんです。

そういう部分で町長、もうちょっとこう、同じことをやっていたのでは多分だめだと思うんですよ。そういう中で、もうちょっとグレードアップする気は町長、ないでしょうか。

議長（那須博天君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） ふるさと納税の趣旨からしまして、100%返すのがいいのか、120%返せばとか、いろいろ議論はあろうかと思ひますけれども、基本的にはふるさと納税で御協力いただくという中では、100%は返せないというのが納税の趣旨でありますので、そういうある程度の規制の中で御理解いただいて、ふるさと納税で御協力いただくという考え方がセオリーではないかと思ひますので、御理解をいただきたいと思います。

詳しい内容につきましては、総務課等でふるさと納税のお返しについての充実に対して対応していますので、総務課長よりお願いしたいと思います。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） この後の質問にも出てきますけれども、現状という形になってしまいましたが、よろしいでしょうか。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） 町長、100%とか120%ではなくて、私が言っているのは55%とか6割くらいのあれができないかということで、120%返せということではないんです。だから、どこもやっぱり50%以下なんですよ。この辺を見ても白馬村なんかは30%ぐらいね、松川村も35%ぐらいなんですよ。だから、町長のお考えで、50%というのは3月に言われておりますが、55%以上とか、そういう気持ちの部分をちょっと聞いただけで、次いきます。

ことはふるさと納税について、6月までの現状をお聞きしますが、どうでしょうか。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） それでは、ふるさと納税の取り組みの予定と、それから6月現在の現状ということでお答えさせていただきたいと思います。

現在、平成27年9月を目標としまして、ふるさと納税寄附金制度の大幅なりニューアルに向けまして準備を進めているところでございます。具体的には、御寄附をいただいた方への返礼品の充実を図るものという内容でございます。これにつきましては、ふるさと納税に関するインターネットのアクセス数のトップでありますホームページサイトを利用いたしまして活用するものでございまして、ネットを通じまして全国発信、あわせて寄附金をこれまでの現金方式から新たにクレジット決済を導入して、納税者をふやしていくのが狙いでございます。

矢口議員さんからも幾つか御提案をいただく中で、職員単独ではPR、それから告知を初め商品の選択発注等対応が限界でありますので、今回私どもでは専門業者に業者委託をさせていただいたところでございます。委託内容につきましては、インターネットでの寄附者の募集から申し込み、入金、顧客管理システム、それから返礼品の企画・提案・出荷管理、それから、あわせてクレーム対応までが一貫業務ということになってございます。

また、この委託料につきましては、出来高払いということでありまして。寄附をいただいた額の9%程度になりますけれども、寄附拡大のためには何といたっても返礼品の充実が重要な

鍵になってくるということになっておりまして、実は、今月の26日ですけれども、町内の業者の皆様を集めまして、この内容について御賛同をいただける方につきまして説明会を開催するように、そんなような予定でございます。

返礼品の企画、提案、それからコーディネート等は委託業者にお任せをしながら、寄附者が複数の中から好きなものを選択できる、そんなような形式で委託をしていくという内容でございます。よろしく申し上げます。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） 真っ先は2年ぐらい前にこのふるさと納税の話を出し、3月出し、また今回ということで、やっと役場も動き出したかなというところでは。

それと、6月26日にふるさと納税寄附金に対する協力事業所募集説明会の開催という、これだね、ということで、RHトラベラー株式会社でよろしいですか。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） そのとおりでございます。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） ということは、要するに役場が企画をして、どれだけの数がかかるかわからないということで業務委託ということ、それで9%ということ、役場の職員がこれを全部やるということはちょっと難しいのかなと思いますので、この辺については、ちょっと心配するのは、この会社が個人情報等ありますので、その辺の管理がどの程度できているのか、その辺もちょっと調べていただきたいと思います。それと、ちょっと課長にお聞きしたいんですが、このカタログをつくり、それとまたPRをしていくということ、ことしは、ではこのカタログの完成はまだできないという理解でよろしいでしょうか。来年からの対応ということでしょうか。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） このカタログの関係でございますけれども、大半はインターネットによるカタログ販売ということになってございます。カタログの発注につきましては、この業者がつくっていただけるということなんですけれども、時期的なものにつきましては、この賛同していただける業者が全てそろった段階で発行しますので、その後ということになりますので、ちょっといつということは、現在のところは言えません。よろしく申し上げます。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） それでは、4月から6月までの納税額は、池田町は今現在どのぐらいの数字でしょうか。ざっくりで結構です。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） ちょっとデータを持っていないくて申しわけないんですけども、現在のところの納税額はございません。4月から6月まではこの中に入ってございませんで、大体7月以降に納税がされるというようなデータが残っておりますので、それ以降に入ってくるかなというふうには思います。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） 課長は御存じだと思うんですが、7月以降に納税される方は、毎年、毎年同じ方なんですよね。池田町が望郷で好きで、本当もっと頑張ってくれという意味で送ってきている方がずっとずっと送ってくれているだけで、池田町に対してこのふるさと納税の制度で、それでは送ってみるかという人は、今まで一人もいなかったわけ。美術館の入場券とカモミールの食事券と、アイスクリームか、何だ、そんなのをくれるなんていったって誰も送らない。やっと池田町も前向きに動き出したというのは評価をいたします。

多分、これ立ち上がって動き出すのは、課長、来年くらいでなければ効果が出てこないね、どうも。そんなふうは今考えていますが、どうでしょうか。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） このスタートにつきましては、9月からインターネットを通じて実際に受け付けをしていくということでございますので、来年ということではなくて、スタート時から私どもこの寄附がされるということをお願いしておるわけですけども、これはふたをあけてみないとちょっとわからないことでございますので、何とも申し上げることができません。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） また9月からということで、ここにも1万円以上の寄附でもらえる、これ美濃市か、池田町のやつね。池田町産コシヒカリ10キロということは、金額に直すと3,000円相当というくらいだと思うんですね。だから、立派なカタログをつくっても、き

ちんと何%を返すんだというのがなければ、これは全く魅力のない、だって全国どこへでも、私も長崎県に今やろうとしていますよね、それは魅力があるからやるんだよね。だから、もう後出で出てくるんだから、やっぱりさっき私の言った返礼のパーセントを上げると、9月から幾らカタログをつくってやってもほとんど来ないですよ、きっと。その点、総務課長、このふるさと納税をやって、金額的には1年間でどのくらい集めたいとか、そういうあれはないんでしょうか。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） まず、寄附の返礼の関係なんですけれども、基準につきましては2分の1ということで、現在考えておりますのが1万円から3万円未満が5,000円、それから3万円から5万円未満が1万5,000円、それから5万円から10万円未満が2万5,000円、それから10万円から上が5万円ということで、設定をさせていただいております。

この設定の仕方でありまして、この設定につきましては、大手でありますインターネットのサイトが実績に基づいて出しているということでありまして、この金額が一番妥当であろうというようなことを伺っております。ですので、私どもこの金額に設定をさせていただいたところであります。

それから、2点目、返礼の品ですけれども、品につきましてはこの6月26日に町内業者を呼んで、地産地消のような形でその生産物がよそのところに行けばいいと思うんですけれども、そういった米農家さん、それから商店街、お菓子をつくっている、あるいはハーブをつくっている生産者等々、いろいろな方がおられますので、そういったところに出席をいただいて、このカタログの中に入れ込みながら十分町をPRして、魅力ある返礼品ということで計画をさせていただいておりますので、そんなところで御理解をいただければと思います。

以上でございます。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） ちょっと考え方が課長、違うのは、私の言っているのは、2点ちょっと言います。

1万円から3万円が5,000円と言われましたよね。私はこの1万円から3万円のベルトが一番多いと思うんだよ。これをもっと細分割しなければだめだと思う。5,000円から1万円の間が5,000円相当の返金と、それで1万円から2万円の間は1万円の返金と、それで3万円の場合は1万5,000円返金という形に変えなければ、本当に1万円をやってみるというべ

ルトが一番多いと思う。1万円から3万円ざっとやって5,000円といえば、2万円、3万円ではないよ、たいがい1万円しかよこさないよ。その辺、課長、この辺はちょっと考えておいてもらいたい。

やっぱり東京あたりのこういうRHの業者さんのふるさと納税に関する考え方が、池田町とは合っていない、多分。だから、この辺はちょっと宿題にしておきますので、ちょっと考えてください。私はこれは大事だと思う。

それと、もう一つ、今26日に業者説明会といいますか、開くと。それでお菓子ならお菓子と言うけれども、1万円寄附して、3万円未満で寄附して5,000円のお菓子をもらって喜びかい。だから、要するに池田町のかんぴょうだとかそういう特産品をセットにして5,000円相当という、そのようなお考えはないでしょうか。その2点。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） ただいまおっしゃられたとおりでございます。それぞれ単独では5,000円というお金にはならないと思います。ですので、私どもも考えた中ではいろいろなものをチョイスして、それぞれパックにして、それを商品にするというような考え方を持っておりますので、矢口議員おっしゃられるとおり、そういった形をとってまいりたいというふうに思います。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） しつこく言ったわけなんです、これはふるさと納税、本当に大事な部分、要するにお米なりお酒が1万円の寄附によって、農家にお米のかわりに5,000円入るといことは本当にいいこと。だから、これはぜひ力を入れてふるさと納税については、私がじっと一般質問するから慌ててやるではなくて、本当にじっくりやってもらいたい。

それと、さっきの1万円から3万円が5,000円なんて、そんな程度の企画ではだめよ。もうちょっと練ってもらいたい。これが私の意見です。意見としていい。

ちょっと時間もあれですから、2番へ入りたいと思います。

池田ハーブの里づくりプロジェクトについて御質問いたします。

池田町も美しい村連合に加入して、5年に一度の監査で指摘されたハーブに力を入れることについて、町長のお考えをお聞かせください。

議長（那須博天君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 現在、先進的で成功されている「生活の木」さんの答申をいただくの

を待っている状況であります。

基本的には東側のハーブ園については思い切ったりリニューアルをして、町民の皆さんにも、また対外的にも観光的にも、再構築して生まれ変わらせていきたいという考えであります。そのために、相当な事業予算が必要だと考えますので、ある程度の青写真ができましたら、議会の皆さんにも御相談する中で取り組みにつきまして説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） 今、町長から東側の部分をリニューアルをすると、今、足湯も建設中ということで、お金をかければかけただけよくなるかと思えます。

ハーブセンターと町は今、指定管理の契約をしていて、それで今、足湯は振興課でやっていて、それでハーブセンターの管理している東側のラベンダーの畑、それとあと特産物加工場ですか、それとカモミールか、西側にありますよね。これが何か、町長、ばらばらみたいな感じがするわけ。もうちょっと、てる坊がいますので、この1つプロジェクトで一緒に動かすというお考え、もしくは、その話し合いを持つとかそういうことはあるんでしょうか、振興課長。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 今、議員御指摘のように、ハーブセンターのエリアにつきましては、てる坊市場さんに今のハーブセンター及び駐車場、それと東側の道の駅の駐車場、それからハーブ温室、それから見本園というところの指定管理をお願いしているところでございます。

あのエリアには、中山間事業でつくりました農産物加工施設、それと、かつての乾燥施設を使ったカモミールさんのレストランということで、今2つの業者さんが入っていただいております、当初はできるだけ連携を密にしてということでやっておられましたが、先ほどちょっとお話を聞く中では、なかなか今情報交換がうまくできていないところもございます。

これは1つのエリアとして考えた中で、町のほうもそれぞれ連携を密にして、花とハーブの里づくり事業の中核施設でありますので、エリア充実に努めてまいりたいと考えております。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） 課長もまだ4月からなられてこれからだと思うんですが、町長は東側と言われましたので、東と西も一緒に考えてやっていっていただきたい。

それと、私もしょっちゅう最近、大出議員がいるせいか、ハーブセンターのほうに毎日1日に1回ぐらい行くようなあれなんです、松本市の帰りに寄るとかね。ただ、てる坊さんは一生懸命きれいにああいう屋根がついたりしているんだけど、カモミールと加工場のところは草だらけで、だからその辺も含めて、一帯をやっていくのだったら東側がきれいになる。そうしたらカモミールと農産物加工場、これはもうちょっとしっかり考えていかないと、それと前の部分が死んでいるスペースだと思うんだよね。あそこも何とかいろんな意味で考えていったら、本当に今言われたあそこの周りが、要するに何といひかな、ハーブのエリアになってくるような気がしてならないんですよ。

それと、カモミールについては、ほとんどお昼なんかは何組も見ないですよ、食事している、龍門なんかはいっぱい入っているけれども。それでは、あそこにいる働いている方の給料が出ないんじゃないかなと、民間としてはそんなようなことを思います。ぜひ一体化させた中のあそこを考えていっていただきたい。

それと、今度ランドブレインという会社が850万円という契約で1年入ってきます。そうすると、やっぱりこれは全体を1つのグループとして、定期的いろんな話し合いを持って、てる坊が一生懸命こっちへ朝市をやりたいなんて言ったって、こっちは全然知らないとかではなくて、いろんな意味で協力をしていかなければ、この会社も、またてる坊もみんなだめになってしまうような気がしてならないんですが、その辺はどうなんでしょうか。ちょっと足湯も含めて。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 議員御指摘のとおり、確かにこれから本年ハーブ関係につきましてはプロモーション事業も入れて、今後進めていくということであります。先ほども言いましたように、ハーブセンターを1つのエリアと捉える中では、ハーブ園のリニューアルだけではなく、周辺施設一体となって連携を持ってやっていただくのが一番であると考えておるところでございます。

今までなかなか連携がとれていなかった。夏祭り等は同時開催、龍門さんも含めた中で同時開催をさせていただいておりますけれども、先ほどの管理面についてなかなか行き届いていない点もあるというふうにお聞きをしておりますので、こちらについては町が入りまして、もう少し連携をとってやってまいりたいと思いますし、このプロモーション



ン事業につきましても、てる坊市場さん、またカモミールの会の皆さんからも参画をいただく中で話し合いを進めていきたいと考えております。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） 宮崎課長、期待していますので頑張ってください。また応援をしていきたいと思えます。

もう一つ、足湯についてだけちょっとお聞かせください。

ボイラーの熱を使って足湯の設計図等をいただきましたが、1回ボイラーで水をお湯にして、それをそのまま流していくと、それが一番いいのかなと思うんですが、あれは温室用に前回つくったボイラーということで、ハーブの温室のほうに、もしか熱が必要だったとき、これは足湯に火力不足というか、足りなくなることはないのでしょうか。

それと、100円くらいの何というか、入湯料と言わない、足湯料というの、私も議員の研修で行ったときにちょうど足湯があって入ったんだけど、タオルがどうしても必要なわけです。それ、タオル100円だかですって売っていたと思うんだけど、それと足をふくあれも必要で、ああいうのもまたいろんな経費でかかってくると思うんだけど、その辺も含めてちょっと有料化にしたらどうですかという意見なんですけど、どうでしょうか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） それでは、足湯についてということでお答えをさせていただきたいと思えます。

現在建設中の足湯につきましては、過日、協議会の席で図面等をお配りいたしましたけれども、窓等はなく、吹き抜けタイプという形になっております。そんな形の中で、こちらの開湯時期につきましては、現在のところ、4月から11月までと計画させていただいております。それによりまして、冬季間につきましては閉鎖をしてみたいと考えております。ですので、12月、温室ハウスに加温が必要な時期につきましては、足湯との兼用にはならないということで、今まで温室に回すお湯を4月から11月の間は足湯のほうに送りまして、熱交換器で井戸水を汲み上げ、掛け流し風にして皆様に御利用いただくということで考えております。

また、足湯の利用料金等につきましては、現在は多くの皆さんにお入りいただきたいということで、利用料金をいただくということは考えておりません。これにつきましては、利用料金をいただくということになりますと、そちらのほうで料金の受け渡し等にかかわる人件

費等も当然ふえてまいりますし、そんなことも含めて、今のところ無料で入っていただきたいと考えておるところでございます。

また、タオル等々の御用意ということでございますけれども、今のところは持参いただくという方向で考えております。また、これについては、近くに今ハーブ温室の花の苗等の販売のレジカウンターもございますので、指定管理をしていただいております坊市場さんのほうとも、今後その点については、またお話し合いを持っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） 趣旨はよくわかりました。別に100円をもらう、もらわないではなくて、マレット場にある協力箱みたいなあれで私は考えていたんですが、幾らでもあればまた次の手が打てると、その辺もちょっと検討をしてもらいたいと思います。

それと、4月から11月ということで、いいんではないですかね。

私、この間も行って、ちょうど小山組さんで大分つくって基礎を打ってあったもので、この図面を見ながら座ってみただけけれども、壁しか見えないね、あれね、座れば。ハーブセンターのほうは木がいっぱいあって、あれも伐採するかしなければ、多分本当に壁見て足湯につかるようで、せっかくアルプスがあっても全然見えないと。木もあれだし、つくりも高い窓だから、本当に壁見て足湯に入るようなもので、もうちょっと考慮が必要だったのかなと。

それと、ちょっと奥まっているから、前回も言いましたけれども、やっぱり足湯の誘導看板とか等もきちんと出していかないと、知らないで帰っていく人がいっぱいいるんじゃないかな。

それと、トータル的な話で本当に申しわけないんだけど、このハーブのあそこ一帯を本当にいろんな人の流れの中で動けるような、せっかく町長が言われてお金をかけるんだから、その辺もきちんと考えていく必要があるのではないのでしょうか。ぜひあそこ一帯を池田町のハーブのあれにしていってもらいたい。一生懸命、今はてる坊さんも頑張っているし、最近私もよく龍門に食べにいきますが、本当に満席の状態が結構あります。だから、それだけ人が動いていると。ハーブセンターに駐車場へとめて龍門でラーメンを食べていても、これは仕方がないかなと。人が集まるということはそういうことでしょうか。ぜひハーブについてお願いをいたします。

では、ハープについては言わせていただきました。ぜひ検討ください。

問題の社会資本整備総合交付金についての質問をいたします。

ことしより街路灯事業、社総交ではないですが、その一環として、第一弾として商工会を中心に始まります。また、6月23日には設計業者が決まると、公民館、図書館が決まるということで動き始めようとしている中で、もう1回、その社会資本について町長に基本的な考えをお聞きしたいと思います。よろしいでしょうか。

議長（那須博天君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） まず、商工会が行う街路灯の整備事業につきましては、当初は社会資本整備総合交付金でやる予定ですが、補助率の高い経済産業省の商店街まちづくり事業補助金による事業となりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

社会資本総合整備計画では、景観を守り、まちのにぎわいの再生を支援するまちづくりということで、特に町なかを再構築、再生したいという目標を掲げております。平成27年度から平成31年度の5カ年計画でありまして、町なかの活性化を図ってまいりたいということであります。

事業内容につきましては、アップルランドの池田店跡地への図書館を併設しました地域交流センターの建設整備を初め、それに伴う道路整備、公園整備、商工会の町なか活性化事業への補助等を計画しております。総事業費につきましては13億5,400万円で、今後用地交渉や建設単価の上昇、事業の見直し等によりまして、事業費や事業内容につきましては変更になる場合もあるということで御理解をいただきたいと思ひます。

平成27年度につきましては、道路の4路線の測量・設計・一部用地取得等を初め地域交流センターの基本設計業務を実施する予定でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） 一言だけ言わせてもらおうと、13億5,400万円というお金をきちんと使っていていただきたいと。それと、社総交のお金、あとは街路灯のほうは6割負担ということで違う補助金がついたと。ただ一般の町民に関しては、同じ敷地の中でやるんだから余りその辺は関係ないというか、社会資本の一環くらいにしか多分捉えられないのではないかなと思ひます。

それと、その中でちょっと私が質問をしたいのは、旧アップルランド跡地に商業施設をつくるということで、当時宮嶋副町長を中心に池田町商業等活用エリア検討委員会が立ち上が

り、検討されてきて、6回ほど委員会が開かれたということです。しかし、一步も進まず、もう10月1日でこれまた任期になります。

私はこの委員会、宮崎課長、5回程度やりたいと言うけれども、やる意味がないと思います。委員会なんかつくってもだめだよ、もう。だって、これで今月に基本設計といいますか、公民館と設計がこれで教育委員会のほうで出てしまうわけ。そうすると6社、7社というところがどういう設計を出してくるかは知りませんが、要するに私もきのうもちょっと雨の中行ってみたけれども、あそこに7メートルの道路と側道をつくって、あの向こう側に長野川の向こうにそういう図書館等をつくるんだったら、どうもどういう設計になるかはわからないけれども、公民館、図書館入り口というのは、私は南側に向いてしまうような気がするんです。東には向かないのでないかなと。

そうするともう、要するに正面は今度は南か西のほうへ、駐車場があっちになりますから、なってくると、商業等のエリアというのは、これはデッドスペースといいますか、全く何とかな、ちょっと死んだような部分にしか、きのうさんざん見て思えないんです。

それで、関さんのあの蔵もちょっと外から見せてもらったけれども、結構長いんだよね。ただ、あそこの蔵を残すことによると、東側からの今度の入る道というか、7メートルの道路の側道をとってしまうと、物すごく狭い入り口になるようにしか思えないですよ。

そういう中で、商業等エリアの検討委員会が、これ去年の12月を最後にことしまで1回も開かれないという事実、そうしたら本当にこれを考えていくんだったら、既存の商店で出る場所は多分私はないと思うんですよ。そうしたら、ちょっと冗談話でしょっちゅう言うんですが、てる坊さんに毎週ではなくて、週のうち3日ぐらいはやってもらって、あとは農協に魚と肉だけお任せしろと、そうすると買い物弱者の対策になるではないかと、そのぐらいに思うんですよ。

それとおかしいのは、こっちの商業等はそっちの振興課でやっている。それでこっちの建物に関しては教育委員会でやっている。その2つのお話し合いというのはないんですか。住民から見たら全く同じ敷地よ、同じ場所。ただ、役場でやっているのは、こっちが公民館、こっちが商業等エリア。教育長どうですか。

議長（那須博天君） 平林教育長。

教育長（平林康男君） 今のお話、私もそう思っております。ですから、6月にやる基本設計につきましては建物がどうということではなくて、建物の中身についてどういうふうになるかという、そういう中身の提案でありますので、建物の外観はその後になっております。

ですから、朝も課のほうから話があったと思うんですが、当然これからは公民館、図書館の  
関係の建物と、それから商業エリアのことは一体化になりますので、委員会は2つできるか  
もしれませんけれども、双方が情報を共有しながら、時には担当課同士が出席するという、  
そんな機会は当然出るべきだなというふうに私も考えております。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） やっぱりこの商業等の委員会がもう開かれないということは、委員長  
とか副委員長に聞いてみたんですが、開いても次のステップがないわけ。でもやっても無駄  
だということなんです。ですから、もうちょっとこれ10月1日で任期切れになったら、そ  
の前にでも構いませんので、いろんなこのてる坊さんとか農協の精肉担当とか魚とか入れて、  
とりあえずではやってみるかとか、動かすとかやっていたら、ただその商工会に振っ  
て、商工会の中でごちゃごちゃやっても全然委員会として体をなさないと思う。ぜひその辺、  
また5回程度はと考えているんだけど、その方向性を持っていく委員会でなければだめ  
だと思うんですが、課長、どうでしょうか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 先ほど議員のおっしゃられましたように、当初、机上での検討と  
いうことで、また何回も申し上げて申しわけないんですけども、大型店の出店、それから  
金融機関の移転等の話が持ち上がり、なくなりというような形の中で、その検討の的という  
ものがちょっとぼやけてしまっていたかのように感じられるところがございますので、先ほ  
ど甕議員さんに答弁をさせていただきましたけれども、道路計画で先ほど教育長のほうから  
話のありましたように、地域交流センター、こちらのほうの情報を共有しながら、できれば  
合同会議的なもの、事務担当者レベルでの話し合い、先ほど矢口議員がおっしゃられたよう  
に、現地を委員の皆さんに見ていただいて、道路の計画がこれでできてまいりますので、現  
状がどのようになるか、そういうところもしっかり見ていただいて、再度検討を重ねていく  
ということをお願いを申し上げたいと思います。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） 宮崎課長、本当に大変な仕事だと思っておりますが、頑張ってください  
と思います。

町長にお聞きします。どうしても関さんの跡地のところを商業施設にするという気持ちな

んでしょうか、どうぞ。

議長（那須博天君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） これにつきましては、当初はアップルランドの跡地でアップルランドが撤退するという中で、アップルランドが町なかではなくて、近郊へ出店は考えてもいいという話がありました。そうして、それが最終的には、最後の段階で地権者は相当協力的でありましたけれども、その話はボツになった、そういう経過がありまして、理想的には、町なかもしくは周辺に消費者が満足できるような大型店が出店していただくというのが理想だという認識は、私は持っております。

しかしながら、消費者の意向等、町なかの不便、買い物の利便性を考えたときに、要望がありましたので、急遽、あそこへ商業施設という方向になったわけですが、商工会サイドでは比較的消極的です、出店含めて。

そういう点で、銀行につきましても、出店は現在考えていないという結論の方向のようですけれども、そういう中で将来的なことを考えた中では、本当に出店者があるのかないのか、これにつきましては収益的な民間の事業ですので、当然家賃収入とかが当面ついてくるわけでありまして、そういう状況で振興課長も将来的にはできることなら町なか、もしくは近郊へ大型店の理想的な展開ができることがいいのではないかという認識でありますし、また「晴れるや市」につきましても、商工会を中心に頑張らせていただいているということで、現在週2日がいいのかということも検討課題でなっておりますので、それらを踏まえた方向性がまだ見きわめられないのが現状でありますので、これらを含めて、今後の中で商業等検討委員会を計画して御意見等をいただく中で対処していきたいと思っております。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4番（矢口新平君） 町長の言われるとおりで、出る店がないんだよね。あそこにもどうしても商業施設をと、買い物難民だと言われても、みんな店舗の人は暮らしていかなければいけないんで、家賃を払って収益を上げて。それには、ちょっとあのスペース、場所では出るところがないと思うんです。

ただ、さっき言ったみたいに農協の精肉と野菜、魚と肉と、それとそこに今議員でいますが、てる坊さんだったら、週3日、4日だったらあの蔵を有効利用してでもできると思うんだよね。日用雑貨と野菜だけてる坊さんにやってもらって、肉は農協の上の人と話したわけではないもので、ただ、ショーケース等もあるみたいですので、農協さんもね。だから今移

動販売機で「晴れるや市」にも来ているのもあります。だから、その延長だと思ってやれば、ああいう大きい農協さんだったら、週3日、4日だったら来る可能性もあると思うもので、町長、その辺もぜひちょっと頭の中に入れておいてもらって、今、私も商工会に入っていますが、では現地に2店目を出すかなんていうところはない。だから、この委員会は、だから開いても難しいですよというのはそこなんですよ。

もう自分が年で、終わったらもう店閉める、それっきりですよ。跡取りがいるなんていうところは本当に町内でも数えると1軒ぐらいしかない。だから三丁目自体も、商工会もないくらいの状態で三丁目商工会というのは解散して、今はないです。だから、それがなくても必要がないという現状がありますので、ぜひそんなような、相当町長が言われたとおり銀行はもうノーですよ。それでは、町長もよく御存じのコンビニ、コンビニだって、もうこれだけあれば多分難しいですよ、あそこへ来るなんていうことは。それでは残された道はあそこを商業施設と考えるいでおくか、あるいはやってくれそうなところにちょっとお願いをしてやっていくか、あるいはやめてしまうかどっちかだと思います。

町長、これは町長の選択だと思うんですね。これは何回やっても委員会が委員会として方向が出ないということは、本来なら公民館を建てるときに、こっちから提案できなければだめよ。ここへ食堂ができる、喫茶店ができるで、こっち向きの建物にしてもらいたいとか。公民館ができて、では400人来てお昼はどこで食べるんですか。その辺の問題もありますので、この辺はどうしても商業エリアととられる必要がないような気がしています。

私の意見ですので、ぜひこの今、基本設計が終わろうとしている中で、しっかり振興課と教育委員会を手をつないでいろんな意味で、町の人とは全く一緒に見ているから、その辺を含めてしっかり検討をしていただきたいと思います。

ちょっと7分残りでしたが、これで終わります。ありがとうございました。

議長（那須博天君） 以上で矢口新平議員の質問は終了しました。

一般質問の途中でございますが、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時39分

議長（那須博天君） 休憩を閉じ再開いたします。

倉科栄司君

議長（那須博天君） 一般質問を続けます。

5番に、1番の倉科栄司議員。

倉科議員。

〔1番 倉科栄司君 登壇〕

1番（倉科栄司君） 1番の倉科であります。

町内の企業・商店等に設置されている屋外広告物、いわゆる看板でございますが、安全対策について質問をいたします。

屋外広告物は、企業・商店等の広告宣伝、周知等を目的とするため、人目を引く高所、建物の2階建て以上に設置されるのが通常であります。

当町においても、商店街、旧池田8町内を中心に数多くの広告物が設置をされています。およその数ですが、豊町から五丁目までの旧池田の町部では、軒数にしておよそ80軒、数にして1店舗等で2枚以上の広告物を設置している例もありますので、約100枚、池田町の南部も含めれば150枚近い数の広告物が設置をされているのが現状であります。

大都市を中心に、過去において、この広告物が老朽化等による腐食等で落下する事故が多く発生し、本年2月、北海道の札幌市で広告物が落下、通行中の女性を直撃し大事故となったことは記憶に新しいところであります。

大都市に比べ当町では、3階建て以上の高層の建物は数えるくらいではありますが、2階の部分からとしても、もしこれが落下をし、通行中の人を直撃すれば、広告物の大きさや当たる角度、また当たる身体の部分等によっては大事故につながる事が予想されます。

旧町部を中心としたところの広告は、そのほとんどが歩道に面したところに設置をされ、仮に落下するとしたら、歩道上にほとんどのものが落下すると思われます。歩道は買い物や通勤、通学で多くの町民、あるいは町なかウオーク等で町外から見える方等が数多く利用しているところであり、特に児童・生徒の通学路になっているところもあり、日常生活の中で危険と背中合わせになっていることが心配されるところであります。

さらに、懸念されることは、こういった広告はつくられたときが一番安全であるということで、当町においても、多くの広告物が長い年月を経て風雨等にさらされ、老朽化してき



ている点であります。加えて昨年11月の白馬村を中心とした大地震で、幸いにして当町では大きな揺れを感じながらも、人的、物的の被害は最小限にとどめられましたが、いつ当町を中心とした地震が起こらないとは言い切れません。また、近年の地球温暖化に起因すると思われる局地的な暴風雨や竜巻の発生、冬季の異常降雪による大雪、また自動車の振動、素材そのものの伸縮、太陽の熱等を中心として、広告物の落下の危険度を高めている点であります。

当町では、町内の広告物の現状をどう捉え把握しているか、また何らかの対策となるものをとっているかをまずお聞きをしたいと思います。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

〔総務課長 中山彰博君 登壇〕

総務課長（中山彰博君） ただいまの町内屋外広告物の現状と対策についてということで御質問をいただきました。お答え申し上げます。

町内の看板設置の状況につきましては、個人、法人、それから公安委員会などが設置しました大小さまざまな看板がございますけれども、設置された看板の数量的なものは、現在、私ども把握してございません。

危険看板と思われるものにつきましては、その都度指導的立場としまして、撤去または改修のお願いを県の屋外広告物条例並びに屋外広告物等の整備に関する要綱、同違反処理要領に基づきまして実施することとしております。県の屋外広告物条例では、破損または老朽のひどいもの、あるいは崩壊または落下のおそれのあるものの広告物につきましては、設置が禁止されております。また、このような看板の除却命令を行うこともできるというふうになってございます。

なお、看板のパトロールにつきましては、年1回でありますけれども、県と一緒に主要幹線を中心としまして実施をさせていただいているところでございます。また、町の土地利用及び開発指導に関する条例では、表示面積が10平米を超える屋外広告物につきましては、開発事業の申請及び許可を必要とするときに義務づけている状況でございます。

現在は、町ではこのような対策をとってございますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 倉科議員。

〔1番 倉科栄司君 登壇〕

1番（倉科栄司君） 今、総務課長のほうから条例等、県の条例、あるいは法令等に基づいて年に1回のパトロール等を実施し、危険等については除去するのを勧告しているというよ

うなお答えをいただきました。求めていた答えをいただいたということで、ほとんど質問することがなくなったわけですが、台帳整備のようなものはしているかどうかをお聞きをしたいと思います。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） この台帳整備でありますけれども、この看板の違法看板があればその記録を残せということになってございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、看板がどこにどのくらいついているかというものは、私ども現在のところ詳細把握をしてございませんので、その全部はございません。

議長（那須博天君） 倉科議員。

〔1番 倉科栄司君 登壇〕

1番（倉科栄司君） 県と一緒にパトロールを年に1回しているというお話ですが、そういったときにただ漠然と見ているということでしょうか、そういうことになると。

例えば一丁目には何カ所あり、何枚ありとかというようなことが、そういうことまでは把握していないかということと、もう一つ、池田の町内には後継者がいないとか、あるいは近郊に大型店が進出してきたというような理由によりまして、既に廃業をしている店舗が数多くあります。そういったところについている広告物等は、このまま放置するのではなくて、設置者と連絡をとる中で、安全上とか景観上の観点から撤去を行うことが望ましいと考えますが、これらについてその設置者との話し合いをするというような方向の考えはお持ちでしょうか。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） まず、第1点目ですけれども、パトロールの関係ですけれども、これにつきましては、どちらかというと違法看板になっているかということで、安全も含めてなんですが、基本的に危険物も含めて適正に看板が設置されているかという部分を見ていくわけでありまして、一々おりて腐食が進んでいるとか、あるいはそういうことは、あるいはその看板が適正であるかどうかというのも、そのパトロールではやってございません。

それから、後継者の関係ですけれども、後継者不足でかなり看板がそのままになっているというような状況が方々に見られますけれども、こちらとしましては、直接その方に対してお話をさせていただいているということはケース・バイ・ケースで、もし危険な看板があればその都度連絡をとって、やるというような状況でございますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 倉科議員。

〔1番 倉科栄司君 登壇〕

1番（倉科栄司君） それでは最後に1点、その危険なものがあれば連絡をとっているということでもありますけれども、そういったものの数とか、それに対する設置者のほうの答えとかが今まであったら、具体的な例としてお聞かせをいただきたいと思います。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） すみません、数につきましてはちょっと把握がされておられません。都度ということをお願いをしている部分がございます。ちょっと私データの的に持ってくださいませんのでお願いいたします。

それから、設置者の声ですけれども、そういった危険な看板が留守宅にあるということでお話をした経過で設置者から答えを聞いたことはございませんので、そういったことで御理解をいただきたいと思います。すみません。

議長（那須博天君） 倉科議員。

〔1番 倉科栄司君 登壇〕

1番（倉科栄司君） 私も町内の中を歩いてみると、かなり取りつけてある部分が腐食をしているというようなことが見受けられますので、今回パトロール等を実施をした段階で通知をする中で、さらに先ほど申し上げたように、既に廃業しているようなところには、設置者のほうにお願いして撤去するような方向とか、あるいはそんなことを要望するようなことをお願いをして、景観上も見たところ余りよくないものですから、看板のない町というのが一番望ましいような気もいたしますので、今後そういったことについてぜひ前向きに検討していただいて、危険除去という観点がありますので、ぜひそんなことをお願いしたいということで、要望をして質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長（那須博天君） 以上で倉科議員の質問は終了しました。

櫻井康人君

議長（那須博天君） 一般質問を続けます。

6番に、9番の櫻井康人議員。

櫻井議員。

〔 9 番 櫻井康人君 登壇 〕

9 番（ 櫻井康人君 ） 9 番の櫻井康人です。

一般質問を 2 件行います。

まず、1 件目ですけれども、安心・安全な町づくりのため、行政、町民の役割についてお聞きします。

私は、今回の町議会議員選挙のスローガンとして「安心・安全、平等な町づくり」として活動してきました。安心・安全、平等な生活イコール平和な生活と捉え、世界の平和、日本の平和、そして地元池田町の平和を考え、将来に禍根を残さないためにも、今、行政、そして全町民に求められていることは何かを、事例等を参考に町の現状と考え方をお聞きします。

今、世界の動きを見たとき、イスラム過激派の台頭、そしてテロ行為、宗教間の争い、民族間の争い、権力闘争等々、安全を脅かす出来事が頻発しています。

国内を見ても、集団的自衛権、安全保障問題、改憲等々、日本の安全に関する問題で国会が揺れています。日本の安全のために本当に必要なことなのか意見が分かれる問題で、今後の国会審議に注目したいと思いますが、もっと身近な問題として、日常生活の中にも毎日のように凶悪な事件記事が掲載されています。毎日のことで具体的事例を挙げれば切りがありません。

中でも、近年被害がとまらないのが振り込め詐欺です。関係団体が毎日のように注意を呼びかけても、そんな注意をあざ笑うかのごとく、高齢者の被害が続発しています。老後のためにためたなけなしのお金を巧みな話術でだまし取られる最も許せない犯罪だと思います。

その他危惧されるのが青少年の暴力、窃盗行為です。集団暴行、コンビニ強盗、違法な運転による交通事故等々、事故の事例を列記すれば、何で、何での疑問が湧き出します。本当に悲しく悲惨なことです。

個々の事件事象の詳細は省略しまして、これらの世界の流れ、日本の安心・安全な生活基盤を考えたとき、これらの現状をどう捉え、町の安全に生かしていくのか、まず 1 点目として町長にお聞きします。

議長（ 那須博天君 ） 勝山町長。

〔 町長 勝山隆之君 登壇 〕

町長（ 勝山隆之君 ） 日本国の憲法第 9 条につきましては、戦争放棄をうたっております。これにつきましては、地球社会において唯一原爆の悲惨な目に遭ったこの日本人の大きな体験、悲しい体験を二度と再びこのようなことのないようにという思いからだとは私はお

りますし、また、これは世界でも本当にすぐれた戦争放棄ということの中で、すぐれた憲法だと思っております。そういう意味において大切にすべきだと考えておりますし、国政において慎重な対処をお願いしたいと思っております。

また、池田町にとりましては、平和であることは最前提でありますし、また池田町にはすばらしい先人が、江戸時代にあの封建的なときに池田学問所の精神、地域が地域の師弟をみんなで育むというすばらしい先人の精神があります。これを池田町としては大きな財産とし、現在へ、また未来へ継承し、充実させることが何より大切ではないかと思っております。

少子高齢化の中で、お年寄りへも地域が温かい支え合う気持ちでかかわることが大事だと思っております。他人同士が温かい気持ちでかかわり、支え合う、こういう風土が生まれるならば、池田町は基礎自治体として誇れる町になると確信し、理想を目指して町民の皆さんとともに頑張っていけたらと思っておりますので、基本的にはこういうことが平和であり、安心・安全が町民に大きな安らぎを与えるものではないかと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔 9 番 櫻井康人君 登壇 〕

9 番（櫻井康人君） 次に、2 点目に入りますけれども、これは皆さんごらんになったかと思えますけれども、ごらんにならなかった方もおいでであると思えますけれども、先日テレビでの取材番組で、女優の鈴木京香さんが戦時下の母と子の愛を描いた映画、これは近日中に全国公開されるということですが、*「かあさんの木」*の全国公開の前に取材に応じる場面が放映されました。映画の内容につきましては、子供を戦争で失う母親役で、お国のためにと出征する息子を見送る母親、そして次々と戦死の悲報を受ける母親の姿を演じ、その感想を現実を帯びた口調で語っていました。

そんな経験をもとに、ある小学校で戦争について、この鈴木さんが読み聞かせを行ったと。戦争、あるいは平和のとうとさについて読み聞かせを行った場面がありました。そして、最後に子供たちから印象とか質問を受ける場面があったんですけれども、その質問の1つに平和とはどういうことですかと、我々から考えれば単純な質問かと思うんですけれども、こういった問いかけがありました。それに鈴木さんは、皆さんが学校に行き、勉強をし、友達と仲よく遊び、家庭に帰っては家族との団らんといった日常何気なく過ごしていることが平和のあかしではないかといった趣旨の話をしていました。

平和の解釈、言い回しには個々考え方がありますが、戦後70年の節目にこうした戦

争の悲惨さ、そして平和について子供たちに語り聞かせることは、現在豊かな環境下で育っている子供たちには絶対必要なことだと考えます。

そこで、教育現場では、もう先生も生徒も当然戦争の現実を知らないわけですがけれども、そういう中で戦争の悲惨さとか平和のとうとさをどのように伝えているのかをお聞きしたいと思います。

また、私、こういった問題が教科書にどの程度載っているかもわかりませんが、教科書での教育等について、もしおわかり次第教えていただきたいと思います。

ただ、いろいろ過去の事例を見ますと、こういった問題を深く掘り下げたときに、教育現場に混乱が生じるおそれがあるのかどうか、あるいは文科省からいろんなクレームが来るといふこともあるのかどうかも含めてお聞きしたいと思います。

議長（那須博天君） 中山教育委員長。

教育委員長（中山俊夫君） 戦争の悲惨さや平和のとうとさなどの学習を平和教育という言葉でもって一くりにしてお話をさせていただきたいと思います。

議員御指摘のように、学校の先生はもとより、子供たちの祖父母でさえほとんどが戦争の体験をしていない世代となっている現在であります。平和教育への取り組みはより難しさと大切さを増していると思っております。

そこで、現在小・中学校で行われている平和教育の具体的な事例を御紹介をさせていただいて、御理解をいただければというふうに思います。

まず、小学校ですけれども、児童の発達段階から、直接戦争や平和の問題を扱う授業は少ないわけですが、国語や社会科などの教科の学習を中心に、学年に応じて学んでおります。例えば3年生の国語、「ちいちゃんのかげおくり」や4年生の「一つの花」は、戦争を題材にした物語でありまして、戦争の不幸と悲しみが子供たちの心に深くしみ込む教材でありまして、私どもも深く考えさせられる、教材であります。また、6年生の「平和のとりでを築く」という説明文でありますけれども、これは原爆ドームの永久保存や世界遺産指定に至る市民の願いを扱った教材であります。

このような教科学習のほかにも、池田・会染両小学校とも、図書館では夏休みの前後に、戦争や平和に関するコーナーを設けたり、読み聞かせの中で取り上げたりもしております。また、先日の「上原良司を偲ぶ集い」では、会染小学校の合唱団が平和への願いを歌に込めて発表をしております。校長講話でも、中学を含め3校とも1学期の終業式や2学期の始業式で取り上げておりまして、全校で平和について考える機会にしております。

次に、高瀬中学校における平和教育についてであります。今年度から8月6日の広島平和式典に中学生4名が参加することになりました。報告会を開くなどして、4人だけの体験にとどまるのではなく、全校の生徒が体験を共有し、平和について考える機会になるよう学校と連携をとって進めていきたいと考えております。

また、2学年では、来年の修学旅行の目的地として、奈良、京都のほかに広島を加え学習を進めています。5月下旬には上田市の無言館を見学をしております。また、地域のお年寄りから戦争にかかわる幾つかの証言を聞き取る活動や、上原良司など町に縁のある事柄を調査することも計画をしております。

このような学習を通して、子供たちは戦争の事実と悲惨さを知り、平和への意識を深める学習をしているわけでありませうけれども、より子供たちの発達段階や地域の特性を踏まえた学習活動の工夫を図ることによって、さらに充実した平和教育、平和学習が展開されることを願っているものであります。

なお、平和教育を進めるに当たっては学校教育でありますので、今も申し上げましたが、子供の発達段階を十分考慮した学習であること、また子供たちの思考を特定の価値観や認識に誘導したり、一面的な結論を押しついたりする学習にならないよう十分に配慮することが大事であると考えております。

以上であります。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔9番 櫻井康人君 登壇〕

9番（櫻井康人君） 学校の状況をお聞きしまして、子供のうちから平和、あるいはこういった暴力的なことをどうやったら防げるかというようなことまで含めて教育するというようなことは非常に大事だと思って、内容を聞かせてもらって若干安心した次第でございます。

次に、3点目になりますけれども、安全・安心、そして平等な生活、これが平和の原点と考えますけれども、今、小学校の下校時に防災無線、あるいは校内放送で、下校時間になりました、地域の皆さん、僕たち私たちを見守ってくださいといった内容の放送が聞かれます。犯罪者への心理とか子供の防犯への意識向上のため、非常によい取り組みだなどと思い聞いております。ぜひ継続してほしいと同時に、その背景に何かあってこういう放送をしているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それと、ここには書かせてもらっていないんですけれども、今、各自治会に「こどもを守る安心の家」ということで、何かあったときにその家というような家が数軒あるんですけ

れども、過去にこういった子供を守る家に相談に行った例というのがあるのかどうか、うちの自治会の中で聞いた中では過去何年か分ですけれども、ありませんというような話は聞いているんですけれども、もし事例があったら、そういう点も含めて教えていただきたいと思いをします。

議長（那須博天君） 中山教育委員長。

教育委員長（中山俊夫君） 下校時の見守り放送につきまして、その背景はどの御質問でございませぬけれども、この放送が実施されるまでに至った経過を説明させていただきたくてお酌み取りをいただきたいと思いをします。

昨年度の6月の第1回学校活性化委員会におきまして、ある委員といたしまして、ここにいらっしゃる矢口稔、当時の会染小学校のPTAの会長さんでありますけれども、矢口委員から、木祖村では毎朝・夕、子供の声による放送が村中に流れ、ほっと安らぐ気持ちになる、子供と地域とのつながりを持つ意味でも池田町でも検討したらどうかと、そういう提案がございました。また、こども支援センター長からも、子供の声で見守り依頼の放送が流れる市町村がある。学校の安全対策の一環として当町でも検討されたらどうか、そういう提案がございました。

委員会といたしまして、大変いい取り組みなので、実施の可否や方法など事務局で研究、検討をしてもらうことといたしました。事務局では、防災行政無線の担当である総務課と協議を重ねるとともに、その後2回の学校活性化委員会や子育て支援ネットワーク連絡協議会での意見を取り入れ、2月の自治会協議会で了承を得て、3月より毎週月曜日に放送させてもらっております。放送の冒頭には、浅原六朗文学記念館で詩を募集し、中島加恵さんが作曲された「えがおをわすれないでね」のピアノ演奏を一部流し、続いて、池田小、会染小の児童会長、副会長による呼びかけを流しております。各方面から、子供の声を聞いて涙が出るほどうれしかったとか、家を飛び出して見守りたくなった、このような声が寄せられております。

本日夜、学校活性化委員会がありますので、議員の御意見も紹介しつつ、放送の継続や改善等について、きょうの本年度第1回の学校活性化委員会で協議をしてみたいと、そのように考えております。

それから、こどもを守る安心の家への事例でありますけれども、ちょっと今ここではっきりとは申し上げられませんが、多分ないのではないかとということでもあります。ただ、以前に会染小学校の子供が学校から帰るときに猛烈な雷雨に遭って、近所のうちへ飛び込んだそう



です。そうしたら、その家の方がすぐに学校やおうちのほうへ連絡をしていただいて、大変ありがたかった、うれしかったという子供の感想が作文となって発表されております。私も大変ありがたい、よかったなというふうに思いまして、子どもを守る安心の家とはこういうものだなということを思っているところであります。その家が子どもを守る安心の家に指定をされていたかどうかは定かではありませんけれども、そういう事例がございます。

以上です。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔 9 番 櫻井康人君 登壇 〕

9 番（櫻井康人君） 私はこの放送を聞いたときに、前道路が通学道路になっているので、暇なときは子供たちを見守っているような形をとるんですけども、より一層何と申しますか、見守り方が、これやらなければいけないと強く感じました。

今、教育委員長のほうから話があった、保護者とか、あるいは地域の住民の方の意見があったんですけども、その放送している生徒たちの反応というのは何かあるんでしょうか。

議長（那須博天君） 中山教育委員長。

教育委員長（中山俊夫君） そのことは、きょう学校活性化委員会がありますので、そこで学校のほうから出していただきたいというふうに思っております。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔 9 番 櫻井康人君 登壇 〕

9 番（櫻井康人君） 次、4 点目の安全・安心の項目になりますけれども、現在町、あるいは地域で活動している防犯への取り組みですけれども、私の知っている限りでは、1 点目が行政と町民有志で行っている青パト、それからイベントとして行っているという考え方ですけれども、青少年育成防犯町民大会での防犯の意識の向上、それから各自治会での取り組み、それから、もう 1 点、ソフト面での各種講演等が行われると、この程度だと思いますけれども、潜在的な暴力、あるいは事故、犯罪は常につきまとっています。そんな環境下で、行政が先頭に立って防犯運動に取り組むというのは常ですけれども、こういった運動を広げるために町民に期待するのは何なのか、また、こういった町民参加の防犯活動の展開が必要なのかお聞きしたいと思います。

それと、自治会の組織として活動しているのが自主防災会ではないかと思うんですけども、その防犯に関しては、全自治会がそうなのかわかりませんが、防犯組合というのがあって活動していますけれども、私もこの防犯組合に籍を置いたことがあるんですけど

も、仕事の内容としては防犯灯の交換といいますが、地区、あるいは年末の各区の見回り等、その程度だったんですけれども、こういった自主防災会、活動の範囲が広いこの防災会ですけれども、こういった防災会と一緒にこの防犯運動もセットで活動できないのかどうかお聞きしたいんですけれども。

議長（那須博天君） 倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

まずは、防犯運動を広げるため町民に期待するのは何か、またどういった町民参加の防犯活動が必要かということですが、現代社会は核家族化により御近所とのつながりが薄れつつあります。以前のような隣組などのつながりがまた見直され、隣近所のきずなが構築されることが一番ではないかと思えます。それには、それぞれの方が地域活動に参加していただくことが一番ではないかと思っております。そして、自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持っていただくことが大切だと思えます。

次に、自主防災会の協力は得られるかという御質問ですが、自主防災会は自然災害時に活動していただくものと想定しておりますので、防犯の活動で自主防災会への協力依頼は考えておりませんので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔 9 番 櫻井康人君 登壇 〕

9 番（櫻井康人君） 通告自体はしていないんですけれども、これも先日のテレビですけれども、東京都内で防犯パトロールをして、当初は何をポイントで防犯パトロールするかというのがわからない中で、専門家の、防犯を専門にしている人に指導を受けて効果を上げているというようなテレビ番組がありました。

それはそれとして、現在、町内で多分ブラックの地域というのはあると思うんですけれども、防犯パトロールをしている自治会というのがあるのかどうか、その辺をお聞きしたいんですけれども、もしわかる範囲で結構ですけれども。

議長（那須博天君） 倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） 現在、住民課のほうで把握している中では、自治会独自でのパトロールをしているというところはないかというふうに考えております。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔 9 番 櫻井康人君 登壇 〕

9 番（櫻井康人君） 安心・安全はもう町の平和のための基本かと思えますので、ぜひ力を

入れていただきたいと思います。

次、2件目の質問に入ります。

東山一帯の農林業、それから観光、住宅開発整備をどう進めるかという内容で質問させていただきます。

自分の家の窓から東山を眺めると、一面新緑の世界に汚点を示すように枯れた松林が群をなして点在する光景は、全く異様な感じさえします。この時期、町のシンボルとも言える美しい田園風景と対比し、東山に目を向けると無残に枯れた松林がこの町を貧しい気持ちにさせます。東山は今、危機状態に陥っていると言っても過言ではないと思います。そんな状態の東山一帯ですが、山麓地を含む荒れた耕地を開発、整備し、中之郷から北へブドウ畑が広がり、ウォーキング者、観光客の憩いのスポットになっています。

しかし、南からの開発、整備も中之郷、そして着工予定の鵜山地区、青木原、社口原と続いています。これら整備地の再利用も含め以北の扱い等、自然の宝である東山一帯を町の発展のためにどう生かしていくのかお聞きしたいと思います。

町の第5次総合計画では、前期は山麓地を中心に荒廃農地を県営中山間地総合整備事業、県営畑地帯総合整備事業により33ヘクタールが整備され、ブドウ畑となっているわけで、後期は鵜山地区、これも計画にのっていますけれども、2ヘクタールにとどまっています。各自治会からの荒れた耕地の整備等の要望、あるいは町独自の農林業に関する整備構想があるのかお聞きします。

この問題は土地利用整備基本計画に関連しますので、難しい問題かと思いますが、もしこういった計画、考え方があったらお聞きしたいと思います。

議長（那須博天君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 東山一帯の整備につきましては、各町政においても積極的に対応してきていただいております。現在はアカマツの松枯れが平成16年から深刻となり、伐倒駆除による防除を実施してまいってきたわけではありますが、最近、樹種転換に重点を置いた対策を実施するとともに、各地域で自治会を含めて協議会を組織して計画的な間伐、更新伐の事業を導入し、美しい里山整備を行ってまいりますが、先ほどの矢口議員の質問にもありましたように、今後の中で予算等特に必要でしたら、陳情等を積極的に対応していきたいと思いません。

農業面におきましては、農業振興地域内の農用地につきましては、耕作放棄地を出さないよう、農業委員会での農地パトロールによりまして予防対策を行っているところであります。

また、ある程度まとまった農地につきましては、中之郷、渋田見、滝沢地区で行ったような圃場整備を導入し、ワイン用ブドウ栽培等を推進していきたいと考えております。

住宅開発につきましては、農業振興地域に関する法律、農地法、土地利用計画、土地利用調整計画等を調整で行いまして、検討を行っていききたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔 9 番 櫻井康人君 登壇 〕

9 番（櫻井康人君） 松くい虫については、先ほど伺いましたので省きますけれども、ここにも書かせてもらいましたけれども、東山は非常に枯れた松が非常に汚点というような見方をしていますけれども、そのほか山麓につきましては、結構ブドウ畑が、ここにも書きましてけれども、憩いのスポットになっているということで、1点聞きたいのは、こういった自治会からも、この地域をもっと整備して、ブドウ畑なりほかのものの生産をしたいというような要望というのは、現在のところないということによろしいですか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 今のところ計画にあります鶴山地区以外、滝沢、社口原以北のところにつきましては、自治会、農業団体のほうからそのような要望等は出ていない状況でございます。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔 9 番 櫻井康人君 登壇 〕

9 番（櫻井康人君） では、次、2点目に入ります。

東山も山麓地を含めて急傾斜地指定区域が広範囲にあります。一律に開発、整備といっても無理がありますが、自然の観光資源に乏しい町にとっては魅力ある宝の山とも考えられます。西に眺望豊かな北アルプス連峰、東に魅力ある東山一帯、そして、その間に広がる四季折々に変化する田園風景、この3つの自然の恵みを維持、管理するためにも、東山の整備は必要不可欠と考えます。山麓の大規模な整備のみならず、見ていただければわかりますけれども、山麓に広がる竹林の整備等も急がれます。農作業に生かすか、観光か、景観を生かした住宅地か、自然資源の保全を優先し幅広い活用を期待しますが、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 東山一帯の幅広い活用をとということでございます。

まず1点、農地につきましては、先ほど町長のほうからお話がありましたように、耕作

放棄地はふやさない、また優良農地につきましては保全に努めてまいりたいと考えております。山林につきましても、先ほど町長答弁しましたように、間伐等の森林整備を進め、里山と集落との緩衝帯としてまいりたいと考えておるところでございます。また、竹林につきましては山林ではないために、地権者による整備をお願いをしましてまいりたいと考えております。

それから、観光面では、議員御指摘のように、すばらしい北アルプスの眺望、田園風景の眺めを楽しんでいただけるウオーキングルートの維持管理に努めてまいりますし、また、地域に点在する道祖神等の石仏、文化財等についても、課を横断した連携により引き続き観光面でPRをしていけたらと考えておるところでございます。

なお、住宅地開発等につきましては、先ほど町長が申しあげましたように、法的な制限もでございます。農振法、農地法、それから土地利用計画等も踏まえた中で住宅開発が可能であるかどうか、今後また検討をさせていただければと思っております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔 9 番 櫻井康人君 登壇 〕

9番（櫻井康人君） この農林業を生かすか、観光か、あるいは住宅地かという中で一番気にかかったのが住宅地の問題で、これは私ども地元にあった話になるんですけども、造成をして売り出し、都会の人がその造成した宅地を買って住宅を建てると。ただ、その条件として、その前方に林があったり竹林があって、それを全部切ってくれというような話があって、業者はそれに従って地権者の許可を得て切ったわけですけども、その周辺には非常に滝沢で、私は滝沢なんですけれども、滝沢でも重宝な資源として蜚の養殖池というのがあるんですけれども、その周辺を切られてしまって、管理している者については非常に悲しい思いをしているというようなことで、これは地権者さえ許可を得られれば何をやってもいいというような考えでやったのか、その辺はわかりませんが、非常に地域、自治会としては迷惑な行為だったんです。

そういったことを規制するのは自治会、自治会の中のことは自治会でやらなければいけないんですけども、やはり池田町全体を見た中で、その東山の住宅地を造成するというようなことがもし発生すれば、やっぱり町の規制というのは必要になってくるので、その辺もぜひ乱開発のないような取り組みをお願いしたいと思います。

それから、最後3点目になりますけれども、東山に住居を構える田ノ入地区、あるいは陸郷、それから広津地区の現状と将来像についてお聞きします。

高齢化が進む中、災害時、陸の孤島にもなりかねない3地区の農林業、観光業の現状をどう把握しているのか、急傾斜地の多い耕作地は放棄地が進み、厳しい環境にあります。観光資源も、広津につきましては大峯の大カエデ、それから陸郷につきましては桜、あるいは夢農場と観光スポットはあるものの、季節的観光資源であり、地区住民の利益にはなっていないのではないかと思います。地区住民の生活実態は詳しいところはわかりませんが、東山整備の中に、この3地区の生活基盤整備を含めてほしいと考えますが、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） それでは、広津、陸郷、田ノ入地区、ということで農林業、観光業の現状をどう把握しているかという1点目の御質問でございます。

議員御指摘のとおり、人口減少、高齢化により、耕作できる農地が少なくなっていることは確かでございます。また、かつて養蚕が盛んであったことから、桑園が荒れ遊休農地となっておりまして、農業委員会で現地調査を行い、現在ではほとんどの農地が非農地の判断となっております。

観光面では、平成26年度の町の調査数字でございますけれども、広津大峯の大カエデ、こちらのほうには6万5,000人の観光客の方が見えていただいております。また、陸郷「桜仙郷山桜、陸郷山桜」、これは2つ一緒なんですけれども、2万8,000人ほどが、そしてラベンダーの夢農場さんのほうに2万3,000人と、多くの観光客が訪れていただいております。ただし、これにつきましては、確かに季節的な観光客の人口でございますけれども、このような数字になってきております。

また、経済効果というところでございますけれども、夢農場さん、このラベンダーシーズンといいますか、1年間の一応販売額等におきましては550万円ほどの売り上げがあり、また、大カエデにつきましては、売店等の関係で250万円ということでお聞きしているところでございます。

最終的に生活基盤整備についてということでございますけれども、こちらについては幾つかの課にまたがった形にはなりますけれども、地域の実情を十分調査、また地域住民の声を聞く中で検討していかなければいけない重要な課題であると認識をしているところでございます。

以上でございます。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔 9 番 櫻井康人君 登壇 〕

9 番（櫻井康人君） 広津、陸郷地区に限定して質問いたしました。土地利用計画の中で、土地利用、地域の設定目標と、これが 9 項目にわたってあるんですけれども、そのうちの山村集落地域、それと森林空間保全活用地域というこの 2 つの中、山村集落地域につきましては、広津、陸郷を名指して、集落の持続、活性化につながる土地利用を誘導しますと。それから森林空間保全活用地域の内容としては、大峯高原白樺の森を中心とした森林レクリエーション空間の維持等観光振興を図りますと。こういう広津、陸郷を中心とした地域の内容なんですけれども、これに関連して今質問して、ぜひこういった項目について具体的な、こういう形で土地利用を誘導します、あるいはレクリエーション空間の維持と観光振興を図ります、といった具体的な取り組みというのが、これはあくまで設定目標なので無理なのかもしれませんけれども、そういったことをもしわかっていればお聞きしたいんですけれども。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 山村振興等の中で観光面という形の中で、今、陸郷ではウォーキング、陸郷のトレッキングですね、行わせていただいたり、広津では紅葉散策という形のもとに行わせていただいております。農業振興については、高齢化等に伴いまして農地が急峻なところがあり、また圃場も不成形というようなところもございますので、こちらのほうで誘導をできればと。また、森林空間につきましては、森林整備を進める中で、また観光面につなげていければと考えております。

農業振興については、カミツレ研究所のほうで広津の皆さんにカミツレ栽培も推進をしておりますので、そちらのほうにつきましては、まだ継続して振興作物としての位置づけをして進めていければと考えております。

議長（那須博天君） 櫻井議員。

〔 9 番 櫻井康人君 登壇 〕

9 番（櫻井康人君） 今、最後に質問しました件につきましては、第 5 次総合計画の中での内容ですので、今年度から 5 年間で 5 期ということですので、今答弁あったような内容も含めて具体的に取り組みを考えていただいて取り組んでいただきたいと思います。

以上、私の質問を終わります。

議長（那須博天君） 以上で櫻井康人議員の質問は終了しました。

散会の宣告

議長（那須博天君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。大変御苦労さまでございました。

散会 午後 3時30分



平成 27 年 6 月 定例 町 議 会

( 第 3 号 )

平成27年6月池田町議会定例会

議事日程(第3号)

平成27年6月18日(木曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	倉科栄司君	2番	横澤はま君
3番	矢口稔君	4番	矢口新平君
5番	大出美晴君	6番	和澤忠志君
7番	薄井孝彦君	8番	服部久子君
9番	櫻井康人君	10番	甕聖章君
11番	立野泰君	12番	那須博天君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	勝山隆之君	教育長	平林康男君
総務課長	中山彰博君	住民課長	倉科昭二君
会計管理者兼 会計課長	矢口衛君	保育課長	勝家健充君
福祉課長	小田切隆君	教育課長	藤澤宜治君
振興課長	宮崎鉄雄君	建設水道課長	丸山善久君
総務係 課長	丸山光一君	教育委員長	中山俊夫君

事務局職員出席者

事務局長	師岡栄子君	事務局書記	綱島尚美君
------	-------	-------	-------

開議 午前10時00分

#### 開議の宣告

議長（那須博天君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、山田監査委員、所用のため欠席との届け出がありました。

会議に入る前にお願いを申し上げます。

発言される際は、できるだけマイクに向かってお話をさせていただきよう願います。

昨日もちょっとマイクの声が小さいという話も出ておりますので、できるだけマイクに近づけての発言をお願い申し上げます。

#### 一般質問

議長（那須博天君） 日程1、昨日に引き続き一般質問を行います。

大出美晴君

議長（那須博天君） 7番に、5番の大出美晴議員。

大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） おはようございます。

5番、大出美晴です。昨日に引き続き一般質問をお願いいたします。

昨日は、私の質問、重複するところも多々あったわけですが、それだけ議員も、町民も関心を持っているということで理解をしていただきたいと思います。重複するところも多少あるかと思いますが、一応通告どおりの質問をさせていただきますので、よろしく願います。

まず、町なか再生に向けた対策はということで、空き家対策、空き店舗対策について。

町の商店街は、現在、空き家が目立ち始めています。この状態を打破するには思い切った政策が必要です。町なかシャッター通りにならないために、町なか改造案を早急に作成し、元気の商店街を復活させるべく具体的な行動を期待するところです。

そこで1番目の質問です。

壊れかけた空き家、危険箇所となり得る空き家を整理し、駐車場の確保を行う必要があると思います。それにより営業している商店に入りやすくなり、道路に駐車する車も減るのではないかとということで質問をいたします。よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

〔振興課長 宮崎鉄雄君 登壇〕

振興課長（宮崎鉄雄君） おはようございます。

それでは、大出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

空き家を整理し駐車場にという御提案でございます。

現在、町なかには1丁目、2丁目、八十二銀行裏という3カ所の町営駐車場の管理をしているところでございます。空き家を整理し駐車場にとの御提案でございますけれども、みずから努力し駐車場を確保している商店等もでございます。これにつきましては、状況を見きわめながら、また空き家対策も同時に検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） これから池田町も空き家対策の国からの特措法の中でいろいろな整備とか、そういうものも行ってくると思いますが、その中で5月26日からいろいろな関係の規定が決まってきていると思います。その中の一部で、市町村が行う空き家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による空き家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助の地方交付税制度の拡充を行う。このほか、今後必要な税制上の措置を行うというふうにありますけれども、こちら辺のお考えはどうでしょうか。

議長（那須博天君） 丸山建設水道課長。

建設水道課長（丸山善久君） ただいまの御質問でございますけれども、今、お話しいただいたとおり、空き家対策の特措法がこの5月26日から全面的な施行になりました。その法に基づきまして、市町村では空き家対策の計画を立てなければいけないということが必須にな

ってございます。その中で検討いたしまして、今お話しの内容について、これから空き家対策について進めていきたいというような考えでございます。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） 補助金も出るというような方向で国も制度を改正してきているようです。そんなことで、ぜひこういう積極的な池田町の手法を使って空き家対策をお願いをしたいところです。

法律が先でなければ、どうしても動けないというところもありますけれども、空き家の中には緊急を要するものが今現在、あると思います。これから制度を検討しながら、池田町の条例、あるいはほかの規則等々で決まりを決めて、それから最終的には強制執行もあり得るのかなというふうに思いますが、その前に崩れるおそれ、先ほども言いましたけれども、例えば通学路になっているかどうかわかりませんが、そういうようなところが決まりがつく前に、何か最近ではゲリラ豪雨とか、そういうものもありますし、急に突風が吹くということもあります。そういう中では、道路を歩いている人、それから通学・通園の子供たちも、そういうところに近づくおそれもあります。そんなことも懸念されます。

法律が施行されなければ、やることができないという形はわかりますけれども、そういう有事のときの緊急事態、そんなところはどういうふうに考えるか、ちょっとそこら辺、町の考えをお聞きします。

議長（那須博天君） 丸山建設水道課長。

建設水道課長（丸山善久君） ただいまの御質問でございますが、なかなか難しい問題でございます。法が施行されまして、それを施行に対してこれから計画を立てて実行に移していくわけでございますが、その法の中で規定している内容でございますけれども、一番最初に指導・助言、その後に勧告・命令、それでその後に行政の代執行と、そういう手順を踏んでいかなければいけないわけで、なかなか空き家の取り壊しに至るまでの過程での時間的な部分で長くかかってしまいます。ただいまの本当の有事の際には、できるだけ違う法の中といたしますか、道路の隣接になりますと、道路法の中でのどこまでの対応が可能か、その辺も検討した中で対応していこうと、そんなふうな考えでありますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君）　そういうことはないと思いますけれども、そういうことも心配する声もあるということで、できるだけ早い法の施行といいますが、町の決まりを決めていっていただきたいと思います。

次に、質問の2ですけれども、高齢化が進み、後継者もない空き店舗対策は、これから行政も積極的にかかわった中で取り組む課題ではないかと思っています。ただ、この質問については、どうしても民事、あるいは民営のところもありますし、行政がなかなか入りづらいというところもありますが、商店街の活性化とかいう点もあります。そこら辺も含めて町の考えをお聞きします。

議長（那須博天君）　宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君）　それでは、空き店舗対策につきましてお答えをさせていただきます。

空き店舗対策の一環としまして、平成25年度、平成26年度の2年間でありましたけれども、商店活性化対策補助金として最高20万円の補助制度を設けまして、商工会さんとも協力しながら事業を実施してまいりました。その中で、おかげさまで新規店舗が3軒でありましたけれども、町なかの空き店舗を利用したの営業開始ということになっております。

今後の空き店舗対策につきましては、議員御指摘のとおり、あくまでも個人所有の財産でありまして、費用面、それから後継者等々の問題もあります。この問題につきましては、先ほどの空き家対策とあわせて、引き続き検討をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

議長（那須博天君）　大出議員。

〔5番　大出美晴君　登壇〕

5番（大出美晴君）　ぜひ積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

続いて、質問の3です。ここまで来ると、個人的な部分といいますが、一部の人の動きをちょっと捉えて質問させていただくわけですけれども、よろしくお願いをいたします。

そうした中で、町なかを少しでも元気にしようとする商店関係者もいます。一部ではありますが、商店改造計画を描き、実現できる方法を模索している人もいます。町民にとって大型店舗も大事ではありますが、晴れるや市が示すとおり、高齢化社会になってくると、やはりかゆいところに手が届くような小回りがきく商店が必要で、買い物をしながら世間話をするのが楽しみだったり、重い荷物を気軽に配達してもらい、そんな店が幾つもなくはないと思います。また、今、夏の恒例のイベントになっています2丁目のピアガーデンが盛

況なのを見てもわかるように、夜のコミュニケーションの場も必要です。

こうした事例を考察しても、商店街のにぎわいを取り戻すことは、町民の希望と夢であると思いますが、町長のお考えをお聞きします。

議長（那須博天君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 商店街のにぎわい創出につきましては、それぞれの自治体が願うところでありまして、努力しているところでありまして。しかしながら、現状の流れにつきましては、大型店の進出による空洞化が目に見えている現状であります。池田町においても、大型店の影響により閉店される店舗が多いのが実情であります。そういう中で、個人店がいかに経営努力されて、収益基盤の弱い中で進出していただけるかと、そういう面での店舗展開は非常に厳しいものがあると思っております。

先ほど課長が言いましたように、出店費用の家賃等補助等する中で応援はしていきたいと思いますが、最終的には個々の店の経営努力、自助努力、新しい感覚、チャレンジ精神等がよい形で消費者に受け入れられるかどうかということでもありますので、そういう意欲のある人たちをバックアップして応援していきたい。商工会と連携する中で応援していきたいという考え方であります。

また、計画しております地域交流センターにつきましても、町なかへ人の流れが変わるような大きな拠点となるべきいい施設をつくる中でも有効に活用していただき、町なかへ人の流れを呼び込み、それが中心商店街のプラスになるようにしていけたらと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） 今、町長が言われたとおり中心商店街ということで、ぜひ中心商店街、核となるような場所にまた復活させるような形をお願いをしたいと思います。ちなみに、何で町なかばかりのことばかりということで、ほかからも突かれるところもあります。確かに、旧のところであれば、池田会染という形の中で会染地区のほうは、じゃ力を入れなくていいのかというような声も聞かれています。

ただ、私、個人的な考えでいきますと、どっちを先にやるかということ、やはり今まで核となっていたところに先に手をつけていくのが大事なかなということで、そんな中でいろいろな補助金があると思いますので、それを見つけていただいて、ぜひ積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

続きまして、町民目線を大事にした政策をとということでお願いをいたします。

美しい町にふさわしい取り組みをとということで、質問の1ですけれども、まず簡単なところでお尋ねいたします。

どうしても美しい町ということになりますと、今、「日本で最も美しい村」連合に加盟しているということで、そこが取り沙汰されるような気もします。単純なことですけれども、連合に加盟したメリットがどれだけあらわれているのかということをもっとお聞きします。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） それでは、連合に加盟したことによりましてメリットはあらわれているかという御質問をいただきました。お答え申し上げます。

町が「美しい村」に加盟いたしましたのは、平成21年10月でございます。また、平成23年8月には美しいまちづくり推進委員会を組織いたしまして、この中で美しいまちづくり推進計画を策定しながら、町民の皆様とともに、この行動計画に基づきまして事業実行を進めてまいったところでございます。

具体的な行動でありますけれども、あいさつ運動を基本といたしまして、クラフトパークへの花の植栽、整備を行う町民行動デーの実施、あるいは連合加盟町村への視察のための町民号の実施、全町清掃デーの実施、それから各戸1坪花づくり運動等によりまして、年々、「美しい村」連合の意義と環境整備に対する町民の皆様の御理解と意識が徐々ではございますけれども、高まってきたというふうに私ども捉えております。

また、元気なまちづくり事業補助金を活用しての町民の皆様による自主的な環境整備を初め、ウォーキング道路沿いの整備としまして、花の植栽等が引き続き行われている状況でございます。これらにつきましても、「美しい村」連合に加盟したことによる波及効果だというふうに考えてございます。

このほかでございますけれども、県内の加盟7町村で組織いたします長野県会議というのがございます。ここにおきまして、名古屋市及び東京都で毎年、物産展を開催してPRを行っております。本年で5年目になるわけでございますけれども、ここにおいでいただいた来場者へのアンケートを実施しておりますけれども、この結果によりまして、過去に1割も満たなかった連合や池田町の知名度につきましては、ここ最近では約3割の方が「知っている」、または「訪れたことがある」との御回答をいただき、着実に宣伝効果があらわれているというふうに思います。



また、長野県の県連というのがありますけれども、独自の取り組みの中におきましては、7つの加盟町村を周遊するスタンプラリー、これは平成25年度から平成26年度にかけてですが、県内外から164名の方に池田町にお越しいただきました。このうち92名の方につきましては県外から、また72名の方につきましては町外からの観光客としてのお客ということでお越しいただいた状況でございます。こうした観光客の増加としても貢献している状況でございますけれども、そのようなメリットがあったということでございます。

よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） 「美しい村」連合に加盟していろいろな活動をしているということがわかります。町民の皆様も、次のところでありますけれども、わかってきてくれるのではないかなというふうに思います。

NPO法人の「日本で最も美しい村」連合の中に、この連合の計画的な保全を行い、経済的価値を高め、社会的発展を促しますということなんですけれども、その中で、まずはきれいにということで、5Sの推進を促進しますというふうに書いてあります。整理、整頓、清掃、清潔、しつけということですが、池田町においては、そういうこともやっているのかどうか、お聞きします。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） ただいまの大出議員さんからお話がありました5Sにつきましては、企業も非常に大事にしているところがございます。この中にしつけという部分がございますけれども、池田町におきましては、あいさつ運動というものを積極的に行っております。現在、学校の正門にそれぞれの役員さんでありますけれども、教育関係、あるいはPTAの方が中心となりますけれども、立っていただいて、それぞれ子供たちを初め、町民の方にもあいさつをしているという、そんなような行動をしております。

そういった5Sの一部でありますけれども、しつけの部分ということで十分波及をさせて事業を展開しているということで御理解をいただきたいと思います。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） しつけの部分は非常に大事ですので、これから将来のある子供たちにそういう癖をつけていくのも非常に大事です。

ですけれども、企業、それから商工会を中心として、多分5S3Tいうことで行っていると思います。

「美しい村」連合の関係で、始めたのか、または企業自体がいろいろな世界的な規格を取るために行っているところのまず最低限のことを始めるということで企業努力をしているのか、ちょっとわかりませんが、この中のきれいにという中には、例えば花いっぱい運動とか、そういうことで「美しい村」連合の中でやっていると思いますけれども、花いっぱいの中でどうやってきれいに見せるのかということ、花壇をどういうふうにつくるのかということも整理、整頓の中に入るとは思います、そこら辺の考え方、総務課長、どうですか。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） きれいにするという意味合いで花壇をつくるということは、非常に私どもいい行動であるというふうに思っています。実は、各学校でも花いっぱい運動、あるいは各家庭でも1坪運動というような形で、花の植栽等に親しみながら実施をしているというような状況でございます。

それから、この6月20日でありますけれども、美しいまちづくり推進委員会によりまして、花の植栽ということで、町民行動デーをクラフトパークで行うというようなことを今、計画してございまして、そういったところで、皆さんそれぞれ花の植栽に御協力いただく町民の皆様も募集をかけて、そちらのほうで行動をするというようなことでございますので、花を植栽するということは、全町で取り組む内容であるというふうに思っております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） ちょっと私の質問が悪かったので、私の考えた、そういう整理、整頓と違ったわけですが、普通の企業でいったら、物が使いやすく、あるいはそこに入ってきたときに皆さんの気持ちが爽やかになるような、そういうような形で整理整頓をすると、まず使いやすさ、効率性を問うといいますが、そういうこととか、あるいはほかの営業の人たちだとか、そういう人たちがそこに仕事を出したくなるような、そういうような気持ちになるという意味での5Sだと思います。

花をいっぱい植えてきれいにするのは、それはそれでいいんですけれども、そうでなくて、そういうところをきちっとうまく管理できるような形にしているのか。植えたら植えっ放し、やったらやりっ放しというようなことで、ちょっと何とか行政みたいな形になるのは、私も

考え方がちょっと違うかなというふうに思っています。

花をきれいに植えるのはいいんですけども、後の管理をどういうふうにするのかなというところ、これも表彰したり、植えている人たちが喜ぶようなやり方をすれば、もっと積極的にやってくれるのではないかなというふうに思っています。まだ納得できないような花いっぱい運動だと思いますけれども、その点、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） 花の管理の関係につきましては、やりっ放しということではなくて、最後まで面倒見るといのが大事なことだと思いますけれども。

それから、表彰の関係ですが、花の里づくり事業でありますけれども、以前、振興課でもそれぞれの地区に植えられたものを写真に撮って、それを掲示してそれぞれPRしたというような経過もございますので、そういったことも大事にしていってほしいというふうに思います。

以上です。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） そのときだけではなくて、ぜひ継続とか、それからもっともっとういことで、町民の皆さんにこういうふうにしてやれば、何かあるぞみたいな、そういうところもぜひ取り入れていっていただきたいなというふうに思います。

2番ですけれども、今、言ってもらったので、2番は省きたいと思います。

3番にいきます。今回、資格委員会の再審査の結果を受けてのハーブセンターリニューアル計画と推察しますが、これはこれで大いに結構なことだと思っています。ただ、視点をワンポイントに絞るのでなく、例えばハーブを生かすのであれば、ハーブセンターから夢農場まで、これも例えばですけれども、ラベンダーの道をつくる、仮称にして言えば、ラベンダー街道、滝沢からの道にラベンダーがきれいに植われれば、もっとすばらしい景色になるのかなというふうなことも考えて、こんなことを考えてみました。

そこをウォーキングの参加者に歩いてもらい、景色と香りを楽しんでもらうと。ちょうど今が最盛期ですので、このくらいの時期のことをイメージしましたけれども、もっと言えば、ラベンダーは地域の町民が植栽し、ウォーカーたちがそれを評価する、点数をつけるなり、きれいだったなということで、後でアンケートに答えてもらうとか、そういうことも含めてですけれども、町民とウォーキングをしている人たちに植栽のコンセプトをPRし、結果に

よって表彰するというので、例えばラベンダーをどんなふうに植えるかということは、人それぞれ考え方が違うと思いますし、そこをやはり大事にしてやる方がいいのかなというふうに思います。

それにより、町民の意識も高まると思いますし、そんなことで町民と、それから例えば県外、あるいは地域外から来た人たちが会話ができる、コミュニケーションがとれるということが大事で、本来、そこが一番ウォーキングをしてもらう、観光に来てもらうということの中で、地域の人たち、町民の人たちが交流を行うということが大事、もっと言えば、そこで経済効果が上がれば、もっといいわけですけども、その前に町民と、それから観光に来てくれた、あるいはウォーキングに来てくれた人たち、そんな人たちが交流ができるような、そんな形を推し進めていくことが大事ではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 大出議員の言われることも十分わかりますが、とりあえず、現状の中では一番インパクトのある取り組みとしまして、まず第一歩にはハーブ園の思い切ったリニューアルを第一義に考えていき、足湯を含めてグレードアップした後に大出議員が言われるような、（仮称）ラベンダー街道づくりとか、そういう中での実行委員会を立ち上げ、土壌づくりをしていくにも、やはりハーブ園の強力なインパクトのあるリニューアルをすることがまず町民に向けてもいい発信になると思いますし、また対外的にも評価が得られると思いますので、そういうことを進めていきたいと考えております。

そうした中で、美しいまちづくり推進委員会の役割にも期待する中で、今、議員言われるようなラベンダー街道とか、いろいろな花街道を含めて、住民の皆さんとともにハーブの花づくりが町民や、また対外的にも評価がされるような、意識の高揚ができるような方向で考えていき、また、できることなら宿泊につきましても、農家民泊の輪を広げて、池田町で宿泊環境が整うような方向ができれば理想だと思いますので、一步一步そういう方向で努力していきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） ハーブセンターリニューアル、いけないということではなくて、ここにも書いてあるとおり、非常に大事なことで、そこはそこでしっかりとやっていただきたい。つけ加えて言えば、町民の皆さんが何をやるうとしているんだろうというところをもっ

とはっきりと明確にしていっていただければ、私としてはありがたいと思いますし、それから次の段階で、今言ったようなラベンダー街道も考えてくれるというふうに理解しました。

それから、農家民泊も含めて、そういう中で町外の人たち、県外の人たちと交流を持つ、いろいろな話をして、いいところは取り入れていくというようなことで考えればいいのかというふうに思いますけれども、そんなことでよろしいのでしょうか。

議長（那須博天君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 方向性はそういう方向で、観光協会、推進本部含めて総合的に前進していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） ぜひ積極的に進めていっていただきたいと思ひます。

次に、質問の4ですけれども、関連もありますけれども、もし美しい風景をつくり出すのであれば、田園風景ばかりでなく、ハーブの畑を至るところにつくってもらい、生産しながら景色も楽しむという方法があると思ひます。遊休農地や荒廃地を放置しているとは思ひませんけれども、町民とかその政策がわからない人たちから見れば、放置してあるように思ひます。

そんなところに、カモミールやラベンダーを生産する農業者をふやし、ここもちょっと難しいところだと思ひますけれども、白や紫と緑のコントラストを眺めてもらうということで、私のイメージの中では東山から下を見たとき、あるいは創造館から下を見たときに緑の苗が植わっているところにカモミールの広い花が咲いていたり、またそれが散れば、次にラベンダーの紫色が生えてきます。そんなところを季節といっても、春から夏にかけてだけですけれども、そんなところを楽しんでいただくということで、そんなことをイメージして、こんなことを書いてみました。

そんなことをして、当然その中で生産する人たちは多少の収益が上がらないと元気が出ないというふうに書いてありますけれども、もっともっと収益が上がるようにしていけばいいのかというふうに思ひます。

収益が上がる、あるいは金になるということがわかれば、町民の皆さんももっとハーブに関心を持っていただいて、生産もしてくれるのかなというふうに思ひますが、町の考え、どうでしょうか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） ハーブ生産者等にかかわる問題でございます。

今年度取り組んでおります花とハーブの里リブランディング事業におきまして、ハーブ園の改修等を行うわけでございますけれども、また町民向けのイベントも行ってまいります。そんな中で、町民の皆様がいま一度、このハーブについて関心を持っていただくように努めてまいりたいと考えております。

また、ハーブ生産者をふやすため、また収益確保等につきましては水田でハーブを生産していただいた場合、販売を目的に行った場合につきましては、10アール当たり5万円の経営所得安定対策の交付金を交付しております。また、景観形成作物として作付けをしていただいた場合は10アール当たり7,500円の交付金を交付をしているところでございます。この交付金につきましても、農家の皆さんに活用していただくように、推進をしてまいりたいと考えております。

なお、畑については、現在のところ経営所得安定対策の対象とはなっておりませんが、こちらのほうにも導入ができるような形での検討を重ねてまいりたいと思います。それにあわせまして契約栽培、販売ルートの確保のための支援にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） 町の行う行政の中では精いっぱいのことなんだろうなというふうに思います。その中で、先ほどちょっと振興課長のほうから触れていましたけれども、田んぼ、放置するのであれば遊休地、あるいは転作のところにハーブを植えれば、10アール当たり5万円という補助ができるということで、それは継続的に行っていくということ。それから、今まで畑だったところはそういう制度はなかったと思うんですけども、そこもてこ入れをしていくということで理解をしました。

もっと言えば、今、名前を出してしまいますけれども、カミツレ研究所、夢農場、それから苗をつくっているあぶらや農園というようなところもあります。今、積極的に町の観光も含めていろいろな活動をしたいと思っているところがあります。そんなところへの何か施策といたしますか、欲を言えば、補助金が出れば一番いいのかなと思いますけれども、その辺、町の考えはどうでしょうか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 今の御質問でございますけれども、カミツレ研究所さん、それから夢農場さん、それぞれ今、ほぼ4町歩ほどの圃場を確保されて営業、営業という言い方をさせていただきますけれども、民間ということで、農家ではございません。

なお、カミツレさんのカモミールにつきましては、生産農家もございますので、そちらのほうへの対処等は、今後また農協さん等も通じた中で連携をとりながら、現在も進めているところでございますけれども、このような形で進めさせていただければと考えております。また、ハーブ栽培につきましては、今後もPRをやはりしていかなければいけないということを感じておりますので、対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） ぜひ、そういうことで対応していただきたいと思っております。

では、次に進みます。

2として、広津・陸郷地区の再生をということで、きのうも一部、東山のことからずっと話は出ています。私もちょっと考えがありますので、もう一度質問させていただきます。

今、広津・陸郷地区は再生することで前回のような、3年ばかり前でしたかね、山火事がありました。そこも大事に至らない可能性が増すということで再生をすることによって、緩衝帯をつくったりすれば、山火事も余り大きなものに、大きなものと言っては山火事が起きること自体がいけないんですけれども、減ってくるのかなというふうに思います、それから、イノシシだとか猿だとか鹿の作物への被害も減ってくるような気がします。

とにかく緩衝帯を設けて電気柵等で囲い、作物をつくり、人間が入ることでもものが近づく頻度が減ると思います。緩衝帯は当然つくるわけですが、電気柵というのは、私の考えでいけば、けものを近づけないということなんですけれども、もしそういうことが現実になってくれば、最終的には必要なくなってくるのではないかなというふうに私は考えております。

高齢化が進む中で、今、取りかからないといけないと思っております。今です。なぜなら広津の野菜がおいしいと褒める人も多いうちに今、野菜とかそういうもの注目もされていますけれども、こちら辺の人たちが広津のものはおいしいよと言ってくれる、そういう世代の人たちが減ってきて、あるいはいなくなってしまうから、いろいろな行動をしてもちょっと方向が違ってきってしまうのかなというふうに思いますので、ぜひ今、進めていってほしいと思

ます。その中で特産化、特産野菜として広津野菜の名前を売れば耕作者、あるいは生産者がもっとあられるのではないかなというふうに考えますけれども、どうでしょうか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 広津・陸郷地区の再生をということでございます。

議員もおっしゃいましたように、昨日、広津・陸郷地区の現状はお話をさせていただきました。森林整備を継続して行う中で、けものと人の住む緩衝帯を整備していくことによって、鳥獣害も減ってくるのではないかと行っているところでございます。

また、広津・陸郷地区の農地につきましては、急峻な地でありまして、不正形な圃場で機械作業が非常に困難であるということで昨日もお話をさせていただきましたけれども、山林・原野化してほとんどが非農地という形になってきております。

現在、広津地区では和房生産組合を組織をしていただきまして、1人では耕作できない、それでも何人か集まれば、共同で作業すれば耕作ができるということで、大根、白菜、タマネギ等の野菜を生産をしていただきまして、現在は学校給食等にも出荷をしていただいております。また、加工用としての出荷もしていただいているということでございます。それと、広津地区においてはカミツレ栽培をやられている農家さんがございます。

農地の保全、担い手の農家の必要性というものは十分認識しておりますけれども、現在のところ、広津・陸郷地区の野菜に特化したブランド品開発については、非常に難しい状況ではないかと。しかしながら、特産品については地域、また農協、農業改良普及センター等の関係機関と連携をいたしまして、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） 特産品を開発するのは難しいということですが、別に新しいものをやるわけではなくて、だんだんと原野化してくる、そういう広津地区、あるいは陸郷地区のところまで今までやっていたもの、それから一番よくできるものを大切にしていけるのが一番いいのではないかなと思います。そのために、少し再生を行政の力でこ入れをしていただいて、そこに住める、あるいは戻っていけるような形をとればなというふうに私は思うのですが、どうでしょうか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） ブランドの関係につきましては、確かにかつて広津は黒豆等の生



産も盛んであったというようなこともございますけれども、先ほども申し上げましたように、ブランドについては圃場面積が少ないというようなこともありまして、生産量がある程度まとまらなければ、本来、ブランドというものにはなっていないのかなど。いいものはいいということで販売することはできるとは思いますが、本来、ブランドとしてやった場合には、ある程度生産量がなければ、販路として持っていくのは非常に難しいと考えておるところでございます。

そんな形で、開発については今後も積極的に進めてまいる予定でありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） ブランドは量が少なくても、ここで引き合いに出すのもちょっと悪いかなというふうに思いますけれども、絶対量というのは余りにしなくてもいいのかなというふうに思います。一部の地区のそういう加工品もブランド化されていますけれども、やはり絶対量はない、でも価値があるんだよと、そこが一番大事なところで、それが地区外、あるいは県外にまで知れ渡るということもありますので、そんなことで理解をしていただきたいと思います。これから再生を積極的にやっていくということを聞きましたので、そんなことでぜひ取り組みをお願いしたいと思います。

続きまして、ブドウの試験圃場の取り組みについてということでお願いをいたします。

ワイン用ブドウ栽培のこれからの目標はということです。

質問の1ですけれども、試験圃場でのワイン用ブドウの栽培が4年目となることは、いよいよ圃場のブドウを使って醸造を始める段取りになっていると聞いています。醸造メーカーも高瀬川の河川近くでの栽培に注目しています。もしおいしいワインができるのであれば、継続醸造もあり得ると言っています。しかしながら、それでは目標とするものがかすんでくるような気がします。やはりワイナリーと結びつけていかななくてはいけないのではないかなというふうに考えますけれども、どうでしょうか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） それでは、河川敷近くでのブドウ栽培ということで、議員御指摘のとおり、平成24年度から5年計画ということでメルロー、それとシャルドネ赤、白1種類ずつの試験栽培を行っております。昨年、定植後3年ということで収穫が可能な年であったわけでございますが、8月の日照不足によりまして、晩腐病という病気になってしまいました。

て収穫量がなく、試験醸造ができなかったという状況でございました。それまでのできは非常によかったということは聞いておりますので、本年もう一度様子を見させていただいて、最終判断をしたいと考えております。

いずれにしましても、水はけの状況、気温、地形、土壌等の影響を受けるということでありますので、高瀬川近くでの栽培について、ことし最終的に判断をしてみたいと考えております。

また、ワイナリーにつきましては、いずれにしても、ワイナリーができる前に原料確保というものが生じてまいりますので、その前に圃場確保というものを考えてみたいと考えております。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） 今の圃場確保ということで、答えを後のところ全て言われたような気もしますが、ぜひことしのいい結果が出るように期待をしております。やはり生産者といいますが、そこに携わっている人たちも、土地を貸している人たちも、目標が見えない、目的というか、最終的なところが見えないというところを非常に心配をしています。そういう声が私のところに入ってきます。

今は青木原、それからメルシャンの圃場、サッポロの圃場、サントリーの圃場というような形で4カ所ありますが、全て契約栽培です。最終的にワイナリーといっても、すぐには原料が確保できるわけではありませんので、やはり先にそういうところを見つけておくということも大事だと思います。

まだ時間も少しありますので、質問をさせてもらいますけれども、特区申請をするべきであると、私は思っています。また、ワイナリーをつくる方向で準備を進めていくべきだということも今、答えを言われてしまいましたので、そんなことで、とにかくここでは特区申請をできるだけ早くしてもらいたいということ。

それから、国会で審議されているかちょっとわかりませんが、ただ、国会の中の一部かもしれませんが、今、世界の中でワイン法が叫ばれています。もうヨーロッパのほうではワイン法が制定されて、もう既にそれが実行されているということも聞いています。それが成立すれば、日本の中ではサッポロワインでことし売り出した池田町のワインの、メリタージュ、それからシラー、それからシャルドネという3種類のラベルのところに「池田」という表示があるわけですが、あの文字が使えなくなってしまうという話も聞いて

ています。

そんなことになれば、これからサッポロさんに池田町のワインを原料だよということで持っていても、つくるところが県内であればいいかもしれませんが、県外であれば、そういう池田町の名前の地名が使えなくなってしまうということで、ちょっとぼけてしまうのかなというところも考えられます。

そんなことで、私は危機感を非常に募らせるところですけども、その点も含めて町の考えをお聞きします。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 最初に、ワイン特区の関係についてお話をさせていただきたいと思います。

ワイン特区につきましては、酒税法に基づくところの本来、ワイン等の生産の場合は、6,000リットル以上ということで決められております。これを特区を取ることによりまして、それが2,000リットルまで下限が下がってまいります。小規模な方でも事業参入はできる。町がやるにしても、事業者がやるにしても、池田の地区内において特区を取ることによって参入者が得られるということがメリットとして考えられます。このようなことも含めまして、6次産業化ということもございますので、特区につきましては、今後、これから検討をしてまいりたいと思います。

直近では山形村さんが特区を取っておりまして、過日、創業された業者さんもおるということでございますので、検討してまいりたいと思っております。

それから、ワイン法の関係でございます。こちらにつきましては、はっきりした情報がまだないわけでございますけれども、議員おっしゃったように、ヨーロッパで既に法律ができておりまして、日本でもこのワイン法を取り入れるという流れになってきております。その中で、一応先ほど議員申し上げられましたように、ワインの製造過程についてのところと、あと地理的表示というところがございまして、1つは原料生産がその地域内で85%以上、なおかつそこで醸造をされるという条件的なものをつく、つかないというところで、検討がなされていると聞いております。

確かに池田町にワイナリーがあって池田町の原料を使ってやれば、「池田」という表示はできるというように私も聞いておりますので、これも含めた中で前向きに検討させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（那須博天君） 大出議員の質問は、あと2分半です。

大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） 本来ならワイン法は生産者を守るためのものというふうに聞いていますので、本来でしたら、それが施行されれば、一番ここら辺の人たちはいいのかなと思ったんですけども、逆にそういう制限もあるみたいなものですから、そこら辺をちょっと心配しました。

最終的には、町長がこの前、私が質問したときに、過去において何とか池田町にワイナリーをつくと、その道だけはつけるという話もありましたので、ぜひそこに結びつけていただきたいなというふうに思います。サッポロさんが出資をしてもいいですので、そのことによって、今の池田町で生産されるブドウが守れるということであれば、それもありなのかなというふうに思います。

最後に1つだけ、さっきの圃場の確保ということもありますので、そこだけもう一度確認して終わりにします。

もしブドウがうまく育つということであれば、圃場整備も視野に入れて考えるべきではないかなということで、もう一度お願いいたします。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 先ほど申し上げましたけれども、現在、林中から十日市場にかけて平成29年度着工を予定しているわけですが、圃場整備事業を導入してまいります。こちらのほうでワイン用ブドウの圃場を確保していければと考えております。また、鵜山地区についてもワイナリー用の圃場として視野に入れて、これから圃場整備のほうを進めてまいりたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

議長（那須博天君） 大出議員。

〔5番 大出美晴君 登壇〕

5番（大出美晴君） ぜひ期待しております。

以上で終わります。

議長（那須博天君） 以上で、大出議員の質問は終了しました。

一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 01 分

再開 午前 11 時 16 分

議長（那須博天君） 休憩を閉じ再開いたします。

薄 井 孝 彦 君

議長（那須博天君） 一般質問を続けます。

8 番に、7 番の薄井孝彦議員。

薄井議員。

〔7 番 薄井孝彦君 登壇〕

7 番（薄井孝彦君） 7 番議員、薄井孝彦です。

今回は 3 つのテーマについてお聞きします。

まず、安倍政権の平和安全法制（戦争法案）などへの対応についての 1、平和安全法制への対応についてですが、安倍政権は、平和安全法制整備法案と国際平和支援法案からなる平和安全法制を 5 月 15 日に国会に提出し、今国会で成立させる構えです。平和安全法制は、これまでの専守防衛を大きく逸脱し、次の 3 点で自衛隊の海外派兵を広げ、日本を戦争する国に導く戦争法案と言えます。

第 1 に、自衛隊は従来の「非戦闘地域」から、いつ戦闘現場になるかわからない「戦闘地域」まで行けるようになります。また、後方支援の名目で新たに弾薬の提供や発進準備中の戦闘機への給油もできることとなります。弾薬の提供は、敵の格好の攻撃目標になると言われており、自衛隊員の命の危険性が確実に高まります。

第 2 に、P K O 法（国際平和協力法）の改正により、形式上停戦合意されていても戦乱が続いている地域に自衛隊員が派兵され、武器使用の制限が拡充された治安維持任務を行うようになります。また、3,500 人もの戦死者を出しているアフガニスタン国際治安部隊のような国連以外の治安支援活動にも参加する道が開かれます。また、駆けつけ警護と称し、他国の P K O 要員が武装集団から攻撃を受けた場合、それを警護するために任務遂行型の武器使用もできるようになります。このように、自衛隊員の生命の危険性が高くなると考えられま

す。

第3に、集団的自衛権の行使により、日米の軍事活動の範囲が日本及び極東から「アジア・太平洋及びこれを越えた地域」まで拡大され、世界のどこでもアメリカが起こした戦争に自衛隊が参加する道が開かれます。また、ベトナム戦争やイラク戦争のように、アメリカの先制攻撃の戦争であっても、集団的自衛権の発動の3要件に合うとの政府判断で、自衛隊の参戦は可能となります。つまり、日本が攻撃されていなくても、アメリカなどの要請により自衛隊が海外に出かけて行って、戦争に巻き込まれる危険性が高まります。

これらの法案が成立すれば、平和・安全の言葉とは逆に、集団的自衛権の発動などにより、国民の命と暮らしが脅かされる危険性が出てまいります。6月4日の参議院憲法審査会での自民・公明の推薦を含む著名な3人の憲法学者の参考人が法案を憲法9条違反としております。すなわち、この法案は憲法に違反しており、憲法に従って政治を行うという立憲政治の原則を破壊するものであり、廃案にする以外にないと考えます。

共同通信の世論調査、5月30日、31日の全国電話調査でも、この法案が成立すれば、自衛隊が戦争に巻き込まれるリスクが高くなるは68%、今国会で成立されることに反対が55.1%となっています。6月8日の読売新聞では59%です。

このように大きな問題点を抱え、国民の半数以上が反対している法案について、町長は今国会で法案を成立させることの是非を含め、どのようにお考えでしょうか。また、国の政治が誤った方向に向かおうとしているとき、その時々で政権に言うべきことを言うのは市町村の首長や議会の責務と考えます。

昨年9月定例会で池田町議会も集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、関連法の整備を行わぬよう政府機関に求める請願を採択し、意見書を関係機関に送付しました。町民の命と平和な暮らしを守るため、町長もこの法案を廃案とすることを国に求めていただきたいと思います。町長の考え方をお聞きします。

議長（那須博天君） 勝山町長。

〔町長 勝山隆之君 登壇〕

町長（勝山隆之君） ただいまの薄井議員さんの要請にお答えしたいと思います。

昨日の櫻井議員さんへの答弁でも申し上げましたが、戦争放棄をうたっている日本国憲法第9条は、唯一地球社会において原爆の悲惨さを経験した世界でも初めての長崎、広島体験から二度と再びこのようなことがないように、地球社会の平和を願う国民の強い意志ですぐれた世界に誇れる憲法であり、大切にすべきだと考えております。国政の場において十分に

国民に理解いただけるよう議論して、慎重に対処していただきたいと考えます。

憲法問題の是非につきましては、国民が選んだ国会議員による国政で決めるものでありますので、言及は控えさせていただきたいと思っております。今までも国政への要請は、町村会として行動をさせて対応させていただきましましたので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 憲法に対する良識を示していただきありがとうございます。全く私も同感で、そのとおりだというふうに考えております。

山形県米沢市の安部三十郎市長だとか、秋田県横手市の千田謙蔵元市長とか、そういう東北6県の市長経験者、あるいは市長で構成する東北六県市町村の九条の会というのがございまして、それが5月22日、憲法9条を守り、戦争法案に反対する緊急アピールを採択しました。その内容を見ますと、市町村民の命と暮らしを脅かす最大のものは戦争だと強調しまして、安倍政権の平和安全法制は、日本の国民を戦後最大の危機に陥れ、解釈改憲によって平和憲法を有名無実化するものと批判し、全国の国民と都道府県の知事、市町村長らに戦争法案に反対する運動への参加を呼びかけておりまして、戦争法案廃案することを訴えております。

池田町は昭和63年6月に核兵器廃絶、軍備縮小、平和宣言の町を行い、勝山町長さんにおかれましては、核兵器廃絶に向けた世界の都市への連帯を呼びかけている平和首長会議に参加されております。また、南牧村の菊池村長さん、中川村の曾我村長さんにおかれましても反対表明をされています。勝山町長におかれましても、先ほどの考え方は理解できないわけではございませんけれども、東北六県市町村長の九条の会などに呼応して、国に働きかけていくことを要望しまして、次の質問に移ります。

(2)武力攻撃事態・存立危機事態における町道利用についてでございますけれども、平和安全法制の事態対処法制では、武力攻撃事態・存立危機事態において、特定公共施設利用法で特定施設に該当する町道は、自衛隊、米軍、あるいは外国軍隊に優先利用されることになり、町民の利用権が規制されるおそれが出てまいります。しかし、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」、武力攻撃事態法ですけれども、その第3条では、武力攻撃事態等への対処において、憲法に定められた基本的人権は最大限尊重されなければならないとしています。

武力攻撃事態及び存立危機事態における町道の自衛隊、米軍、外国軍隊の利用について、

町の考え方をお聞きします。

議長（那須博天君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 武力攻撃事態及び存立危機事態における町道利用についての町の考え方ということにつきまして、お答えさせていただきたいと思います。

平和安全法制の事態対処法制において、武力攻撃、存立危機の各事態にある場合、特定公共施設利用法に基づいて道路使用ができることとなっております。町道もこの特定公共施設となっておりますが、自衛隊、米軍などの利用に関しましては、この法律のもとに使用されるものだと解釈いたします。

したがって、町としましては、有事の際は法律に基づいた対処を行っていくことが肝要と考えておりますが、国民の安全を担保することを大前提に整備された法でありますので、日本国憲法であります基本的人権の尊重は十分尊重し、町民の安全・安心を最優先することが必要と考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 一応、基本的人権は守っていただけるということで一安心したわけですが、いざにしましても、こういうもし法案が通れば、こういう事態も今後出てくるかもしれませんので、その場合には、やはり法律に基づいて町もやらざるを得ないとは思ひますけれども、基本的人権を尊重するという憲法に従って国・県とか、そういった関係団体にも働きかけていただければと思ひます。

次に移ります。

自衛隊での中学生の職場体験についてでございます。

昨年、伊那地域での中学生の職場体験で、自衛隊松本駐屯地において施設見学、団体行動・人命救助セットの見学、ロープワークなどを行ったと言われております。また、ほふく前進の戦闘を思わせる体験をしたとも聞いております。子どもの権利条約を批准した我が国では、15歳未満への子供を戦闘行為から遠ざける義務があります。高瀬中学校は自衛隊での職場体験を実施していないと聞いておりますが、このような自衛隊での中学生職場体験について、町はどのように考えるのかお聞きします。

議長（那須博天君） 中山教育委員長。

教育委員長（中山俊夫君） 中学生の職場体験学習というのは、さまざまな職場や職業を知り、実際に働く体験を通して働くことの意義を学び、将来の職業や生き方を考える大切な学



習の機会であります。

その意味で、本人が自衛隊で職場体験をしたいという希望があり、保護者の同意があれば、自衛隊も一つの職場でありますので、職業選択の一つの選択肢として自衛隊での職場体験をすることは否定されるものではないと考えております。ただし、体験学習の内容がほふく前進や武器に触れるなど戦闘を想起させたり、好戦的な感覚を植えつけてしまうような体験につきましても、学習としてふさわしくないように思います。

そこで、これは全ての職場に言えることでありますけれども、事前に学校側が受け入れ先の職場と十分な打ち合わせをして、危険なことはないか、不適切な内容はないか等を確認することが大事でありますし、当日も学校の職員が巡回訪問をするなどして、生徒の体験学習の様子を見せてもらうことも大事なことでないかと思っております。

以上です。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

7 番（薄井孝彦君） 松本市が昨年10月30日に行った職場体験実態調査という資料がありまして、それを見ますと、松本市では平成22年度から平成26年度まで、松本市中学校23校のうち3校から5校が職場体験ということで自衛隊に行って職場体験をしております。生徒数でいきますと、14名から23名です。

内容を見ますと、施設だとか資料館の見学、それから自衛隊についての講話、DVDを見たり、AEDの使用、救急法、それから敬礼、行進練習、車両見学・乗車体験、それから迷彩服を着る、テント張り、ほふく前進訓練、コンパス行進、体力測定、顔にペイントを塗るというような、そういう内容になっております。

それで、コンパス行進というのはいわゆる磁石と地図、座標を与えられて位置を特定したり目的地に到達できるような訓練がコンパス訓練と呼ばれておりまして、それはジャングルなどの戦闘を想定したレンジャー部隊の訓練に主に使われているというふうに思っております。

ですから、先ほど戦闘を想起させる体験についてはやらないようにということで申し込むということで安心をしたわけですけれども、その内容の中にそういうコンパス行進だとか、迷彩服を着るだとか、そういったことも含むのかどうか、ちょっとお聞きします。

議長（那須博天君） 中山教育委員長。

教育委員長（中山俊夫君） 具体的にどういうものが戦闘行為を直接想起させるものなのか

ということにつきましては、私も専門的な知識がございませんので、分析することができないわけではありますが、その辺は具体的なそういう状況を聞いた上で検討させていただくということでお答えにさせていただきたいと思います。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 子どもの権利条約というのが1977年にありまして、それを見ますと、15歳未満の子供が、いわゆる中学生ですね、敵対行為に直接参加させることは禁止しましょうということが書いてありまして、子ども権利条約というのを日本も批准したわけですね。

したがいまして、自衛隊というものについては、被災地で非常に重要な役割を果たしたということで、それは否定はしませんけれども、やはり自衛隊というのは、本質的には戦争をする軍隊だと、そういう集団だというふうに考えます。

中学生の15歳未満に、先ほどのいろいろな職場体験をさせることはいいんだというふうに言われましたけれども、私は、果たして15歳という年齢が本当に自主的に物事を判断できる年齢ではないんじゃないかなということ、やはり中学生については、先ほど言った子どもの権利条約の観点から見ても、それから子供の成長段階から見ても、ちょっと適切ではないかなというふうに考えるんですよね。18歳になってから職場体験も遅くはないんじゃないかなというふうに私は考えるんです。その辺はどうでしょうか。

議長（那須博天君） 中山教育委員長。

教育委員長（中山俊夫君） 自衛隊が本質的には軍隊であるという、そういう論議につきましては、私がこの場で論ずるべき問題ではないというふうに考えております。

また、子どもの権利条約についてでありますけれども、第38条にそのようなことが記載されておりますけれども、この第38条は武力紛争における子供の保護ということを規定しているんじゃないかなと、私は読んで普通に感じることであります。ただ、私も専門的なものでありませんので、この点についての解釈は、今、薄井さんが言われたような解釈の仕方もあるということ承っておきたいと思います。

したがいまして、この権利条約によって、職場見学はふさわしくないというように考えるのではなくて、教育的な配慮からふさわしくない面については申し入れ等をしていくと、そういう立場で述べさせていただきました。

以上です。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

7 番（薄井孝彦君） 教育的な立場ということなんだけれども、その辺が本当に中学生にとって、教育立場から適切かどうかというのは、いろいろな議論があるところだと思いますので、その……。

議長（那須博天君） 中山教育委員長。

教育委員長（中山俊夫君） 職場体験の最近の実践の一つに、今の子供たちは実際に自分の親がどういうところで働き、どんな仕事ぶりをしているか、そんなことを知らないことが多いものですので、自分の親の職場で体験をするというような、実践も今、行われております。

そうすると、子供の家族が自衛官だったりした場合に、あなたのお父さんの自衛隊はふさわしくないで、自衛隊での職場体験はやめたほうがいいですよということは教育的に私は言えないと思うんですね。ですから、そういう面からも考える必要があろうと、思います。

以上です。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

7 番（薄井孝彦君） いろいろな考え方がありますので、私は別にそれは強要はしませんけれども、ただ、やはり文部科学省の職場体験学習ガイドというのを見ましても、PTAとか地域の連携をよくしてやっていただきたいということで、先ほどもその辺のところは十分配慮してやっていただくということですので、今、安保法制の問題が論議されておまして、町民も非常に今度の法制が通れば、自衛隊のものが変わってしまうんじゃないかということ非常に心配しておりますので、今までそういうことはない、声がかかっていないというお話でしたけれども、今後、かかってくる可能性もありますので、その場合は、保護者の同意というのも十分とっていただけてやっていただくようお願いしたいと思います。

次の問題に移ります。

自衛官の情報提供についてですけれども、池田町は、自衛隊長野地方協力本部からの依頼により、住民基本台帳法に基づき、年度内に満18歳となる町民の4情報、名前、住所、生年月日、性別の写しを閲覧により提供しております。昨年8月16日付の信濃毎日新聞では、自衛隊への自治体の情報提供について、次のように述べています。

自衛隊長野地方協力本部では、県内自治体から得た情報をもとに、昨年7月1日、県内2万1,078人の高校3年生に自衛官勧誘の往復はがきを送付した。折しも、安倍内閣が憲法解釈の変更により集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行った日とも重なり、ネット上で

赤紙かと話題になった。また、自衛隊が自分の名前や住所をどうやって入手したのか戸惑う人もいたと書かれていました。

住民台帳基本法に基づく自衛隊への情報提供は、義務規定ではなく自治体の判断で実施できることになっております。東御市のように提供していない自治体もあります。本人、保護者の了解を得ない情報提供は、個人情報保護の観点から問題があると考えます。町の考え方をお聞きします。

議長（那須博天君） 倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

平成26年度における町から自衛隊への情報提供については、町のホームページに公表しているとおり96件であります。これは、住民基本台帳法第11条第1項の規定に基づき請求されたもので、地方自治法第2条第9項第1号に規定されている法定受託事務に該当するものとして、閲覧により提供しているものであります。

また、本人、保護者の了解を得る件につきましては、情報提供を望まないと言われた方は提供しない考えであります。事前に照会することは、今のところ考えておりませんので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 今、町が自衛隊協力本部に4情報を提供するという事は、義務ではないですね。要するにできるということの内容です。ですから、義務ではないですから、東御市のように実際にやっていないところもあるということで解釈してよろしいですね。

議長（那須博天君） 倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） ただいまの御質問ですが、できるというのは、請求側ができるということでありまして、こちら側では、先ほども言いましたように、地方自治法にのっとって回答しているということですので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 1つの問題、情報提供の問題としては、自衛隊に行った場合、それが情報管理がどうなっているかということで、問題が多分起きないとは言えないわけなんですよ。やはり情報提供したことによって、どういう問題が起こるかということがわからない

ものについては、やはり今の国民年金機構の情報流出の問題もありますし、やはりどうなるかわからないようなところに情報提供すべきじゃないというふうに考えますけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（那須博天君） 倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） 今の御質問についてであります。私もネットのほうで調べさせていただきました。その中で抜粋のところをお話しします。

自衛官等募集事務は、住民基本台帳法第11条第1項に規定する法令に定める事務に該当し、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求を拒否することは認められないものということで、国が答弁しておりますので、先ほども言いましたように、地方自治法にのっとりましてこちらでは閲覧をしているということで、御理解をお願いいたします。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） だけれども、実際問題として閲覧を許可していない自治体もあるということですね。ですからそれは、私も法律見ましたけれども、一応できるというやつで義務条例ではないと、私は解釈いたします。

それともう一つ、先ほど一応要望しない人については情報提供しませんということでしたので、それはそれで私もいいと思うんですけども、そういったことは、多くの人知らされていないわけですね。だから、やはりその辺は知らせた上で、その本人、あるいは家族がどういう考え方をするかというのは、やはりそれぞれが決めるべき問題だと思いますので、少なくとも広報等で知らせるべきだと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（那須博天君） 倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） ただいまの事前の通達といいますか、情報提供という面では、今後の中で検討させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜひその辺のところ、本当に今、個人情報はどう扱われるかということが非常に問題になっている時期でありますので、ぜひその辺のところは広報なんかで知らせていただいて、あくまでも本人の意思に基づいて情報提供していただくというのが、これが町の個人情報保護条例でもそういったことがうたわれておりますので、ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。

次に移ります。

旧アップルランド跡地の商業施設の進め方についてでございます。

1番として、商業施設設置についての町民参加のワークショップの開催をということですが、けれども、町なかの高齢者を中心に旧アップルランド跡地に商業施設の設置を求める声が大い。このことについて、池田町商業等活用エリア検討委員会で検討はしているが、設置に向けての方向性は明確にされていない現状です。検討委員会として、次のようなテーマで町民の声を聞き、意見交換をするワークショップを開催し、検討材料にしたらどうでしょうか。町の考え方をお聞きします。

1つは、町民がどのような店をつくることを望んでいるのか。肉、野菜、日用雑貨、そういったものを望んでいるのかどうかということ。

それから、店をどのようにしたらつくるができるかということ。これは、きのう矢口議員がいろいろな提案をしておりましたけれども、いろいろな考え方がありますので、その辺のところをやはり聞く必要があるんじゃないかということです。

3番目に、店の運営を維持するために町民としてすべきことは何か。やはり店をつくったとしても、町民が使わなければ、店はまた松電と同じような結果になってしまいますので、つくった以上はやはりみんなでもって応援をして、維持させていくということが必要だと思いますので、その辺のところ、どういうことを考えたらいいのかという、そういうテーマもやはりワークショップのテーマとして検討して、そして、みんなで意見を出し合ったらどうかと思います。そういったことを検討委員会で検討したら、新しいまた前進の方向へ行くんじゃないかと思います。

また、現在、検討委員会が開催されていないが、早急に開催して商業施設の設置の進め方について検討して、前に進むべきと考えます。検討委員会の任期が本年10月1日までとなっていますが、委員会の開催の時期及び検討委員会の任期についてどういうふうにするかお聞きします。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） それでは、商業等活用エリア検討委員会等についての答弁をさせていただきます。

3月議会におきまして答弁をさせていただいておりますように、ワークショップの開催につきましては、商業等活用エリア検討委員会の中で意見を頂戴して検討をしていきたいと考えております。多くの町民の皆さんからの意見をいただくことは、大変重要なことと認識し

ているところでございます。

また、検討委員会開催時期と委員の任期という御質問でございますけれども、検討委員会委員の任期は本年の9月30日となっております。甕議員さん、また矢口新平議員さんの答弁でも申しましたけれども、道路計画、地域交流センターとの関係もありますので、任期中までに開催をさせていただきまして、その中で、先ほど議員の御提案もありました今後の検討課題について整理をさせていただきまして、継続して検討をしてみたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 任期中ということになると、9月30日までということですね。一応きのう課長は、5回は開いて、本年度に方向性を出したいという答弁をされましたよね。9月中というのは、いかにも私は遅いなというふうに思います。

やはり1つは、町民が本当に希望している施設ですので、町民の声を聞いて、それで検討するというのが、まず第1だと思いますし、それから、後の質問とも関連してくるんですけども、やはり早目に方策を検討していくということでない、具体的に今年度内に方向性が出てこないんじゃないかというふうに思います。だから、少なくとも7月ぐらいに第1回を開いていただきたいなと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 開催時期につきましては、昨日も答弁をさせていただきましたように道路計画、また地域交流センターとの連携ということも考えております。できれば、確かに早目に1回開かせていただいて、今後の動向を決めていきたいと思っております。

これから地域交流センターの関係も業者が決まって、検討委員会が立ち上がってまいろうかと思っておりますので、内部調整を十分させていただいた後に開催ということで考えております。時期については、できるだけ早くということで回答をさせていただきたいと思えます。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 次の質問とも関連をしますので、先にいきます。

2番目、地方創生の支援項目で商業施設の設置が検討できないかということなんですけれ

ども、地方創生の総合戦略の支援項目に小さい拠点の形成として、中山間地域等における買い物等の日常生活に不可欠な施設、身近な場所に買い物店をつくるだとか、あるいは農家収入の確保、農家がやりがいを持つために農産物直売施設の整備という、その支援というのがあります。

地方創生のこれらの支援項目を利用して、商業施設だとか、あるいは農産物直売施設でも結構なんですけれども、そういったものをつくって、施設を経営者に貸し出す方策は検討できないでしょうか。町の考え方をお聞きします。また、その地方版総合戦略にそのことをのせていくためにも、経営体を早急に明確にしないと、それができないわけございまして、そのために経営体を公募する取り組みも必要だと思います。その辺の町の考え方をお聞きします。

議長（那須博天君） 中山総務課長。

総務課長（中山彰博君） それでは、地方創生の支援項目で商業施設の設置検討はできないか、ということにつきまして、お答えをいたします。

地方創生事業の交付金の総合的な窓口という立場で、大枠的な立場ということでお答えをさせていただきたいと思います。

総合戦略に盛り込む事業につきましては、本年度から平成31年度までの5カ年で国の交付金を活用して実施できるものと解釈できますけれども、現在、国から示されております交付要綱によりますと、交付金はソフト事業を中心としており、建設地方債対象事業、いわゆるハード事業は交付金の対象外とされておりまして、ただし、ソフト事業とあわせて実施することによりまして事業の効果が十分に見込める場合につきましては、ハード事業も対象となるということですが、全体の事業費に対しまして、ハード事業が半分以上を占める場合につきましては、交付金の対象にならないというふうにされております。

このように、この交付金が原則ソフト事業を対象とされているために商業施設、あるいは直売所などの施設を整備するための費用というよりは、どちらかといいますと、主に運営を充実するための経費に充てるということになるかと思われまして。

したがって、私ども交付金の窓口担当としましては、商業等活用エリア検討委員会の検討内容の結果によりまして、総合戦略の中で何を盛り込むことができるか、そういったものを検討してまいりたいと考えてございます。よろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長（那須博天君） 薄井議員。



〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 一応、国の要綱を見ますと、小さな拠点ということで具体的な事例がその中に入っているわけですが、今のお話ですと、建設資金の50%以上は難しいというような見解もお聞きしましたけれども、それも含めて、いずれにしても店をある程度つくってから来てくださいというふうにしないと、経営者みずからがつくりなさいという形になりますと、なかなか店はできないと思うんですよね。

ですから、国の地方創生の総合事業も含めて、ほかの補助金もいろいろあるかと思いますので、その辺をうまく活用して店をつくって、そして、それを貸し出す方向で買い物の場をつくと、そういうこともやはり検討していく必要があると思うんですよね。その辺のところ、どうでしょうか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） あくまでも商業等活用エリアの検討委員会の御意見を尊重をさせていただきたい。もしそのようなお話になれば、町としましても、調整をとりながら進めるという形になるかと思いますが、今の段階では、あくまでも検討委員会のほうに御意見を頂戴していくということで答弁をさせていただきたいと思えます。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 検討委員会で検討するのは、もちろん結構なことですが、しかし、この事業というのは、お店をつくるということになると、ある程度お金がかかるわけですよね。そういう場合に、じゃどういう国の制度とか、そういうものを利用したらできるのかということは、ある程度専門家でないとできない、わからないわけですよね。

だから、そういったようなことを町で調べていただいて、こういう制度があるから活用したらどうかとか、そういうことをやはり検討委員会に提案してもらいたいと思うんですよね。その辺はどうでしょうか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 委員さんのそれぞれの御意見があろうかと思えます。あそこに商業施設があればいいという御意見のもとに、商業活用エリアの検討委員会ということもごさいます。

昨日の御意見の中にも、そこへ出店する人はいないだろうと、もっと違う方向にというような御意見もやはりあろうかと思えます。町のほうから今、これがありきでのお話という形

での検討委員会を進めるのは、非常に難しい面があります。助言的にこのような事業を御紹介するということではできるとは思いますけれども、誘導的なことは難しいかなと思っております。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 誘導的な面でも、やはりこういう事業ありますよということを紹介していただきたいとしますよ。そのことはぜひお願いをしたいとします。

いずれにしても、町なかの歩いていける買い物の場を確保するという事は、町民の切実な願いであります。やはり生活上、必要なことでもあります。これがやはり実現をしないと、町なかはますます寂れていってしまうと考へますので、何としても早目に検討委員会を開いていただいて、町民参加のワークショップを開いていただいて、いろいろな意見を聞いていただいて、いろいろな面から検討をして、やはり早目にできるような方策というのを検討していただきたいとします。

次の質問に移ります。

議長（那須博天君） すみません。今回のこの質問、12時をちょっと15分ほど過ぎますけれども、そのまま進めさせていただきたいとしますので、了解をしていただきたいとお願いしたいですが……。

〔「はい」の声あり〕

7番（薄井孝彦君） それでは、3、花とハーブの里づくりの進め方についてに移ります。

(1)花とハーブの里づくりの目標とそれを実現する方策は。

町は、花とハーブの里づくりを進めるため、本年度ハーブセンター内ハーブ園のリニューアル改修工事を実施するとしています。また、誘客の拡大を図るため、ハーブを生かした健康づくりと観光を結びつけたヘルスツーリズムの推進も掲げて、池田ハーブの里づくり再ブランド化事業を実施するとしております。

これらの事業は、地方創生の地方版総合戦略に位置づけられ、5カ年事業として実施すると聞いています。5カ年事業が終了した後、花とハーブの里づくりの基礎ができるよう町は終了時の目標を持ち、それを実現するための方策を追求することが重要と考へます。この点について、町はどのようにお考へでしょうか。特に、方策として次の2つの事項がキーポイントになると考へます。

1つは、ハーブ園に花とハーブの専門家を置くことでハーブ園の充実もできますし、見学

者にハーブを説明することもでき、そういうことによって、ハーブ園に来たいという人もふえると思います。また、ハーブについての講座を町で開く場合も講師としても利用できるという、そういうメリットがあるかと思います。

それから、2番目として、町民、ハーブ生産者、ハーブセンター、それから花とハーブの専門家、町などで構成する花とハーブの里づくり実行委員会、これは仮称ですけれども、そういうものをつくって、方策を検討し、計画を立てて実行に移す、そういう花とハーブの里づくりの推進機関が私は必要だと思います。そのことがキーポイントだと思います。町の考え方をお聞きします。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） それでは、花とハーブの里づくりの目標と方策についてということで答弁をさせていただきます。

議員御指摘のように、ハーブセンターのハーブ園がリニューアルされた後は、ハーブ園に統括、管理・運営、生産・加工、販売・接客というような、それぞれの部門ごとに担当者を配置していければと考えております。その中で、花とハーブについての専門知識のある者を配置できればと考えておるところでございます。

また、実行委員会等の組織についてでございますけれども、平成25年度、平成26年度において国の事業を導入して、既に池田町の中でハーブ生産者、それからハーブセンター・てる坊市場さん、それからカミツレ研究所さん等々の参画のもとに、池田町ハーブの里づくり推進協議会というものが立ち上がっております。町もかかわってきておりますので、本年、またリニューアルに合わせた、またプロモーション事業に合わせて協議を進めてまいりますので、こちらの組織のほうと十分連携をとって、意見を頂戴していければと、考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 花とハーブの里づくりの担当者を置いてやってくれる、非常にいい考え方だと思いますので、ぜひそれは推進していただきたいと思います。

ただ、ハーブの里づくり推進協議会というのがあるから、それと連携してという話でしたけれども、やはりもう少し町民参加ができるような形での協議会というのをやはりぜひつくっていただきたいなと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） そうですね。こちらのほう、ちょっと後のほうのところでハーブ園のリニューアルの関係と若干かぶってまいりますけれども、こちらのほうにおきましては、ワークショップ等も開催をさせていただいてやっていきたいと思っております、それとこちらのほうの今後の運営等にも御意見を頂戴できればと考えておるところでございます。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜひ幅広い、町民が参加できるような組織、実際に今、例えば池田町の花とハーブの里にすることになれば、やはり具体的な戦略というのは、私、必要だと思っておりますよ。例えば、家庭でもって1坪運動もいいんですけども、花とハーブを具体的につくって楽しむと、そのために町として講座を開いて、花とハーブの理解を深めてもらうということだとか、あるいは来た人が花とハーブの里というふうに感じられるように、大出議員からも提案があったんですけども、具体的に池田町に合った花とハーブが何であるのかと、それをどこに植えて、来た人が花とハーブを感じられるようにするのかという、具体的な戦略を立てて、では、それをみんなで実行するためのボランティア組織を立ち上げましょうとか、そういうものをやはりこの5年間の中で立ててやっていかないと、なかなか町民のものにならないと思っておりますよね。ですから、ぜひそういうことを念頭に入れたハーブ推進協議会、そういうふうになるようにしていただきたいなと考えます。その辺はどうでしょうか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 確かに大勢の方から御意見を頂戴するという事は、必要であると思っております。先ほど議員おっしゃられましたように、多くの方からということもございまして、今後、現在立ち上がっております協議会、こちらのほうも再度検討をさせていただきながら、お願いできればと思っております。

また、おかげさまで、当町にはガイドマスター会の皆さんもいらっしゃいます。そちらの皆さんにも十分認識をしていただいて、現在、ウォーキング等のほうもお願いしておるところでございますので、引き続きこのハーブについての情報提供、また勉強会等もやらせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜび町民が参加して、ハーブの生産者、ハーブセンター、専門家、それから町などで構成するような、本当に計画を立てて実際に進めていくような、そういうものになるようにぜび協議会も発展させていただきたいなということを申し上げまして、次の質問に移ります。

本年度事業の進め方についてですけれども、本年度事業として、次の事項を実施すべきと考えます。町の考え方をお聞きします。

1つ、ハーブ園の改修計画について、魅力あるハーブ園にするため、先ほどは町長のほうからインパクトのあるハーブ園にしたいと、まことに心強いお言葉があったわけですが、そういうふうにするために、町民を含めて意見交換をするワークショップを開催して、出た意見を計画に生かしていただきたいということです。

1つは、私、神戸の布引ハーブ園に行ってみたんですけれども、そこへ行きましたら、ハーブガイドというのがありまして、結局ハーブというのは喫茶用だとか、料理用だとか、染色用だとか、そういう用途別にハーブを植えてありまして、その順路に従って説明をしていくもので非常にわかりやすかったですね。そういうやはり植栽を今度のハーブ園でもぜび検討をしていただきたいなと思います。

それから、2番目として、来園者にハーブの利用、育て方をガイドする、説明するような、そういうことを実際に先ほど専門家を雇う予定だというお話がありましたけれども、そういう人が中心になって、イベント事業の中でぜび実際にハーブの育て方のガイドをしていただきたいということ。

3番目に、ハーブ園に行った人がハーブのことのガイドが常にできるわけではないものですから、ハーブの育て方とか、利用法、楽しみ方についての説明だとかビデオを作成して、それで園内で放映するとか、あるいは看板を設置する、説明板を設置すると、そういうことを検討していただきたい。

それから、町として関係する団体とともに、花と香りの町づくりを先進的に取り組んでいる兵庫県の小野市だとか、あるいは神戸市にある布引ハーブ園など、またもっといいところもあるかと思えますけれども、そういったところを視察して、検討材料にさせていただきたいと思います。その辺はどうでしょうか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） ハーブ園の改修につきましては、これから案をいただきまして、具体的な形にしていきたいと考えております。

これにつきましては、先ほどもお話を申し上げましたけれども、コンセプト、また設計等についても多くの町民の皆さんにぜひお話を聞いていただいたりしながら、意見を頂戴する場を設けていきたいと考えておるところでございます。

また、ハーブ園でのイベントにつきましては、多くの町民にハーブを育て、食して、楽しんでいただくというような形の寄せ植え体験等を計画をしておるところでございます。また、ハーブの育て方、またレシピ等々に関する説明看板等については作製する方向で現在、検討をしているところでございます。

なお、説明のビデオ等につきましては、設置場所等々の関係についても、まだ詰まってきたおりません。今後、検討をさせていただければと思います。

それから、先進地視察でございますけれども、議員御指摘の2カ所につきましては、私も個人的に参ったところがございます。非常にすばらしいというふうに思っておるところでございますけれども、本年については、行ければそれにこしたことはないですが、時期的にちょっと難しいところがあるかと思えます。来年以降、また町民の皆さんを含めた中で視察等ができればということで、検討材料とさせていただければと思います。

以上でございます。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 2番目のいわゆる再ブランド事業の中で、イベント事業としてハーブガイド、この点についてはちょっと回答がなかったんですが、どうでしょうか。

議長（那須博天君） 宮崎振興課長。

振興課長（宮崎鉄雄君） 2点目の来園者にハーブの育て方の説明ということですね。こちらについても、現在、プロモーション事業の中で、そちらのほうも行っていく予定で進めておるところでございます。ただ、時期的にある程度、長期間というわけにもいきませんので、イベントの時に合わせてということで、今、考えております。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） いろいろな前向きな回答をありがとうございました。

いずれにしても、地方創生を生かした事業でもってハーブ園を充実させて、それで本当にそれを花とハーブの里づくりにつなげていくということで、これから非常に重要な時期に入りますので、ぜひ何とか町民の力も合わせて、何とか実現していかなければいけ

ないと思いますけれども、その辺のところ、町長の考え方をもう一度伺いたいと思います。

議長（那須博天君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 先ほども申し上げたように、ハーブセンター含めてハーブを池田町の売り物にして、何十年かの歴史を築いたわけでありますが、美しい村の審査を含めまして、現状では有効に評価されていないという中で、ここで池田町としましても、財政的にもまあ積み立てもふえてきたこともありますので、思い切ってハーブ園のリニューアルをする中で、町民の皆さんにも御理解いただく中で、また対外的にも評価いただけるような再構築について、思い切って議会の予算も認められた中で青写真をつくっていきたいと思います。

また、今後につきましては、また事業内容を説明する中で、予算化につきましても、議会の皆さんに御相談していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（那須博天君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） いずれにしましても、町民の力を引き出していただいて、町民、行政、指定管理者、そういう力を合わせて、何としても花とハーブの里づくりを実現するために今、頑張らなければいけないと思います。

そのことを申し上げまして、一般質問を終わります。

議長（那須博天君） 以上で、薄井議員の質問は終了しました。

一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 12分

再開 午後 1時 15分

議長（那須博天君） 休憩を閉じ再開いたします。

服部久子君

議長（那須博天君） 一般質問を続けます。

9番に、8番の服部久子議員。

服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 8 番、服部です。

3 点についてお伺いいたします。

まず、子ども・子育て支援事業をどう進めるかについて、お尋ねいたします。

現在、子供の 6 人に 1 人が貧困状態にあります。子供の貧困対策法が施行され 1 年以上になりますが、子供の教育、生活、経済的支援など、具体的対策がおくれています。また、昨年の消費税増税による生活必需品の高騰などで、低所得世帯はますます生活が厳しく、貧困状況にある子供に影響を及ぼしています。子供の成長に経済格差の影響を及ぼさないよう、早急に取り組みをする必要があると思いますので、質問いたします。

2013 年、生活保護基準が引き下げられ、それに連動して就学援助基準が下がることで、援助を受けていた受給者が外れることがないように、援助基準を生活保護基準の 1.2 倍以下から 1.5 倍以下に引き上げました。しかし、生活保護基準が 2014 年 4 月と 2015 年 4 月に引き続いて下げられました。それによる援助受給者に影響は出ていますか、お尋ねいたします。

議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

〔 教育課長 藤澤宜治君 登壇 〕

教育課長（藤澤宜治君） それでは、ただいまの服部議員、生活保護基準の改定による援助受給者への影響はという御質問でございますが、お答えをさせていただきたいと思います。

このたび、御指摘のとおり生活保護基準が引き下げられました。当町では、それに伴う町の就学援助基準は変更しておりません。したがって、影響が出ている児童・生徒はいない状況でありますので、お願いいたします。

以上であります。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） それでは、2013 年の 1.5 倍以下から基準は変わっていないということですので、今後、就学援助を受けるべき人が受けられないような状況になった場合に、生活保護基準引き下げの 2013 年と同様に 2015 年度引き上げをいたしますでしょうか。

議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

教育課長（藤澤宜治君） それでは、お答えをさせていただきます。

私ども教育委員会といたしまして、就学援助をやっているわけでございますけれども、先



ほど申しあげました町の就学援助の基準につきましては、国で定めます基準額表がございまして、それを適用してやっております。

今回、生活保護の基準につきましては下げられましたけれども、国で出しております平成27年度の基準額表については改定がなかったということで、必ずしもそれが連動しているというものではないと思いますので、現在のところはそれに沿って進めているわけでございます。ただし、今後、御指摘のとおり、援助基準が変わってきた場合につきましては、当然考慮をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 国の就学援助基準項目の中に医療費があります。学校保健法には結膜炎、中耳炎、虫歯など、治療にかかった実費が対象者に支給されるとあります。大町市、小谷村、安曇野市、松本市などでは実施されております。池田町は18歳まで医療費が無料ですが、窓口で一旦治療費を払わなければなりません。就学援助受給者にとって、安心して医者にかかれるよう、医療費を項目に入れていただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 倉科住民課長。

住民課長（倉科昭二君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

就学援助受給者のみについてでなく、乳幼児医療についてお答えさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

これにつきましては、昨年も答弁しておりますが、町村会から県へ、県も国に対しまして要望しております。

現在の状況で実施した場合の町の負担の試算であります。受益者負担分もなしとする場合、被保険者の実質負担分500円でいいますと、月1,200件余りで年額720万円余りの負担増となります。国保会計で考えますと、平成26年度決算見込みでは、国・県負担金の9,395万7,000円のうち、最大で16%程度が交付されなくなることとなります。プラスシステム改修を含む事務費を加えると、最大で3,000万円ぐらいの財政負担になるものと思われま

す。ことし4月1日付の国保新聞によりますと、国でも時代に即した制度の見直しを実施する時期に来ているとし、少子社会における子供の医療のあり方などを含め検討するための場を設けて考えるとありますので、地単カットの見直しを含め、議論されるものと思われま

す。今後の国の動向に注視してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 今、住民課長さんが言われたのは、一旦治療費を払わなければいけないということで、窓口で負担をしないでくださいという場合のことだと思うんです。

そうではなしに、就学援助基準項目の中に、国の基準では医療費も入っております。もしこの医療費が池田町の就学援助の基準に入っていれば、当然、窓口で負担はゼロになると思うんですが、その点、ちょっとお伺いします。

議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

教育課長（藤澤宜治君） 失礼しました。それでは、ただいまの御質問についてお答えをさせていただきますと思います。

池田町におきましては、池田町就学援助費給付要綱ということで定めてございます。それに基づいて就学援助の関係、対応しているわけでございますけれども、そちらの中には現在、医療費の関係についての定めがございません。学用品等、それから修学旅行費、校外活動費、給食費という項目について援助をしていくという要綱になっております。

したがって、医療費の関係については現在、対応しておりませんので、議員の御指摘のとおりかと思えます。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） それで、私の質問の真意は、医療費を項目の中に入れてもらえないかという質問なんですが、お考えをお聞きします。

議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

教育課長（藤澤宜治君） ただいま御指摘をいただきましたので、関係部局と調整する中で検討させていただきたいと思えます。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） ぜひ検討をお願いしたいと思います。

では、次に進みます。

池田町子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査では、母親は育児休業中を含めると、70%の人が就労しています。女性が子育てをしながら働き続けるのは、家庭と社会の理解と応援が必要です。病児保育の平成27年度目標は1カ所で実施となっております。

前回の回答では、病児保育の必要性は認めるが、幼児期の愛着形成の時期を大事にするこ

とが重要である。育児・介護休業法の看護休暇制度の普及啓発に努めるということでした。社会的環境を整える必要があることは同じ考えですが、今、困難を抱えておられる方に対しての対応を求めています。就労している母親の約半数が正規雇用でない状況があります。子供の看護で休業できない状況を解決するためには、早急に病児保育の実施が必要です。緊急に必要な課題であるかどうか、認識をお伺いいたします。

議長（那須博天君） 勝家保育課長。

保育課長（勝家健充君） それでは、ただいまの病児保育の実施についての緊急性について、課題と認識しているかどうかについてお答え申し上げます。

子育ての支援につきましては、御承知のとおり、国を挙げて推進を図っているところでございますが、病児保育につきましては、児童が病気の回復期に至らない場合で、当面の病状の急変が認められないときに病院、または保育所等に付設された専用スペース等で一時的に保育するという事業でございます。

必要性につきましては、御指摘の状況を踏まえまして、また子育て支援の観点からも認識をいたしているところでございます。引き続き、病児保育に対応できる施設を紹介をするという形で対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 計画には、平成27年度目標で1カ所実施というふうにあります。これはどういうふうにご考えておられるのでしょうか。

議長（那須博天君） 小田切福祉課長。

福祉課長（小田切 隆君） それでは、ただいまの数字につきましては、子育て支援計画の中にのっているものでございますので、福祉課のほうから答弁させていただきたいわけでございますが、これにつきましては、現在、池田町の近隣地域でもって病児を受け入れてくれる施設は、安曇野市北穂高にございます民間施設1カ所という位置づけでございます。この施設につきましては、受け入れ定数が20名ということで24時間営業、そして365日稼働という施設でございます。池田町の住民にとりましても、過去、この施設を利用したという実績がございます。

また、子育て支援計画の中では、本編の中では民間施設も含めて、そうした要望があった場合に案内をするという記述がございましたので、それを受けて平成27年度から1カ所を案内するという位置づけになっております。

ですから、平成27年度から当町の中で自前でもって設けるという意味合いではなく、そういった要望にお応えするといった場合には、こうした施設を紹介するという位置づけになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 池田町には、あづみ病院がすぐ役場の隣にあります。今、工事中ですが、今度より広くなって充実するかと思うんですが、あづみ病院に要望する町の考えはないでしょうか。

議長（那須博天君） 勝家保育課長。

保育課長（勝家健充君） あづみ病院さんにも問い合わせをいたしたところでございます。

前回もお答え申し上げているかと思ひますけれども、現在、施設整備などを行っているという事情などがありまして、今すぐにこれに対応するというふうなところまでは、まだ考えが及んでいないという状況だそうです。今後、施設の整備の状況などとあわせて御相談させていただけるものと思うわけですが、現時点で明確なことは申し上げられないという、そんな返事をいただいておりますので、その点、御報告を申し上げたいと思ひます。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 前回も同じお話を聞きまして、それからあづみ病院さんからも、私、同じ回答を得ております。しかし、松川村も池田町もちょうど中間あたりにありまして、松川村も池田町も多額の補助金を出しております。自治体の姿勢次第では、じゃ、やる方向でいきしょうということに多分、なるんじゃないかなと思うんです。

そういうような、ぜひやってくださいというような強い要望を松川村と池田町で出すようにしていただけたらと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 建設費に対する助成につきましては、基本的にはこの地域の住民の皆さんの福祉医療、そういう観点であづみ病院さんに対して自治体として応援させていただいているわけでありまして。そういう条件で強くとかということについては、ちょっといかななものかと思ひますので、それは、今後の中で運営委員会等で充足できる内容については要望はしていきますけれども、負担金を出したからこれをやってくれとかっていう考え方については、ちょっと理解できませんので、御理解いただきたいと思ひます。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 私は、交渉の場で負担金出したから、これをやってくださいというような交渉のやり方をやってくださいとは言っておりません。やはり町の福祉を考えて、要望すべきことはあづみ病院に要望していただきたいと思って言いました。

次に進みます。

未就園児の居場所の確保は、前から要望が出ております。松川村の施設を利用されている方もおられます。未就園児の居場所に児童センターを使用できる時間は、児童が使用しない午前 9 時 45 分から午後 2 時までとなっています。学校の長期休暇のときは使用できません。また、保育園開放は年 2 回、園庭だけの開放は池田保育園のみ、月 1 回となっております。未就園児の平成 25 年度の 1 日当たりの利用人数は、両センターで 117 人です。児童の利用人数の 96 人、これ計画書には書いてあったのは 96 人なのですが、実際はもっと多いです。未就園児の落ちついた居場所を確保することは必要と考えます。保護者の要望にどのように対応していきますか、お尋ねします。

議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

教育課長（藤澤宜治君） ただいまの未就園児の居場所に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

御質問に対します現在の町の取り組みの状況でございます。

まず、児童センター、保育園の延長保育、一時保育、土曜保育、社会福祉協議会によりますファミリーサポートセンター事業、それから教育委員会で行っております子どもの学び支援塾、放課後学習支援事業がございます。子ども・子育て支援事業計画では、子供の預かり支援の充実を図るとしております。児童センターは、利用児童数に比べ、面積が不足しているということなどが記載をされているところでございます。

保護者の要望として、未就学児の落ちついた居場所の確保をとの御質問であります、児童センターの状況についてお答えをしたいと思います。

未就学児の使用につきましては、午前 9 時 45 分から午後 2 時までとの御質問でございましたけれども、そのような規定はないわけでございまして、児童が来る時間が近づきますと、御利用中の方に御協力をお願いするという場合がございます。が、引き続き利用されている方もおられるというような状況でございます。

また、長期休暇の部分に対しまして御指摘がございましたけれども、長期休暇になります

と、利用児童数につきましては、通常の3分の2程度に減少しております。希望される児童等が全く利用できないという状況ではありません。しかしながら、池田児童センターは定員60名に対し、現在でございますが、登録児童数は125名、会染児童センターでは、定員90名に対しまして、登録児童数は158名というふうな状況であり、それぞれ定員を超えるような利用がある場合につきましては、面積的には御指摘のとおり窮屈な状態となっております。最近では、具体的に会染小学校、多目的研修センターなどを使用したことがあります。これからも多数の児童の皆さんの利用がある場合につきましては、町の公共施設、それから関係部局と連携をし、対応してまいりたいと考えています。

また、開館時間の検討、それから新設される地域交流センターの活用につきましても、あわせて検討してまいりたいと考えております。その他の事業につきましては、支援事業計画に設定された目標に基づき事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

なお、保育園の開放事業につきましては、事業の目的でございますが、質問の趣旨とは異なりますので、御理解をお願いをしたいと思います。

また、松川村の施設の利用という御指摘がございましたが、現在調査中でありますので、お願いをしたいと思います。

以上です。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 松川村の施設の利用というのは、これは公園です。外で遊ぶ、ゆっくり遊具があって遊ぶところが池田町にはなかなかないということで、そういうところへ行って遊んでおられます。

それで、根本的な解決方法を今、言われなかったんですが、未就園児のお母さんのお話をお聞きしますと、ゆっくりと子供たちをいつも連れていくような場所がなかなかない。あそこがだめなら、今度こっち。子供たちが児童センターはまだいる人もいますって言いますが、子供たちがどんどん学校から帰ってくると、やはり出ていくような状態になります。やはりゆっくりできるような場所の確保というのは必要ではないかと思うんです。

北保育園なんかは、建物は古いですがけれども、場所は大きな道路に面していなくて落ちついた静かな場所です。ああいうところをもっと根本的に改善するとか、それから多目的研修センターを使用しているというふうにお答えになりましたが、多目的研修センターももう少し子供たちが使いやすいように改築していくとか、そういうことを考えれば、会染と池田地

区で1カ所ずつ落ちついた場所がつかれるんじゃないかなと思うんですが、そのようなことはお考えにならないでしょうか。

議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

教育課長（藤澤宜治君） 新たな御提案をいただきましたので、ぜひ検討させていただきたいと思っておりますけれども、北保育園等の関係につきましては、今後の利用等につきましてもございます。また、施設の改修等につきましても、いろいろな問題があるかと思っておりますので、そこら辺含めまして、十分検討させていただきたいと思っております。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 計画書では児童センターで放課後過ごす児童は、建物規模に対して利用人数が多く、安全な場所になっていないことが課題ですとあります。前から困難な状況は指摘されてきました。児童センターは児童が学校を終え、家庭にかわる場所としての役目があります。宿題をしたり、友達と交流できる放課後の解放感が味わえる場所として改善策を立てる必要があります。どのように対応していかれますか。

議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

教育課長（藤澤宜治君） 先ほどの御質問の答えとちょっと重複する部分があるかと思っておりますが、お願いいたします。

現在の児童センターの状況でございますが、利用する児童数に対しまして、建物の規模が十分ではないという御質問でございます。

今まで何とか大きなけがもなく運営はしてまいりましたが、本年度に入って、1日の利用児童数が最高で池田センターにつきましては57名、会染センターにつきましては90名というような使用の状況でございます。御指摘のとおり、遊ぶ、それから学習する等、十分にできるという状況ではないときが確かにございます。現状の対応策といたしましては、先ほどの説明のとおりでございますけれども、当面は会染小学校、多目的研修センター、関係部署との連携によりまして、町の公共施設等を利用する中で対応してまいりたいと思っております。またあわせて地域交流センターの活用につきましても、検討してまいりたいということで考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 実際に児童センターに行ってみますと、子供たちが宿題をする子、そ

れからプレールームで遊ぶ子、それから将棋をする子とかたくさんいろいろなことをされており、やはりこれは混在しているというのは、今度、学童保育と、それから放課後子ども教室、これを分けて考えるようにと国は言っております。学童保育の基準もできておりますので、ぜひすみ分けというのをさせていただければなと思うんです。

松川村の活動を少し見学させてもらったんですが、児童クラブと子ども教室の施設を別にして、それで児童クラブは落ちついた環境を保ち、子ども教室では子供の放課後の自由な空間が確保されておりました。それから正規職員がそれぞれに配置されておまして、教師免許、保育士免許を持った専門職の方がいて対応されております。それから、高校生から70歳までの住民の方、四、五十人の方が協力員として登録されておまして、毎日何人が来られて、指導員の補助的な役目をされております。

池田町では過密状況で、指導員の方のお話によりますと、毎日毎日が事故を起こさないかと非常に心配ですということをおっしゃっておりまして、特に池田児童センターでは、外の遊ぶところが指導員の方の目から隠れたようになってしまいますので、なかなか目が行き届かないので、子供たちが外に出たら、そっちに指導員を1人置かなければならないということで非常に事故がないかどうか心配だというふうに、それを強調されておりました。

やはりこういう抜本的な池田町も児童クラブと子ども教室のすみ分けというのをきっちりこれから本格的にしていかなければならないかと思いますが、そのような対応はされないでしょうか。

議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

教育課長（藤澤宜治君） ただいまの御質問であります、実は今回の子ども・子育て支援事業計画の策定、子ども会議でございますけれども、その中でやはりこの部分につきまして論議をしていただきました。そういう中で、計画の中で位置づけられたのは、池田町につきましては、児童センターの今の形態で当面いくんだという結論になっておりまして、計画に位置づけられております。

一応、そういう論議があったわけございまして、ただし現状としては、やはり御指摘の非常に混雑をするということがございました。また、事故の心配というところも御指摘をいただきましたけれども、そういう中で、先ほど町の関係機関、それから公的な施設の利用をということで御答弁申し上げましたけれども、最近でございますが、教育委員会独自の事業といたしまして、先ほどお話をさせていただきました学び支援塾、それから放課後学習支援事業等、こちらのほう、人数が出てきておりまして、活発な動きが見られてきております。



そういう部分でもバックアップといいますか、何とか利用者をそちらのほうに誘導する等、工夫をしてみたいということで考えておりますので、また、具体的に面積的な問題につきましては、先ほど来、お答えをさせていただいておりますが、改めて十分検討をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 小学校と多目的研修センターを利用するというふうなお答えだったんですが、そうすると、学童保育といいますか、児童クラブとそれから放課後子ども教室という性格が違うことをしっかりと施設で分けしていくんでしょうか。

議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

教育課長（藤澤宜治君） 実は、私ども今、運営をしております児童センターでございますが、児童センターにつきましては、要は利用できる児童の方の制限が特にないということ。特に親御さんが就業をしている、していないにかかわらず、児童センターの利用についてはお受けをしていると。実は現在、一番保護者の皆様方に喜ばれているのがその部分でございます。違う形態、児童クラブ等の形態をとりますと、例えば児童クラブがそのままかどうか、ちょっと今現在、申しわけございませんが、例えば親御さんが就労をしている方についてのみお受けするとか、就労していない方はお受けしないとか、そういう部分の規定がございます。

先ほども申し上げました支援事業計画の中で、現行の児童センターが池田町の保護者の皆さんにとって一番使いやすいのではないかという形の中で、その形態を継続をしていこうという論議の中で、計画に位置づけがされてきたと思います。

施設の内容については御指摘があったわけでございますけれども、何とか児童センターという形の中で、住民の皆様方が使いやすい形の中で、何とか対応できる形を検討していきたいと考えておりますので、支援事業計画、子ども会議のほうで検討をしていただきまして、児童センターでいこうということでございましたので、何とかその形を当面は伸ばしていきたいと考えておりますので、お願いをしたいと思います。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） そうしますと、小学校の空き教室だとか、それから多目的研修センターを使われるということで、そこを児童センターで使いやすいような改築だとか、そういう

ことは考えないでしょうか。

議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

教育課長（藤澤宜治君） 先ほども申し上げましたが、非常に困難な点もあるかと思いますが、その点について先ほども申し上げましたとおり、検討させていただきたいと思います。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 松川村では、しっかりと学童保育の面と、それから子供が自由に出入りする子ども教室とすみ分けて、学童保育のところなんかは、しっかりと親御さんが会議をつくって対応されたり、子ども教室のほうでは曜日によって習い事とか、体験ができる教室があったりして、自由に出入りできるというようなすみ分けをしております。子供たちも子ども教室を楽しみにしていて、それから児童クラブのほうでは学校から家庭に帰るようにただいまって帰って、そこで落ちついた家庭の雰囲気でも過ごさせるということをおっしゃられました。ぜひ、池田町もすみ分けをしていただいて、子供たちが事故のないような、お母さんたちもしっかりと子供たちを安心して預けていける、そのためにはお母さんたちもしっかりと口を出し、それから手も足も出してくるってようなこともありますので、ぜひそういう子供の放課後の行政をしていただけたらと思います。ぜひお願いします。

次に進みます。

高齢者福祉と自治体の役割についてお尋ねします。

昨年 4 月、社会保障の充実を理由に消費税が増税されました。しかし、増税分の 8 兆円はわずか 16% しか社会保障充実に使われず、社会保障費の削減が進められております。年金額は 2.2% 削減され、生活保護費は平成 13 年から 3 年連続引き下げられ、介護保険も保険料は上がり、要支援者は介護保険から切り離し、介護報酬を引き下げました。その結果、社会保障費の削減合計額は 3,900 億円となり、国費がカットされました。平成 27 年度から平成 29 年度までの町の老人福祉計画ができましたが、池田町の高齢化率は 34.4% になり、高齢者世帯は全世帯の 3 分の 1 になっています。

今回 6 期目の介護保険制度がスタートし、今までの改定と比べ大きく変わりました。要支援者が保険から外され、基本的に介護度 3 以上でないと特養に入所できなくなりました。また、8 月から一定以上の所得の方の利用負担が 2 倍になります。介護保険制度が始まって 15 年になりますが、保険料が 2 倍になり、今回の改定で利用者に対しての負担が大きくふえました。高齢者の 84% の認定されていない方は高い保険料の掛け捨て状態になっております。

そこでお聞きいたします。

今回の老人福祉計画の理念が支え合えるきずなの強いふるさととなっています。自助、互助、共助が強調され、国が進める方針に沿った理念になっています。国は社会保障に係る予算を削る目的でこのような規範を出してきており、国の思惑が透けて見えます。無批判に国の方針を受け入れ、住民に理念を押しつけてよいのでしょうか、お聞きいたします。

議長（那須博天君） 小田切福祉課長。

福祉課長（小田切 隆君） それでは、この件につきまして、私のほうから答弁させていただきますけれども、現在の財政構造では、支援の全てを公助に求めることは不可能という状況となっております。ですから、家族でありますとか、地域で支え合うということはどうしても不可欠と、こういうことになっておりますので、強いきずなのふるさと池田町をつくるという理念を出してあるわけでございます。

確かに、名目いかにかわらず、予算を削られていることに対しましての不満等は少なからずともあるわけでございますけれども、そうかといって批判ばかりを繰り返しをしていたのでは、なかなか行政計画は成り立たないわけでございますし、また、国策として決められた以上、その範疇で業務を行うことは地方自治体としての責務であると考えておりますので、無理に今回の理念、住民に押しつけたという形ではないことを御理解いただけたらと思っております。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 最近、介護疲れで40歳、50歳の方が親を殺すという事件が発生しております。そのようなことが絶対町では起こらないように対応が必要かと思えます。住民とじかに接する自治体の姿勢として、住民利益に反することは批判的な認識が必要かと思えます。現場の声をよくくみ取って、広域と国に対して町の意見として伝えることも非常に重要かと思えますが、その点、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 小田切福祉課長。

福祉課長（小田切 隆君） 基本的な流れにつきましては、どうしても、国の方策にのっとってやらなければいけない部分はあるわけでございますが、当然、中にはどうしても承服できないというような事例も確かにあるわけでございます。その場合は県の町村会を通じまして、国のほうへ要望を上げていくというようなことも、一つの方策として考えるわけでございますので、それぞれのケースを見ながら、検討させていただくというようなことでお願い

したいと思います。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 今度の改定で介護難民が出る心配がありますが、町として出さない取り組みが必要です。人員の確保は必須条件ですが、社会福祉協議会では初任者研修を積極的に実施されていないので、町の責任で実施する必要があると思いますが、いかがでしょう。

議長（那須博天君） 小田切福祉課長。

福祉課長（小田切 隆君） まず、町が事業主体となっていく場合でございますけれども、これにつきましては、社協さんの場合と違いまして、うちが主催でやった場合は、職員の資格問題がございます。自前の職員では講師はできないということがございますので、どうしても外部からの講師を招聘しなければならないということになります。結果、受益者負担が、受講者の負担がふえてしまうというデメリットも生じてくるという事態になってまいります。

過日、社協さんのほうにこの研修会の再開を打診をしましたところ、本年度につきましては、まだそういった職員体制はとれていないので、断念をしたと。しかしながら、研修会をやらなければいけないという認識は十分あるので、近いうちに高瀬荘とライフの介護職員の協力を得ながら、近い将来実施をしていきたいという意向が出ましたので、町としましても、この社協さんの意思を尊重してまいりたいというふうに思っております。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） ぜひよろしくお願いします。

次に、国は総合事業をボランティア、NPOなど協力を得てとっておりますが、要支援者、池田町138人中、認知自立度、の方が123人もおられます。専門職の対応が必要かと思えます。質を落とした対応で介護度が上がることも考えられます。どのようにお考えでしょうか。

また、ボランティアとして考えられる元気な定年退職者は、やはり就労する方も多くおられますので、人員を確保するのが非常に困難かと思えますが、実際にどのように進めていくのでしょうか。それから、もし事故があった場合の責任問題はどのようになるのでしょうか。

議長（那須博天君） 小田切福祉課長。

福祉課長（小田切 隆君） まず、要支援 1、2 の方が現在受けている訪問介護、通所介護のサービスなんですけど、これにつきましては、新制度に移行された後も新事業が指定いたし

ますみなし業者に自動的に認定されるわけでございます。

その結果、どうなるかといいますと、現在、専門的スタッフにより受けておりますサービスも継続されるということになっております。加えてNPO法人、あるいはボランティアから生活支援でありますとか、交流の場のサービスの提供を受けるということでありますので、いわゆる2本立ての政策ということになっております。ですから、いきなりサービスの質が落ちるといようなことは、私は推測はしておりません。

次に、そのボランティアの方を特に前期高齢者の方に担っていただくということで、非常に期待が高いわけでございますが、確かに今、議員おっしゃったとおり、再就職される方、非常に多いかと思えます。しかしながら、御本人の年金受給の関係もございまして、その雇用期間はおおむね5年程度かなというふうに思っておりますので、それらの期間が過ぎたら声かけをするというふうなことを考えております。

次に、そのボランティアの方の責任の所在ということでございますけれども、ボランティア活動保険というものがございまして、これに加入しておりますと、自身がけがをした場合だけではなく、他人にけがをさせてしまった場合も、給付の対象となるという保険の内容となっております。

ですから、責任の所在の追及というよりは、むしろこうした賠償体制の確立のほうが私は重要かなというふうに思っておりますので、ぜひボランティア活動をする場合は、この活動保険に義務的に入っていただくような方策を検討していけたらなと思っております。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 次のところが、これ広域に聞いてもなかなかちょっと難しくって、教えていただきたいんですけれども、要支援1、2の方が平成29年から地域支援事業になります。そうすると、事業費の国・県、保険者の負担が変わります。2号保険者の28%を3者で振り分けるので、保険者の負担が7%ふえて19.5%になります。広域への平成26年度、池田町の特別会計負担金が1億6,100万円となっておりますので、これが7%ふえることになるんでしょうか。また、各自治体で支援事業独自に、これ前委員会にも聞いたんですが、実施すれば、その分、また広域から負担があるんでしょうか、お聞きします。

議長（那須博天君） 小田切福祉課長。

福祉課長（小田切 隆君） まず、結論から申し上げますと、事業全体のボリュームがふえることによって負担金はふえるというようなことは想像できるわけなんです、制度改正に

よりも率の変更に伴う負担増というものはないわけです。

これは根拠を示したいと思えますけれども、現在、居宅給付費で要支援1、2の方の支援をしているわけですが、これは制度が変わりますと、介護予防事業に移管されます。この事業の財政比率なんです、実は全く同じ比率でございます。議員が今、おっしゃった比率につきましてはもう一つの事業ではございますが、包括的支援事業及び任意事業というものがございまして、これが第2号被保険者の部分がなくなりまして、公費でその部分持つと、結果、池田町にとって7%の増という事業であります、この事業については、もう既にできている事業でございまして、新制度になっても、この率自体は変わらないわけです。

ですから、先ほど7%新たにふえるかと懸念されているわけですが、これはあくまでもほかの事業と比べて7%が多いというだけの話でありますので、新制度に切りかわった場合でも、新たな負担増は出ないという図式になってくるわけです。

次に、それでは地域支援事業をした場合、広域からの負担は、要は委託料として特財として入ってくるかという御質問ですが、これはなかなか予算の中で見えない部分でありますけれども、今のところ、私も確認をしましたが、現在、委託料につきましては支払いの算定ルールなんです、これは市町村をそれぞれ事業を行った実績に応じた事業割で来ているわけではなくて、あくまでも均等割と人口割によって算定をして広域から来てまいります。

ですから、今度新たな事業展開をしたからといいましても、その事業費が伸びたからといってその算定ルールが変わらないということになりますと、どうしても固定給付型の委託料で来てまいりますので、なかなか追加分は来ないだろうなというのが予想されます。ですから、その分、一般財源で賄わなければならないかなというふうに思っておりますので、ただ、この算定ルールが今後、このままでいくのかどうかという部分は、今後の大きな争点になってくるかと思っておりますので、この点につきまして、また関連市町村と一緒に話を詰めていきたいと思っております。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 今度の改定で在宅介護はふえると考えられます。家族の負担を少なくするために、介護慰労補助制度を再開してはいかがでしょうか。松川村は介護度4以上が家族に年5万円、大町市は介護度3以上が年10万円、白馬村は介護用品購入費として年7万5,000円、小谷村は月3万円となっております。大北5市町村が全てやっておりますので、ぜひ池田町も再開してはいかがでしょうか。

議長（那須博天君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） ただいまは年度途中でありますので、来年度予算の中で福祉関係予算はそれぞれ相当多く見込まれている中で、どういうバランスがいいのかを十分検討し、来年度予算の査定の中で検討していきたいと思います。福祉課等の中で、総額の枠もありますので、そういう状況下でよろしくお願ひしたいと思います。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） これ、ぜひ町長の公約でもありますので、お願いします。

次に進みます。

介護制度改定で介護度の3以上にならないと、施設に入れないということが新しくなりました。そうすると、在宅介護がどうしてもふえるかと思ひます。家族負担をできるだけ少なくするため、それからまた事故がないように住宅改修が必要となりますが、補助制度、住宅リフォームなどですが、それらの創設の考へはありますでしょうか。

議長（那須博天君） 小田切福祉課長。

福祉課長（小田切 隆君） それでは、本題に入る前に一言ちょっと御説明申し上げたいわけですが、ただいまの議員の発言の中で、特養施設への入居要件の話がございました。確かに今度の改正によりまして、介護度3以上の方が入るとというのが原則論でございます。しかしながら、それ以外の方どうなるかということでございますが、これにつきましては、各地区の入所判定委員会がございまして、ここで必要があると認めた場合につきましては、要介護1、2の方でも特例的に入所ができるという措置が講じられております。

現実、先月、大北地区の入所判定委員会が行われまして、私も判定員として一緒に入っているわけですが、今回、大北全体で23名の方が入所希望ということで出されてきております。これ要介護1、2の方だけでございます。このうち池田町の住民1名を含めまして、7名の方が要介護1、2でも入所を認めるという判定が下されておりますので、まるっきり扉が閉ざされていたわけではないということだけ、1点、御理解をいただきたいと思ひます。

それでは次に、住宅改修の補助金創設の考へはということでございますが、これにつきましては、もう既に制度ができております。この流れをちょっと簡単に御説明申し上げますけれども、介護用の住宅の改修する場合に、20万円を切った場合は、これは介護保険の中から手当てされます。本人負担は1割ということになっております。その費用が20万円を超えた

場合に、この補助金が対象になるということでございます。

この補助金の対象者なんですが、まず年齢が65歳以上の高齢者であること、次の要件が要支援者、または要介護者であること。もしくは身体障害者のいる世帯ということになっております。ただ、もう一つの要件が大変厳しくて、その該当する世帯の全員の前年度の所得税が8万円を超えないことということになっております。これらをクリアしますと、補助対象ということになってまいりまして、対象費用は20万円までは介護保険で見ますので、20万円を超えたものから対象となっております。補助金の頭打ちは90万円という状況となっております。本人負担は1割ということになっております。

この要綱につきましては、県の補助事業の要綱の中に入っております。というのは、事業主体は市町村で行うということになっているんですが、この市町村の出した補助金の2分の1が県から後日補填がされるということになっておりますので、県の要綱となっております。

また同時に、県社協のほうでは融資制度がございまして、住宅改修や引っ越しなどの費用に充てるということもございますが、こちらのほうは250万円が限度額ということで融資がございまして。連帯保証人を立てた場合は、無利子という制度の仕組みになっておりますので、あわせてこちらの制度のほうも、今回一緒に御説明申し上げたいと思っております。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 広域の説明のところを見たんですが、20万円のこれは工事額の上限が20万円というふうにしたしかお聞きしたと思うんですが、そうじゃないんでしょうか。

議長（那須博天君） 小田切福祉課長。

福祉課長（小田切 隆君） 介護保険で手当てされるのは、20万円までの工事費です。それでそのうちの1割を本人が負担をし、9割を介護保険で手当てするという内容のものです。補助金としましては、その20万円を超える部分が対象になってきますと、やはり本人負担は1割ということになります。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） そうすると、20万円を超える工事というのはどのようになるんでしょうか、すみません。

議長（那須博天君） 小田切福祉課長。

福祉課長（小田切 隆君） 20万円を超えるものにつきましては、補助金の対象になってく



ると。ですから、具体的な数字を申し上げますと、例えば100万円工事にかかりますということでもありますね。そうすると、100万円のうちの20万円の部分は介護保険で見ますので、1割が本人負担ということになりますので、本人は2万円を負担をし、介護保険から18万円出ます。残りの80万円は補助金の対象となってまいります。本人負担はそのうち8万円をしていただくということになりますので、総額でいいますと、介護保険と補助金を足して90万円がいただけると、10万円は介護保険も補助事業も1割負担が出るということですので、10万円は自分で負担するという2段構えの構成となっております。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 次に進みます。

奨学金制度の創設についてお聞きします。

日本の教育費の公的支出は、OECD加盟国の中でも5年連続最下位です。子供の貧困率16.3%は、さらに深刻になっております。家庭の経済状況で教育を受けられないことがないよう、将来を担う子供たちにできるだけのことをする責任があります。高校になると就学援助は受けられなくなり、日本高等学校教職員組合の調査では、毎月の学校納付金の滞納が高まっていることが明らかになっております。

県内の70%の市町村で独自の奨学金制度を実施しております。池田町は私立高校生奨学金補助制度があり、年額1万5,000円支給されております。しかし、実施自治体のほとんどは公立高校、それから大学、月1万円から3万円貸与となっております。それから給付は県内ではまだ五、六自治体にすぎませんが、貸与の自治体も返済は1年間の猶予を設けたり、地元に戻って居住すれば、返済免除などもしております。

大北地域では、松川村は私立高校生に年に2万円、それから大町市は高校生が月1万5,000円、大学が月3万円、それから白馬村は高校が年3万円、これは給付ですね、それから小谷村は高校生が月2万円以内、4年生大学で月10万円など、これは貸与となっております。松本市、塩尻市も月額7,000円から2万円ということをして、これは貸与となっております。

これは、やはり人口減少の歯どめになるために、大北ほとんどの市町村がやっております、県内でも70%の市町村が奨学金制度を実施しておりますので、ぜひ池田町もこの創設をお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

議長（那須博天君） 藤澤教育課長。

教育課長（藤澤宜治君） ただいま、奨学金制度の創設をという御質問でございます。お答

えをさせていただきますけれども、私立高校に通う生徒の保護者への助成金の交付であります。当町では、従来の年額1万5,000円から本年度2万円に増額をし、実施をしているところでございます。

近隣の状況でございますが、私どもの調べでございますけれども、ただいまの私立高校に通う生徒の保護者への助成金でございますが、大町市は2万2,000円、松川村は2万円、安曇野市は1万円でございます。就学支援金制度につきましては、国の低所得世帯を対象とした支援金制度がございます。

御質問の中にありました私立高校生奨学金補助制度につきましては、当町では実施をしておりませんが、県内の高校生を対象とした奨学金制度の実施状況は、私どもで確認した状況でございますが、地方自治体といたしましては、長野県を初め20自治体、それから財団法人等が3団体ございました。人口減少対策と子育て家庭への支援策、これはいずれにしても必要と考えておりますけれども、国・県、また各学校独自の奨学金制度があります。さらに、町といたしまして助成金の増額をこのたび行せていただきました。そういうこともございまして、町独自の奨学金制度の創設につきましては、当面は実施を考えておりませんので、お願いいたします。

議長（那須博天君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 町長は、常々子供さんは宝ですというふうに言っておられます。それで、白馬村、小谷村、それから松川村は池田町と一緒にですが、大町市、それから松本市、塩尻市、高校、大学生に月2万円とか3万円、奨学金があります。

高校授業料無償化が一旦されたんですが、2014年4月からこれは後退になりまして、それから非課税世帯の高校生に奨学金の給付金として制度が新設されましたが、第1種が年額4万円、第2種から年額13万円というふうになっております。第1種が年額4万円というのは非常に少額です。やはり大北全体でやっているという点で、やはり池田町も奨学金制度をぜひつくっていただければなと思うんですが、町長、お伺いします。

議長（那須博天君） 勝山町長。

町長（勝山隆之君） 子供は宝というのは、どこもみんなそう思っていると思います。次代を担う青少年が健全であることがその地域の今後の活力を大きくするという意味において、大事に育まなければいけないという認識でありますけれども、財政負担につきましては、十分に今後の中で、服部議員の要望を全部お聞きしていくと、相当な額が毎年毎年負担増にな

りますので、そういうことも加味しまして、せっかく池田町の財政も、まあまあ大北の中でもよくなってきたという中では、いづるを制するということが今後の中では、十分配慮しなければいけないと思いますので、そういう中での認識の中で今後の予算査定等に対処していきたいと思いますので、お話をお聞きする中で、今後の中で検討をさせていただきます。

議長（那須博天君） 服部議員の質問、あと2分強です。

服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 予算づけは、やはり未来を担う子供たちを重視するのがまともな自治体の考え方じゃないかと思います。そういう意味で、私、いつも子供のことを言うんですけども、やはり今、非常に生活が子育て世帯厳しくなっておりますので、子供にとっては小学校高学年ぐらいから自分の家庭の事情というのはしっかりわかってきますので、なかなか言えないということもあります。そういう子供たちをやはり生き生きと将来に対して夢を持って育てるためにも、池田町がしっかりそれを支援する。そのことに対して若い方も池田町に住もうかということにもなりますので、ぜひお金の重点的な使い方を子供、それから住民の生活を支えるような形の予算の使い方をしていっていただきたいと思います。

これで終わります。

議長（那須博天君） 以上で、服部議員の質問は終了しました。

以上で一般質問の全部が終了します。

#### 散会の宣告

議長（那須博天君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 2時14分

平成 27 年 6 月 定例 町 議 会

( 第 4 号 )

## 平成27年6月池田町議会定例会

### 議事日程(第4号)

平成27年6月22日(月曜日)午前10時開議

- 日程第 1 各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑
- 日程第 2 議案第25号について、討論、採決
- 日程第 3 議案第26号について、討論、採決
- 日程第 4 請願・陳情書について、討論、採決

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで議事日程に同じ

- 追加日程第1 同意第3号の上程、説明、採決
- 追加日程第2 同意第4号の上程、説明、採決
- 追加日程第3 諮問第1号の上程、説明、採決
- 追加日程第4 発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第5 閉会中の継続調査の件
- 追加日程第6 議員派遣の件

### 出席議員(12名)

1番	倉科栄司君	2番	横澤はま君
3番	矢口稔君	4番	矢口新平君
5番	大出美晴君	6番	和澤忠志君
7番	薄井孝彦君	8番	服部久子君
9番	櫻井康人君	10番	甕聖章君
11番	立野泰君	12番	那須博天君

### 欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	勝 山 隆 之 君	教 育 長	平 林 康 男 君
總 務 課 長	中 山 彰 博 君	住 民 課 長	倉 科 昭 二 君
會 計 管 理 者 兼 會 計 課 長	矢 口 衛 君	保 育 課 長	勝 家 健 充 君
福 祉 課 長	小 田 切 隆 君	教 育 課 長	藤 澤 宜 治 君
振 興 課 長	宮 崎 鉄 雄 君	建 設 水 道 課 長	丸 山 善 久 君
總 務 課 長	丸 山 光 一 君	監 查 委 員	山 田 賢 一 君
總 務 係 長			
教 育 委 員 長	中 山 俊 夫 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	師 岡 栄 子 君	事 務 局 書 記	綱 島 尚 美 君
---------	-----------	-----------	-----------

開議 午前 10 時 00 分

### 開議の宣告

議長（那須博天君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

各常任委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑

議長（那須博天君） 日程 1、各担当委員会に付託した案件についてを議題とします。

これより各委員長の報告を求めます。

報告の順序は、予算決算特別委員長、総務福祉委員長、振興文教委員長の順とします。

最初に、矢口稔予算決算特別委員長。

〔予算決算特別委員長 矢口 稔君 登壇〕

予算決算特別委員長（矢口 稔君） おはようございます。

予算決算特別委員会の報告を申し上げます。

本委員会に付託された案件は 1 件であります。審査の結果次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

議案第26号 平成27年度池田町一般会計補正予算（第1号）について。

以下、質疑の内容を説明いたします。

6月定例会における予算決算特別委員会は分科会形式にて、平成27年6月12日金曜日午前9時30分より、協議会室において、総務福祉常任委員全員、町長、総務課長、会計課長、住民課長、保育課長、福祉課長、議会事務局長及び各係長の出席を得て、関係課ごとの審査をいたしました。

また、平成27年6月15日月曜日午前9時30分より、協議会室において、振興文教常任委員全員、町長、教育長、建設水道課長、教育課長、議会事務局長及び振興課を含む各係長の出席を得て、関係課ごとの審査をいたしました。

なお、宮崎振興課長は忌引により欠席の申し出がありました。

質疑の内容及び総括意見を付して審査の結果を報告いたします。

総務課関係。質問、マイナンバー制度は国民の75%が安全性に疑問を持っている。10月からの実施は延期できないか。

答、現在、国のシステム改革で町のシステム改修を進めている。28年度から各市町村と連携テストの予定で、危険を想定して安全を保っていく。

質問、高速カラー印刷機のリース料は5年リースの1年分か。

答、そうであるが、今年度は7月から来年3月までの月割り計算となる。

福祉課関係。質問、介護保険の要支援者は今年度から保険対象外になるが、利用料は今と同じ1割負担か。

答、北アルプス広域連合で協議中である。

質問、臨時福祉給付金対象者が1,900人であるが、低所得者が1,900人か。

答、昨年の実績は1,878人に支給した。対象者は住民税非課税者で課税者の扶養となっていない方である。

質問、住民税非課税者の金額はどのくらいか。

答、非課税の目安は単身世帯で100万円、夫婦で150万円、3人で205万円となっている。

質問、対象1,900人は多いと感じるが。

答、昨年、年金受給者に加算したが年金受給者の66.8%が対象になった。

質問、認知症支援事業でデータの取り寄せとは何か。

答、介護保険事業所などから情報提供をしてもらう。認知症の方で現実の生活で厳しい面などがあり、専門職からデータを収集し、今後に役立てる。

その他。国が地方創生といっているいろいろな補助金を出している。町にあった補助金の情報を得るため、専門会社へ委託するか、専門職を置くなどしてはどうか。

答、多岐にわたり多くの交付金が出ている。全ての交付金を熟知するのは困難である。課をまたいだ交付金もあり、専門職がいればいいと感じる。

振興課関係。質問、花とハーブの里づくり事業の修繕費の内容は何か。

答、ハーブセンター駐車場入り口のグレーチング取りかえと段差の解消である。

質問、土地改良総務費の委託料は。

答、相道寺と内鎌地区の国土調査において、間違いが発見されたため、登記の修正を行うものである。

質問、森林の里親事業の原材料費は。



答、材料をお願いした業者を変更したため、発生した。

質問、観光協会の臨時職員の増員は何か。

答、業務の増加によるものである。

教育課関係。質問、会染小学校の消耗品は何か。

答、プール西側の建物が取り壊されたため、プールの目隠しシート費用である。

意見、事業執行前に議会に報告すべきである。

質問、広島平和記念式典参加補助金の内容は何か。

答、参加生徒の負担も考慮し、交通手段をバスから電車へ変更した。

質問、式典へ参加する生徒の選考方法はどのようなのか。

答、応募者の中で抽せんし、男女各2名、合計4名を決定する。

質問、報告会は考えているか。

答、校内の報告会及び広報いけだにて報告をする。

以上の質疑があり、全員の賛成で可決いたしました。

予算決算特別委員会の総括意見です。

総務課関係。マイナンバー制度導入に向けての条例整備予算が盛られた。マイナンバー制度を含む、町の所有している情報の管理について万全を期されたい。

福祉課関係。認知症に関するデータ収集予算が盛られた。データを有効活用し、認知症対策が進むよう一層の努力をされたい。

教育課関係。広島平和記念式典への高瀬中学校生徒の参加予算が盛られた。新たな平和学習として高く評価したい。核兵器の悲惨さなど中学校での平和学習の素材として大いに活用されたい。

会染小学校のプールに関する予算について、議会への相談もなく工事がなされ、補正予算として出された。過去にも同様なことがあり、議会軽視として厳重に抗議した。必要な情報は全員協議会で報告するなど、行政と議会との円滑な意思疎通に努力されたい。

以上であります。

他の委員に補足がありましたらお願いいたします。

議長（那須博天君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって予算決算特別委員会の報告を終了します。

続いて、矢口新平総務福祉委員長。

〔総務福祉委員長 矢口新平君 登壇〕

総務福祉委員長（矢口新平君） おはようございます。

総務福祉委員会委員長報告をいたします。

総務福祉委員会は、平成27年6月12日金曜日10時10分、役場協議会室で行いました。参加者は総務福祉委員6名全員、行政側は、町長、議会事務局長、総務課、住民課、保育課、福祉課の各課長と担当係長でございます。

当委員会に付託された案件は議案第25号、池田町営バスの設置条例の一部を改正する条例の制定についてと陳情3号 安全保障関連法案についてと請願4号 集団的自衛権行使容認とそれに基づく戦争法案（「平和安全法制」の閣議決定と国会提出した「平和安全法」案）の撤回を国会・政府関係機関に求める請願であります。

説明を省略して質疑の内容を報告いたします。

池田町営バスの設置条例の一部を改正する条例の制定について。

質問、小学生未満は無料で、小学生以上は有料なのか。

答、小学生は無料である。ただし、小学校に通うために教育委員会が認めたもので、小・中学生は無料である。

質問、定期券の購入額は半分なのか。

答、定期券は2割引きである。

質問、定期券の利用者はふえているのか。

答、去年は子供は28名、高齢者は2名であった。ことしは現在子供は20名、高齢者は1名である。高齢者の年齢を75歳から70歳に下げることによってふやしていく予定だ。

質問、中高一貫で外に出ていく人のために無料とするなら、外部から高瀬中学にわけあって通う子供も出てくる可能性がある。そういう場合はどうするのか。

答、対応は必要だと思う。町長が特に認めたものであればいいと思う。

質問、回数券は70歳以上、子供、障害者について普通の人とのチケットの色の違いはどうか。

答、別々な色で対応する。

以上で質疑なし、採決の結果、全員の賛成で可決されました。

陳情3号 安全保障関連法案について。

意見、違憲の法案だと表明されており、法案を通してしまうのは早過ぎるので、この陳情に賛成である。

意見、憲法審査会の3名の学者も違憲だと認め、憲法9条の2項に触れるとのこと。憲法を変えてからやるべきである。解釈によって変わるのではだめだ。

意見、町民の代表としている議員としては、全面的にこの陳情書を認めるわけにはいかない。

意見、憲法9条は大事だと思う。慎重に考える必要がある。

意見、陳情3号と次の請願4号は同じような内容だ。4号は言葉が強過ぎるので、この陳情3号のほうがまだ考えてもよい。

意見、この陳情は信濃町では採択、下諏訪の町長も賛同している。今が歴史の分かれ目である。背広組と制服組が対等となる法案が通ったことにより、安倍内閣に国民の立場をきちんと示す必要がある。自分たちの子供を戦争に行かせるわけにはいかない。

意見、誰が提出したから反対ということではなく、もっと内容を考えていく必要がある。

以上で、採決の結果、賛成3名、反対2名で採択されました。

続いて、請願4号 集団的自衛権行使容認とそれに基づく戦争法案（「平和安全法制」の閣議決定と国会提出した「平和安全法」案）の撤回を国会・政府関係機関に求める請願について。

意見、この請願書で意見書を出すとしたら、文章を総体的に変えなければいけない。趣旨採択か継続審査にしたほうがいい。

意見、去年は意見書を出している。ただ、この4号は文章の表現を検討する必要がある。ただ、憲法9条は大事にすることが必要だと思う。戦後70年という節目でよく考えることが大事だと思う。

意見、自殺者とか言葉がきついと言われても、内容は事実である。戦争はもっとひどいことが行われている。ぜひ採択してほしい。

意見、聞いた話とかが載っているので、継続審査がよいと思う。

以上で、討論なし。採決の結果、賛成1名、継続3名で継続審査となりました。

その他で住民課より、町営バスのところの補足説明が再度ありました。

閉会中の継続調査のテーマ。

1、池田町の町づくりと住民福祉の向上について。

2、池田町社会資本総合整備計画について。

上記を閉会中の継続調査テーマにすることを議長宛てに提出いたします。

以上で、総務福祉委員会の報告を終わります。他の委員の皆さんに補足の説明がありましたらよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（那須博天君） 他の委員に補足がありますか。

3番、矢口稔議員。

3番（矢口 稔君） 先ほど委員長の説明の中にありました定期券の割引額の割合が違っていると思われまふ。たしか半額だということだと思ひますので、補足してお願ひいたします。

議長（那須博天君） 他に何かありますか。

8番、服部議員。

8番（服部久子君） 陳情3号なんですけど、採決の結果、賛成3名、それから反対2名と言われまふが、たしか反対1名じゃなかつたでしょうか。

議長（那須博天君） 委員長。

総務福祉委員長（矢口新平君） すみません。

議長（那須博天君） 3、1だそうです。

よろしいですか。

ほかに何かござひますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 補足なしと認めまふ。

委員長報告に対する質疑を行ひまふ。

質疑はありまふせんか。

11番、立野議員。

11番（立野 泰君） 今の委員長報告に対する質疑なんですけれども、私はこれもうちょっと委員会の疑問点をちょっと答えていただきたいなと思ひんですが、1つは委員長報告で陳情3号と請願4号が出たけれども、委員長の言葉で4号は言葉が乱暴だということなので、陳情3号のほうがましだということな報告をいただきました。これについてちょっとお願ひしたいなと思ひているんですが、私は陳情3号も請願4号も非常に言葉が乱暴。これは

やはり常識の議会としましては、こういう言葉遣いを使って陳情・請願するということ自体について、これからの世の中をしょって行く子供たちにとっても教育上非常に問題があると私は思っています。

それですね、この法案はやはり国防安保の根幹にかかわる、国民生活に影響を及ぼす重要問題であって、簡単にこの議会で賛成、反対ということをするべき問題ではない。もっと大きな深刻な問題だと思っております。ですから、国民の十分理解が得られるような、そういうことを討論していくべきではないかなというふうに私は思っております。

よく今、中東アラブ諸国で戦争じゃなくて紛争が起きているんです。アメリカではテロ行為があるんです。毎日亡くなっているんです。これを話し合いで解決するなんてよく言うんです。話し合いで解決するんだったら紛争もテロも戦争も起きないはずなんですよ。ですから私は法案というものは十分に備えをしておくことが必要ではないかなというふうに思っております。

そして私は、陳情3号について非常に不快な思いをしているのは、ここに他国の戦場で自衛隊員が殺し殺される、こういう言葉の私は暴力だと思っているんです。こんなことをこの議場でもってやるべき言葉ではないんです。ですから私はこの陳情について、こんな言葉をずっと使っていったら、これは本当にこれからの将来を背負った子供の教育上、私は教育委員会の皆さんにお願いしたいのは、こんなことが通用するかどうか。私は常にそう思っているんです。ですから、私はこの法案撤回というのではなくて、陳情書を撤回して、もうちょっと懇切丁寧にきれいな言葉で書いてくるべきではないかなというふうに思っております。

ですから、私は委員長にお願いしてお聞きしたいのは、慎重審議を求めてというような言葉でまとまっていけなかったのか。ただ、法案を撤回するだけでもってというような意見で通ってきたのか、その辺だけお聞きしたいと思います。

議長（那須博天君） 矢口新平委員長。

総務福祉委員長（矢口新平君） 立野議員の言われるのはわかりますが、私が一応委員長ということで皆さんの意見を聞いている中では、確かに言われてみれば政府関係機関に出す言葉としてちょっと強いかなというのは今思っています。殺されるとか、そういう文面は難しい表現だなというのを今感じております。

それと私たちの総務福祉委員会には私が一応議長となりますと池田町議長の那須さんが今そこに委員会に入っていて、4人の採決になってしまいます。そういう中で、こういう、難しい議論に関して、我々の委員会に付託されていいのかなというのもひとつ疑問で思って

おります。

以上です。

議長（那須博天君） ほかに。

薄井議員。

7番（薄井孝彦君） 言葉がきついという、そういう言われ方されましたけれども、そのことについては本会議の中でまた述べたいと思いますけれども、4号を継続とした理由、述べられましたけれども、よく内容がわからなかったのもう一度説明していただきたいと思えます。

議長（那須博天君） 矢口新平議員。

総務福祉委員長（矢口新平君） 委員会の中で出ました意見というのは、言葉がきついという意見がありました。これ文章を読んでいただくとわかりますが、自殺者だとか棺おけを10個持っていったとか、そういう言葉が出てくる中で、これを意見書案として提出していいのかなという委員の意見が多かったように思っております。

以上です。

議長（那須博天君） 和澤議員。

6番（和澤忠志君） 私も戦争については絶対反対でございます。先ほど立野議員が申されたとおり、今日本は非常に曲がり角と、戦後経済優先で防衛についてはアメリカ頼りということやってきたわけですが、時代はどんどんと世界の情勢は、米ソ冷戦の時代が終わりまして、また混沌としてきた。

また、テロリストという本当に世界中がいつどこで何が起こるかわからない時代になってきた。それから、中国の脅威論、いろいろあります。ですから、ここでせつかくこの今、やはりこれを考えることだと思いますので、ぜひここでこの陳情3号を、これについて賛成というような結論が出たわけですが、やはり再度皆さんで検討していただいて、もっと慎重審議をしていくべきだというふうに、ここでやはりこういう機会に……

議長（那須博天君） 和澤議員、話の途中ですが、質疑ですので、何を質問したいかをお願いしたいと思いますが。委員長に対して何を聞きたいかという形でお願いをしたいですが。

6番（和澤忠志君） それでは、委員長に対してそういう撤回、出たんですが、もっと継続審議とか採択というようなことについて委員長の意見をちょっとお伺いします。

議長（那須博天君） 矢口委員長。

総務福祉委員長（矢口新平君） どうして継続とか、慎重審議にしなかったか、趣旨採択に

しなかったかということだと思いますが、先ほども言いましたけれども、本当に難しい問題で、これ我々の委員会の4名で採決していいのかというのは私、思っております。

ただ、委員会として意見が出尽くした中で採決をとったら、これに対しては賛成が多かったと、そういう結論でございます。

以上です。

議長（那須博天君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって総務福祉委員会の報告を終了します。

続いて、甕聖章振興文教委員長。

〔振興文教委員長 甕 聖章君 登壇〕

振興文教委員長（甕 聖章君） 振興文教委員会から審査の報告を申し上げます。

6月定例会における振興文教委員会は、平成27年6月15日月曜日午前10時40分より協議会室において、振興文教委員全員、町長、教育長、建設水道課、教育委員会の各課課長、及び、振興課を含む各係長の出席を得て、審査をいたしました。

当委員会に付託された案件は請願1件です。意見を付して審査の結果を報告いたします。

請願2号 私立中等教育学校生への助成に関する請願。

意見、請願者から請願の趣旨を聞きたい。また、私学生には現在助成を行っている。同等でよいのではないかと等の意見があり、採決の結果、継続審査と決定いたしました。

また、閉会中の継続調査のテーマとして、

- ・池田町の産業振興と教育行政の充実について。
- ・池田町社会資本総合整備計画の事業実施に関することについて。
- ・地方版総合戦略の検討について。

以上3点について、委員の異議なく、議長に提出いたしました。

他の委員に補足の説明がありましたらお願いいたします。

以上、振興文教委員会の報告といたします。

議長（那須博天君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

これをもって振興文教委員会の報告を終了します。

以上で、各委員会の報告を終了します。

議案第25号について、討論、採決

議長（那須博天君） 日程2、議案第25号について、討論、採決を行います。

議案第25号 池田町町営バス設置条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対し反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 次に、この議案に対し賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第25号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員でございます。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第26号について、討論、採決

議長（那須博天君） 日程3、議案第26号を討論、採決を行います。

議案第26号 平成27年度池田町一般会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

まず、この議案に対し反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕



議長（那須博天君） 次に、この議案に対し賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

議案第26号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員でございます。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

#### 請願・陳情書について、討論、採決

議長（那須博天君） 日程4、請願・陳情書等について各請願・陳情ごとに討論、採決を行います。

請願2号 私立中等教育学校生への助成に関する請願について、討論を省略し、挙手採決します。

この請願に対する振興文教委員長の報告は継続審査です。

この請願は委員長の報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、本請願は継続審査とすることに決定しました。

陳情3号 安全保障関連法案について、討論を省略し、挙手により採決します。

この陳情に対する総務福祉委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 賛成6名、反対5名で、したがって本陳情は採択と決定しました。

請願4号 集団的自衛権行使容認とそれに基づく戦争法案（「平和安全法制」の閣議決定と国会提出した「平和安全法」案）の撤回を国会・政府関係機関に求める請願について、討論を省略し、挙手により採決します。

この請願に対する総務福祉委員長の報告は継続審査です。

この請願は委員長の報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手多数でございます。

したがって、本請願は継続審査とすることに決定しました。

#### 日程の追加

議長（那須博天君） お諮りします。

追加案件として、同意2件、諮問1件、発議1件が提出されました。

これを日程に追加して議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し議題とすることに決定しました。

#### 同意第3号の上程、説明、採決

議長（那須博天君） 追加日程1、同意第3号 池田町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

勝山町長。

〔町長 勝山隆之君 登壇〕

町長（勝山隆之君） 追加案件でよろしくお願ひしたいと思います。

同意第3号 池田町監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

監査委員につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有する者及び議員のうちから議会の同意を得て選任することとなっております。

3期12年、御尽力をいただきました山田賢一監査委員が、本年6月28日で任期満了となりますので、新たに吉澤暢章氏を選任したく、議会の同意を求めるものであります。

吉澤氏は、住所、池田町大字会染11221番地40、内鎌で、生年月日は昭和36年1月14日生まれ、54歳であります。

昭和62年3月国土館大学大学院を卒業、同年4月より吉澤税理士事務所に入所。平成元年税理士登録。平成20年1月より吉澤税理士事務所を引き継ぎ、現在に至っております。

職掌柄、財務会計に堪能であることはもちろんであります。人柄も温厚で、人望も厚い方であり、監査委員の職務を全うしていただける方と確信しております。

なお、任期は平成27年6月29日から4年間あります。議会の皆様の全員の御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（那須博天君） これをもって提案理由の説明を終了します。

同意第3号を挙手により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

同意第4号の上程、説明、採決

議長（那須博天君） 追加日程2、同意第4号 池田町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により中山総務課長の退席を求めます。

〔総務課長 中山彰博君 退席〕

議長（那須博天君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

勝山町長。

〔町長 勝山隆之君 登壇〕

町長（勝山隆之君） 同意第4号 池田町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本人事案件は、地方税法第404条第2項の規定により同意を願うものであります。

固定資産評価員の役割は、市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に設置するものであります。

評価員は、現在欠員でありますので、総務課長の中山彰博氏、池田町大字会染1309番地11、昭和33年8月18日生まれ、56歳を選任したいので、御審議の上、御同意をお願いするものでございます。

中山氏の税務職歴は通算して12年を数え、うち9年間は固定資産税を担当しており、精通者でございます。

御審議の上、御同意をお願いいたします。

以上、提案理由の説明といたします。よろしくをお願いいたします。

議長（那須博天君） これをもって提案理由の説明を終了します。

同意第4号を挙手により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手全員であります。

したがって、同意第4号は同意することに決定をしました。

中山総務課長の復席を求めます。

〔総務課長 中山彰博君 復席〕

議長（那須博天君） 中山彰博君に申し上げます。

ただいまの固定資産評価員の選任については、これに同意することに決定しました。

諮問第1号の上程、説明、採決

議長（那須博天君） 追加日程3、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

勝山町長。

〔町長 勝山隆之君 登壇〕

町長（勝山隆之君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町長は当町の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者のうちから、議会の意見を聞き、法務大臣に推薦することになっております。

当町の人権擁護委員3名のうち1名が平成27年9月30日をもって任期満了となりますので、本定例議会で委員の推薦について御意見を求めるものでございます。

宮沢哲朗氏は、昭和24年3月11日生まれの66歳で、住所は池田町大字中鷓275番地であります。

宮沢氏は、昭和52年4月から平成21年3月までの32年間、長野県松本工業高等学校を初め、池田工業高等学校、長野工業高等学校の教諭を勤められ、人格、識見とも高く、適任と考えております。御推薦をできたらお願いしたいと思っております。

任期、平成27年10月1日から平成30年9月30日までの3年間で、今回2期目となります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議、御決定をくださるようお願い申し上げます。

議長（那須博天君） これをもって提案理由の説明を終了します。

お諮りします。

諮問第1号について、お手元にお配りいたしました意見のとおり答申したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配付した意見のとおり答申することに決定しました。

発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（那須博天君） 追加日程4、発議第2号 安全保障関連法案に関する意見書についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明の説明を求めます。

4番、矢口新平議員。

〔4番 矢口新平君 登壇〕

4 番（矢口新平君） 発議第 2 号 安全保障関連法案に関する意見書について。

安全保障関連法案に関する意見書を、別紙のとおり提出する。

平成27年 6 月22日提出。提出者、池田町議会議員、矢口新平。賛成者、服部久子、大出美晴、矢口稔、横澤はま。

衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、防衛大臣殿、外務大臣殿、総務大臣殿。

安全保障関連法案に関する意見書。

政府によって5月15日に国会に提出された、いわゆる安全保障関連2法案（「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」）は、これまで政府が厳守してきた「専守防衛」の立場を大きく逸脱し、世界中の紛争地域で米軍の軍事行動を支援できるようにするとともに、集団的自衛権を発動して米国の戦争に参戦する可能性に道をひらき、日本を戦争に巻き込む可能性を高めるものです。

日本弁護士連合会会長声明も指摘するとおり、これらの法案は日本国憲法前文および第9条に違反し、立憲主義の基本理念を否定し、国民主権の原則にも背くものです。

しかも、これまで長時間をかけて審議し法制化してきた関連法を、今回のそのうち10本を一括法案として提出、わずか3カ月程度の審議で国会を通過させようとするのですから、あまりに議会制民主主義をないがしろにした乱暴なやり方だといわなければなりません。

国民の過半数がこの法案に反対している現在、将来の国のあり方を根本から変えるこの法案を、数をたのみに拙速に通過させることは絶対に許されません。

政府（衆参両議院）におかれては、この法案を通すことによって戦争への道につながるのではないかという国民の疑念がいよいよ深まっている状況に鑑み、今国会では関連法案を慎重審議のうえ廃案とされることを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年 6 月22日。長野県池田町議会、議長、那須博天。

以上です。

議長（那須博天君） 賛成者において、補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありますか。

7番、薄井議員。

7番（薄井孝彦君） 大多数の憲法学者が指摘しているように、安全保障関連法案は自衛隊の海外での活動を拡大し、日本を戦争する国に導くものであり、交戦権を否定している憲法9条に違反すると思います。したがって、この法案は立憲主義の基本原則を否定し、国民主権の原則に背くものであり、廃案にすべきと考えます。

本日付の信濃毎日新聞で共同通信社が6月20日、21日に全国電話世論調査を行った結果が出ておりますが、それを見ますと安全保障関連法案が憲法に……

議長（那須博天君） 薄井議員、ちょっとすみません。質疑ですので、質問を簡潔にお願いをしたいのですが。

7番（薄井孝彦君） わかりました。質疑はありません。

議長（那須博天君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

まず、この議案に対し反対討論がありますか。

6番、和澤議員。

6番（和澤忠志君） この廃案ということでございますけれども、今現状日本も本当に戦後70年という節目を迎えまして、世界中の中の日本ということで、集団的自衛権ということの中でこういう法案が出てきたわけでございますけれども、やはり一方的に廃案というんじゃなくて、これは慎重審議をして国民が納得いくまで議論して、やはり国民全体がこの問題をもっと深く議論をしていくことが必要だと思いますので、この廃案という文字を消して、慎重なる継続審議をお願いしたいというふうに思います。

議長（那須博天君） この議案に対して賛成討論がありますか。

7番、薄井議員。

7番（薄井孝彦君） 先ほど順番を間違えまして、大変失礼いたしました。

大多数の憲法学者が指摘しているように安全関連法案というのはやはり自衛隊の海外での活動を拡大して、日本を戦争する国に導くということで、交戦権を否定している憲法9条に違反するということになると考えます。

それで、本日付の信濃毎日新聞を見ますと、共同通信の6月20日、21日に行った電話世論調査でも憲法に違反していると思う人が56.7%、法案に反対する人が58.7%、成立に反対す

る人が63.1%ということで、非常に多くの国民が疑念を抱いておりますので、そういう法案をやはり国会に出すということは問題だと思っておりますので、成立させるべきではないというふうに考えますので、本案に賛成いたします。

議長（那須博天君） この議案に対し反対討論がありますか。

〔発言する人なし〕

議長（那須博天君） この議案に対し賛成討論がありますか。

〔発言する人なし〕

議長（那須博天君） これをもって討論を終了します。

発議第2号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（那須博天君） 挙手多数でございます。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

#### 閉会中の継続調査の件

議長（那須博天君） 追加日程5、総務福祉委員会、振興文教委員会、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長より、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

総務福祉委員会について、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、総務福祉委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

続いて、お諮りします。

振興文教委員会について、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議



ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、振興文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

続いて、お諮りします。

議会運営委員会について、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### 日程の追加

議長（那須博天君） お諮りします。

議員派遣の件について、日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し議題とすることに決定しました。

#### 議員派遣の件

議長（那須博天君） 追加日程6、議員派遣の件を議題とします。

この件については、会議規則第128条の規定によって、お手元に配付した資料のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（那須博天君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した資料のとおり決定しました。

なお、次期定例会までに急を要する場合は、会議規則第128条の規定により議長において議員の派遣を決定しますので、申し添えます。

#### 町長あいさつ

議長（那須博天君） 勝山町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

勝山町長。

〔町長 勝山隆之君 登壇〕

町長（勝山隆之君） 6月定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

6月11日から22日までの12日間にわたる長い会期の定例会で大変御苦労さまでございました。

提案いたしました案件につきまして、それぞれ慎重に御審議、御決定をいただき、まことにありがとうございます。

御審議の中でいただきました御意見や一般質問での事項について、お答えに沿って最善の努力をまいります。

また、町政施行100周年、合併60周年の大きな節目での町政にかかわっている執行、議決という使命に対し、このめぐり合わせに幸甚であると同時に、次なるステップへ堅実で先見的で将来に誤りなきスタートを切るために、町民の皆様から大きな重責を課せられております。それゆえにともに切磋琢磨し、町民の負託に適正に応えなければと決意する次第でございます。

議員各位にもよろしく御指導、御支援のほどお願い申し上げます。

これからは、本格的な暑さもやっております。健康には十分御留意されますことをお願いしまして、御礼のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

#### 閉議の宣告

議長（那須博天君） 以上で、本日の日程と本定例会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

#### 議長あいさつ

議長（那須博天君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は6月11日より本日までの12日間にわたり熱心な御審議をいただき、議員並びに理事者、関係職員の御協力によりまして順調な議会運営ができましたことをここに厚く御礼を申し上げます。

今後、行政側におかれましては、審議中にありました意見、要望等に十分配慮され、適切な事務事業の執行に当たられますよう強く希望いたします。

#### 閉会の宣告

議長（那須博天君） これをもって、平成27年6月池田町議会定例会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

閉会 午前10時52分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年6月22日

議 長 那 須 博 天

署 名 議 員 横 澤 は ま

署 名 議 員 立 野 泰